

平成22年度

事業年報

厚生労働省北海道厚生局

は じ め に

北海道厚生局は、平成 13 年に中央省庁の再編統合に伴い、国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として発足以来、北海道を管轄区域とし、何度かの組織再編を経て、健康、福祉、医療、食品衛生、社会保険、年金及び麻薬取締等に関する業務を実施しております。

具体的には、医師、看護師等の国家試験の事務や保健、福祉関係の補助金等の交付、保健、医療、福祉関係の専門職の養成施設の指定・指導監督、福祉施設・制度の監督、食品衛生に関する指導監督、健康保険組合・企業年金の指導監督、日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可、保険医療機関等の指定・登録・指導監督業務、年金制度等への審査請求、そして麻薬・覚せい剤等の取締りの業務を行っております。

平成 22 年度においては、認知症に対する啓発活動として「親子で知る、認知症ってなあ〜に？」をテーマに「認知症サポーター養成講座」を開催するなど、地域性豊かな情報発信を行いました。

なお、組織の再編等はありませんでしたが、国の出先機関改革における事務・権限の地方への委譲に関する「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」が示され、今後、本格化していくものと思われます。

北海道厚生局におきましては、厚生労働省の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し、開かれた行政を目指します。

に基づき、また、北海道厚生局の「1-2-3ルール」

1. 「一」に誠心誠意
2. 電話は「2」コール以内にピックアップ
3. お客さま入室「3」秒以内に声かけ

をモットーに、職員一丸となって、道民が安心して生活をおくれる厚生行政を推進してまいります。

本書は、平成 22 年度に当局が実施した業務内容、実績、各種の厚生行政の指標等に基づく分析や北海道におけるトピックス等を分かりやすくとりまとめたものです。本書が、道民の皆様や、自治体をはじめ多くの関係団体の皆様方が当局の業務や厚生行政について、一層のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成 23 年 8 月



ひと、くらし、
みらいのために

北海道厚生局



写真：認知症サポーター養成講座の様子

目次

第一章 北海道厚生局の概要

- 1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 組織と主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

- 1 医師等の国家試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(企画調整課)

- 2 北海道厚生局の組織目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 職場環境、業務改善及び職員の資質向上に向けた取組・・・・・・・・ 9
- 4 医療事故調査のあり方についての検討・・・・・・・・・・ 11

(年金管理課)

- 5 日本年金機構に対する認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 国民年金等事務取扱交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 7 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定・・・・・・・・ 16
- 8 社会保険労務士の指導・監督・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 9 特例民法法人の指導・監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 10 年金委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(健康福祉課)

- 11 児童福祉施設、障がい者関連施設及び高齢者福祉施設の
整備への費用助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(指導養成課)

- 12 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務・・・・・・・・・・ 21
- 13 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査・・・・・・・・ 23
- 14 看護教育に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 15 社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する
実習演習科目の確認に関する業務・・・・・・・・・・・・ 30
- 16 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務・・・・・・・・ 31

(福祉指導課)

- 17 介護事業所等の指導・監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

(医事課)

- 18 医師と歯科医師の臨床研修・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 19 医療観察法に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

20	医療の安全に関する取組の普及及び啓発	36
21	医薬品製造業及び輸入販売業の許可	37
22	毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録	38
23	薬事監視業務	39
24	医師確保及び地域医療の確保・推進に関する業務	39
25	行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修	40
26	特定機能病院の立入検査及び国の開設する病院・診療所・助産所の 監督業務	40
(食品衛生課)		
27	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認	41
28	輸出水産食品取扱施設の認定	42
29	健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導	43
(保険年金課)		
30	医療保険者の指導及び認可	44
31	企業年金等の指導及び認可	45
(医療課 管理課)		
32	保険診療の指導等	46
33	施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項	47
34	北海道地方社会保険医療協議会	48
(麻薬取締部)		
35	麻薬取締	51
(社会保険審査官)		
36	審査請求書の受付状況	52
37	審査請求書の決定状況	53
38	審査請求書の制度別内訳	53

第三章 統計・資料

1	管内状況	54
2	所管医療法人一覧	60
3	保険医療機関及び保険医の状況	61
4	基本診療料・入院時食事療養等の届出状況	61
5	保険医療機関等の調査・指導実施の状況	62
6	道内国立医療機関（病院）一覧	63
7	道内国立医療機関（診療所）一覧	64
8	医師数	65
9	北海道の産科医師及び小児科医師の推移	65
10	医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況	65

11	医師臨床研修病院一覧	66
12	歯科医師臨床研修病院一覧	67
13	平成 22 年度「必要医師数実態調査」の結果	68
14	所管養成施設等一覧	
(1)	救急救命士養成所	69
(2)	診療放射線技師養成所	69
(3)	臨床検査技師養成所	69
(4)	理学療法士養成施設	69
(5)	作業療法士養成施設	69
(6)	視能訓練士養成所	70
(7)	臨床工学技士養成所	70
(8)	義肢装具士養成所	70
(9)	言語聴覚士養成所	70
(10)	あん摩マッサーシ指圧師・はり師・きゅう師養成施設	70
(11)	柔道整復師養成施設	70
(12)	歯科衛生士養成所	71
(13)	歯科技工士養成所	71
(14)	保健師養成所	71
(15)	助産師養成所	71
(16)	看護師養成所	72
(17)	栄養士養成施設	73
(18)	管理栄養士養成施設	74
(19)	理容師養成施設	74
(20)	美容師養成施設	74
(21)	製菓衛生師養成施設	75
(22)	食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設	75
(23)	指定保育士養成施設	76
(24)	社会福祉士養成施設等	77
(25)	介護福祉士養成施設等	77
(26)	福祉系大学等（社会福祉に関する科目を定める省令 第5条に規定する実習演習科目の確認をしている大学等）	78
(27)	福祉系高校等（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項 第1号及び同法附則第2条の規定により指定され ている高等学校）	79
(28)	社会福祉主事養成機関等	79
(29)	精神保健福祉士養成施設等	79
15	所管中小企業等協同組合一覧	80
16	原爆指定医療機関	81

17	総合衛生管理製造過程承認施設一覧	82
18	対EU輸出水産食品認定施設一覧	85
19	対米国輸出水産食品認定施設一覧	85
20	食品衛生法に基づく登録検査機関一覧	87
21	健康保険組合一覧	88
22	厚生年金基金一覧	88
23	国民年金基金一覧	88
24	確定拠出企業年金一覧	88
25	確定給付企業年金一覧（基金型）	91
26	確定給付企業年金一覧（規約型）	91
27	日本年金機構ブロック本部及び年金事務所一覧（北海道）	98
28	国家資格の概要	99

第一章 北海道厚生局の概要

1. 沿革

○平成13年 1月 6日

中央省庁等改革における厚生労働省の発足に際し、旧北海道地方医務局と旧北海道地区麻薬取締官事務所を統合し、これに本省及び北海道社会保険事務局からの移管事務を加え、北海道厚生局が発足。

総務課、保険福祉課、社会保険課、病院管理部（経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）を設置。

○平成15年 4月 1日

病院管理部を病院管理部門とし、健康福祉部（保健福祉課、社会保険課）を設置。

○平成16年 4月 1日

国立病院等の独立行政法人化に伴い、病院管理部門を廃止。

健康福祉部において保健福祉課が廃止され、健康課、福祉課、医事課、食品衛生課が設置される。

麻薬取締部において、麻薬取締部調査室が調査総務課となる。

○平成20年 4月 1日

企画調整課を設置。

○平成20年10月 1日

平成22年1月の社会保険庁廃止へ向けた業務移管に伴い、指導部門を設置（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課）。

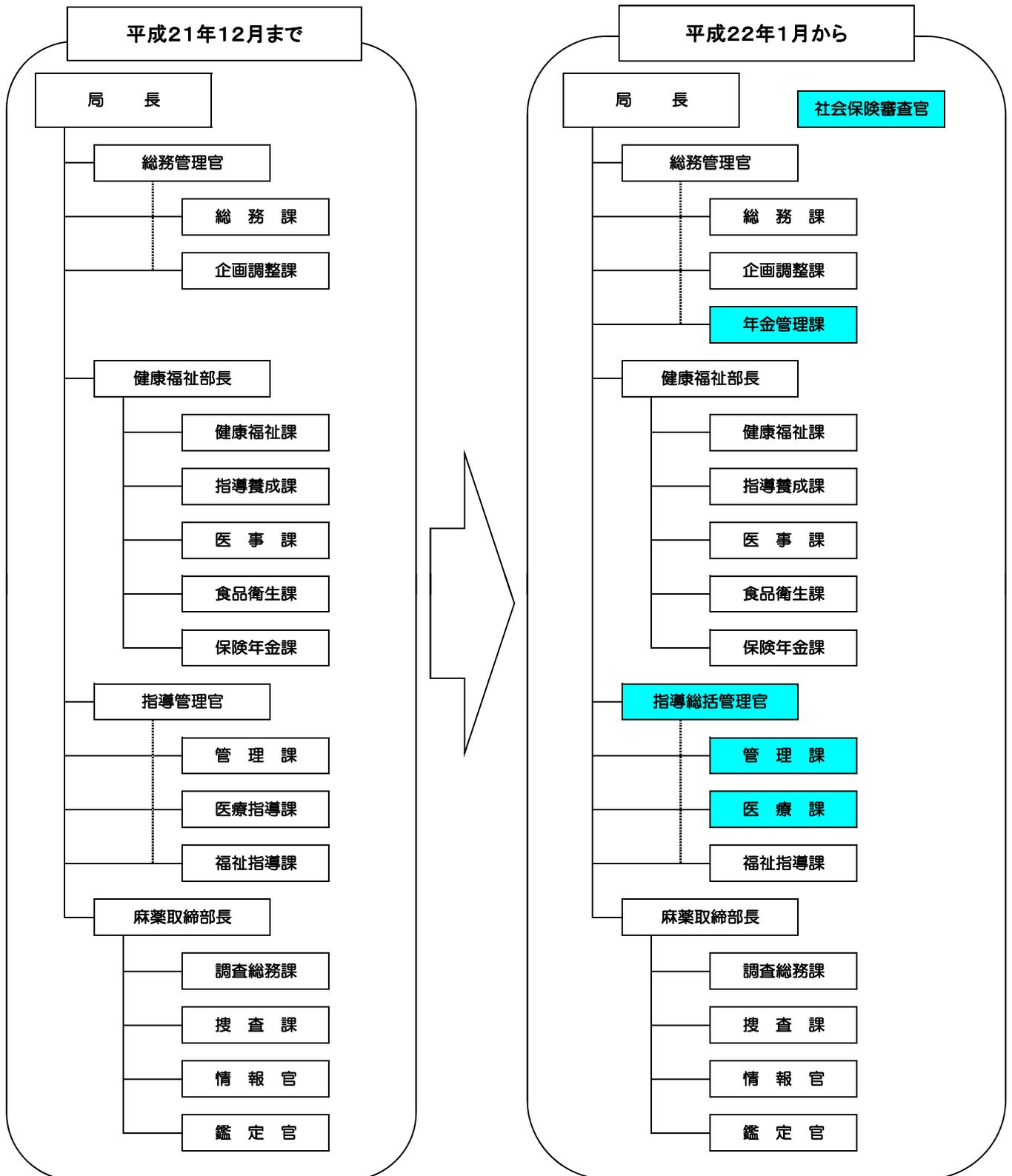
健康福祉部において健康課、福祉課、社会保険課が廃止され、健康福祉課、指導養成課、保険年金課を新設。

○平成22年 1月 1日

社会保険庁の廃止に伴う業務移管により年金管理課を設置すると共に、北海道社会保険事務局に置かれていた社会保険審査官を北海道厚生局に配置。

2. 組織と主な業務

(1) 組織



 は社会保険庁の廃止による業務移管に伴って設置された官職、組織

(2) 主な業務

総務課	<ul style="list-style-type: none">・北海道厚生局全体の総務及び会計 ・ 行政文書の開示 ・ 個人情報の保護・ 医師等国家試験の実施
企画調整課	<ul style="list-style-type: none">・ 北海道厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び調整・ 北海道地方社会保険医療協議会の運営
年金管理課	<ul style="list-style-type: none">・ 日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可 ・ 日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可・ 社会保険労務士に関する事 ・ 年金委員に関する事 ・ 国民年金等事務取扱交付金の審査・ 学生納付特例事務法人、保険料納付確認団体の指定、監督
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ 保健衛生、福祉関係国庫補助金等の交付・ 生活衛生協同組合の振興計画の認定 ・ 三種病原体の所持に関する業務・ 民生委員、児童委員に関する事 ・ 精神保健指定医の指定に関する事
指導養成課	<ul style="list-style-type: none">・ 各養成施設（看護師等の医療分野、保育士等の福祉分野、美容師等の生活衛生分野）の指定及び監督等に関する業務・ 看護教育に関する業務・ 社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する実習演習科目の確認に関する業務・ 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する業務
医事課	<ul style="list-style-type: none">・ 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処の総括・ 医師の確保に関する事 ・ 医師、歯科医師の臨床研修に関する事・ 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施 ・ 医療の安全に関する取組の普及啓発・ 心神喪失者医療観察法に基づく指定医療機関の指定、地方裁判所の入院決定の執行・ 特定機能病院に対する立入検査
食品衛生課	<ul style="list-style-type: none">・ 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認及び承認施設の監視指導・ 食品等検査機関の指定・登録及び監督 ・ 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示の規制に関する事・ 対EU及び対米輸出水産食品認定施設等に対する査察及び指導
保険年金課	<ul style="list-style-type: none">・ 健康保険組合、全国健康保険協会支部に係る許認可及び指導監督・ 国民健康保険事業に係る助言・指導・ 厚生年金基金及び国民年金基金に係る許認可及び指導監督・ 確定給付企業年金及び確定拠出年金に関する承認及び指導監督
管理課	<ul style="list-style-type: none">・ 指導部門の業務に関する総合調整・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指定、登録情報、施設基準等の届出情報の管理
医療課	<ul style="list-style-type: none">・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指定、登録と指導監査、施設基準等の登録に関する業務・ 柔道整復師の施術に係る受領委任の契約等の締結、登録事務、指導監督
福祉指導課	<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険法による市町村（保険者）の事務の指導（技術的助言）・ 介護保険の地域密着型サービス事業者に対する指導・ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理と監督
麻薬取締部	<ul style="list-style-type: none">・ 麻薬、覚せい剤等の取締りの実施、薬物乱用防止の普及啓発・ 薬物等に関する相談
社会保険審査官	<ul style="list-style-type: none">・ 健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく審査請求事件の審査

第二章 業務の概要と実績

(総務課)

1. 医師等の国家試験

(1) 北海道厚生局で実施する国家試験（11種）

全国の厚生局で実施する国家試験は12種あります。北海道厚生局では、関東信越厚生局と近畿厚生局の2局のみで実施される視能訓練士を除いた下記の11種を実施しています。

(平成22年度実績)

試験区分	試験期日	願書受付期間	試験会場	合格発表日
第104回 歯科医師	平成23年 2月5日～6日	平成22年 11月15日～12月3日	札幌コンベンションセンター	平成23年3月22日
第105回 医師	平成23年 2月12日～14日	平成22年 11月15日～12月3日	札幌コンベンションセンター	平成23年3月18日
第94回 助産師	平成23年 2月17日	平成22年 11月26日～12月17日	札幌第1合同庁舎	平成23年3月25日
第97回 保健師	平成23年 2月18日	平成22年 11月26日～12月17日	札幌コンベンションセンター	平成23年3月25日
第100回 看護師	平成23年 2月20日	平成22年 11月26日～12月17日	札幌コンベンションセンター/ 代々木ゼミナール札幌校	平成23年3月25日
第57回 臨床検査技師	平成23年 2月23日	平成22年12月20日～ 平成23年1月11日	札幌第1合同庁舎	平成23年3月31日
第63回 診療放射線技師	平成23年 2月24日	平成22年12月20日～ 平成23年1月11日	札幌第1合同庁舎	平成23年3月31日
第46回 理学療法士	平成23年 2月27日	平成22年12月20日～ 平成23年1月11日	代々木ゼミナール札幌校	平成23年3月31日
第46回 作業療法士	平成23年 2月27日	平成22年12月20日～ 平成23年1月11日	代々木ゼミナール札幌校	平成23年3月31日
第96回 薬剤師	平成23年 3月5日～6日	平成23年 1月5日～1月18日	代々木ゼミナール札幌校	平成23年3月30日
第25回 管理栄養士	平成23年 3月20日	平成23年 1月7日～1月14日	代々木ゼミナール札幌校	平成23年5月9日

(2) その他の国家試験

厚生局で実施する試験の他に、国から指定を受けた指定試験機関が実施する国家試験13種があります。また、歯科技工士及び製菓衛生師試験は北海道庁が実施しています。

(3) 試験を要しないもの

栄養士、調理師、保育士、介護福祉士及び社会福祉主事は、養成施設の修了資格をもって免許が取得できます（養成施設を修了していない場合は試験が必要）。また、食品衛生管理者は、講習会の受講をもって資格が取得できます。

平成22年度医師等国家試験の実施状況

○厚生局が実施する試験（12種）の状況

	受験者数			合格者数			合格率 ()は全国値			管内養成施設数		
	21年度	22年度	対前年度比 (%)	21年度	22年度	対前年度比 (%)	21年度	22年度	対前年度 増△減	21年度	22年度	対前年度 増△減
医師	303	310	102.3	279	292	104.7	(89.2) 92.1	(89.3) 94.2	(0.1) 2.1	3	3	0
歯科医師	184	184	100.0	130	132	101.5	(69.5) 70.7	(71.0) 71.7	(1.5) 1.1	2	2	0
保健師	733	749	102.2	647	674	104.2	(86.6) 88.3	(86.3) 90.0	(△ 0.3) 1.7	11	11	0
助産師	71	86	121.1	60	86	143.3	(83.1) 84.5	(97.2) 100.0	(14.1) 15.5	6	6	0
看護師	2,976	2,975	100.0	2,704	2,784	103.0	(89.5) 90.9	(91.8) 93.6	(2.3) 2.7	53	53	0
診療放射線技師	168	148	88.1	132	90	68.2	(80.0) 78.6	(71.7) 60.8	(△ 8.3) △ 17.8	3	3	0
臨床検査技師	149	172	115.4	112	127	113.4	(67.8) 75.2	(67.0) 73.8	(△ 0.8) △ 1.3	4	4	0
理学療法士	359	398	110.9	342	325	95.0	(92.6) 95.3	(74.3) 81.7	(△ 18.3) △ 13.6	8	8	0
作業療法士	238	247	103.8	211	204	96.7	(81.0) 88.7	(71.0) 82.6	(△ 10.0) △ 6.1	7	7	0
薬剤師	161	87	54.0	155	23	14.8	(56.4) 96.3	(44.4) 26.4	(△ 12.0) △ 69.8	3	3	0
管理栄養士	1,228	1,034	84.2	326	357	109.5	(32.2) 26.5	(0.0) 34.5	(△ 32.2) 8.0	5	5	0
視能訓練士	-	-	-	-	-	-	(85.4)	(91.3)	(5.9)	2	2	0

※視能訓練師国家試験は、関東信越厚生局及び近畿厚生局のみで実施

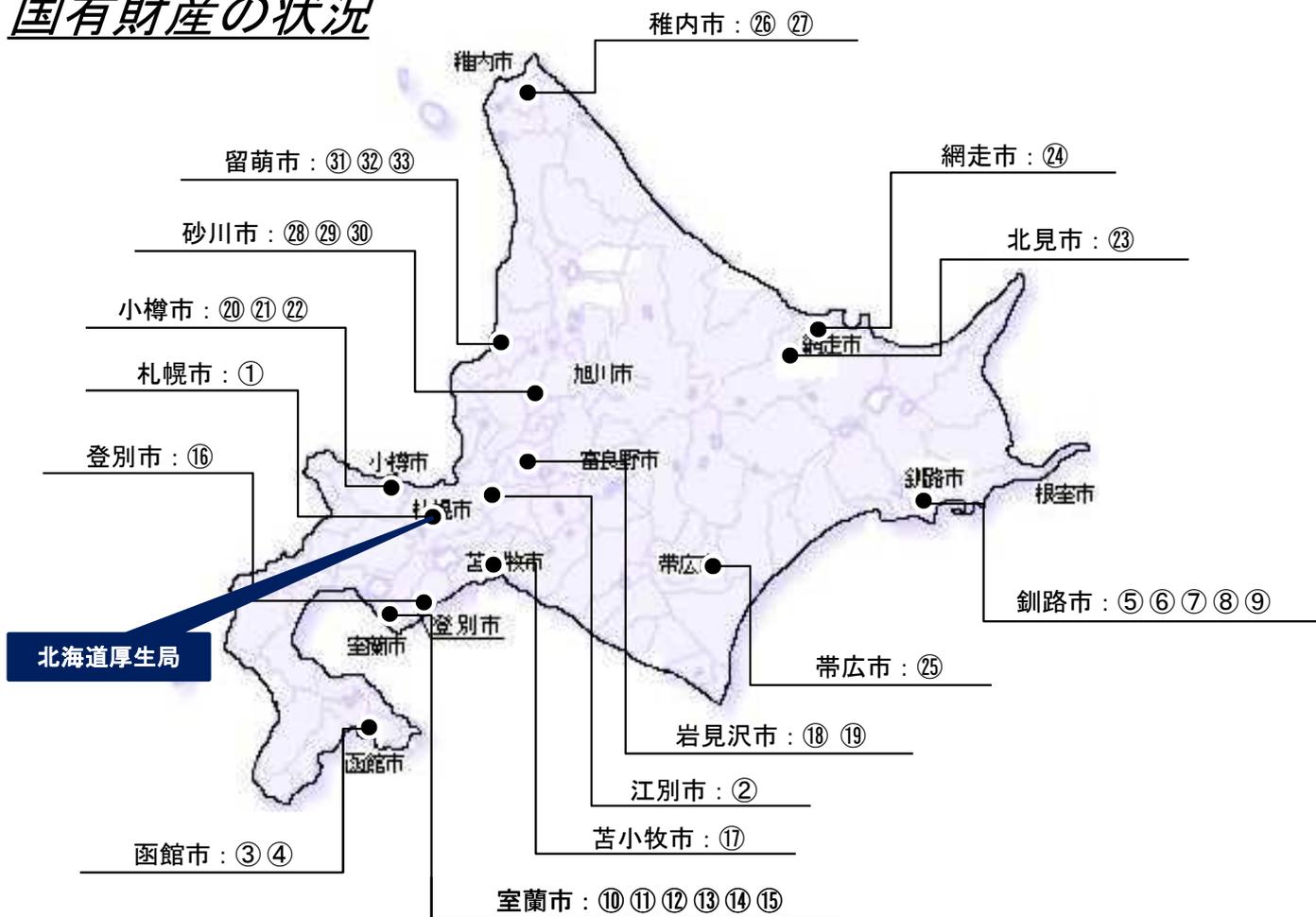
○北海道庁が実施する試験（2種）の状況

	受験者数			合格者数			合格率			管内養成施設数		
	21年度	22年度	対前年度比 (%)	21年度	22年度	対前年度比 (%)	21年度	22年度	対前年度 増△減	21年度	22年度	対前年度 増△減
歯科技工士	88	88	100.0	88	87	98.9	100.0	98.9	△ 1.1	3	3	0
製菓衛生師	465	479	103.0	443	409	92.3	95.3	85.4	△ 9.9	7	7	0

○指定試験機関が実施する試験（13種）の状況

	合格率 (全国値)			管内養成施設数			指定試験機関
	21年度	22年度	対前年度 増△減	21年度	22年度	対前年度 増△減	
理容師	60.4	50.6	△ 9.8	8	6	△ 2	(財)理容師美容師試験センター
美容師	80.5	45.2	△ 35.3	14	10	△ 4	(財)理容師美容師試験センター
社会福祉士	27.5	28.1	0.6	2	2	0	(財)社会福祉振興・試験センター
精神保健福祉士	63.3	58.3	△ 5.0	2	2	0	(財)社会福祉振興・試験センター
救急救命士	84.0	82.3	△ 1.7	3	3	0	(財)日本救急医療財団
義肢装具士	87.4	88.4	1.0	1	1	0	(財)テクノエイド協会
臨床工学技士	81.4	76.9	△ 4.5	3	3	0	(財)医療機器センター
言語聴覚士	64.8	69.3	4.5	2	2	0	(財)医療研修推進財団
あん摩マッサージ指圧師	85.0	87.0	2.0	1	1	0	(財)東洋療法研修試験財団
はり師	75.5	83.0	7.5	4	4	0	(財)東洋療法研修試験財団
きゆう師	74.9	83.6	8.7	4	4	0	(財)東洋療法研修試験財団
柔道整復師	77.8	69.3	△ 8.5	4	4	0	(財)柔道整復研修試験財団
歯科衛生士	97.2	96.5	△ 0.7	10	11	1	(財)歯科医療研修振興財団

国有財産の状況



番号	口座名	住所	備考
①	(旧)札幌東社会保険事務所	北海道札幌市豊平区豊平3条7丁目110-49	
②	社会保険大麻集合宿舍	北海道江別市大麻東町31番2	
③	函館社会保険事務所柏木公務員宿舍	北海道函館市柏木町118番1	
④	函館社会保険事務所深掘B公務員宿舍	北海道函館市深掘町201番2	
⑤	釧路社会保険事務所興津A公務員宿舍	北海道釧路市興津3丁目69番152	
⑥	釧路社会保険事務所興津B公務員宿舍	北海道釧路市興津5丁目19番47	
⑦	釧路社会保険事務所川北公務員宿舍	北海道釧路市川北町5番51	
⑧	釧路社会保険事務所美原公務員宿舍	北海道釧路市美原1丁目52番4	
⑨	釧路社会保険事務所住吉A公務員宿舍	北海道釧路市住吉1丁目68番3	
⑩	室蘭社会保険事務所東町公務員宿舍	北海道室蘭市東町5丁目6番12	
⑪	室蘭社会保険事務所母恋南公務員宿舍	北海道室蘭市母恋南町4丁目73番55	
⑫	室蘭社会保険事務所白鳥台公務員宿舍	北海道室蘭市白鳥台5丁目17番4	
⑬	室蘭社会保険事務所西小路公務員宿舍	北海道室蘭市西小路町42-17	
⑭	室蘭船員保険診療所	北海道室蘭市海岸町1-103	売払済
⑮	室蘭船員保険診療所医師宿舍	北海道室蘭市母恋南町4丁目32番136	
⑯	登別厚生年金病院東町A職員住宅	北海道登別市東町4丁目6番1外	
⑰	苫小牧社会保険事務所青葉町A公務員宿舍	北海道苫小牧市青葉町2丁目13番6	
⑱	岩見沢社会保険事務所志文公務員宿舍	北海道岩見沢市志文本町3条6丁目33	
⑲	岩見沢社会保険事務所日の出A公務員宿舍	北海道岩見沢市日の出台1丁目102番外	売払済
⑳	小樽社会保険事務所オタモイ公務員宿舍	北海道小樽市オタモイ1-102-15	
㉑	小樽社会保険事務所塩谷公務員宿舍	北海道小樽市塩谷2丁目52番9外	
㉒	小樽社会保険事務所稲穂公務員宿舍	北海道小樽市稲穂町5-16-3	
㉓	北見社会保険事務所公園公務員宿舍	北海道北見市公園町144番4	売払済
㉔	網走船員保険保養所	北海道網走市大曲2丁目79番2	
㉕	帯広社会保険事務所東6条公務員宿舍	北海道帯広市東6条南13丁目25番2	
㉖	稚内社会保険事務所緑1丁目公務員宿舍	北海道稚内市緑1丁目2234番1	
㉗	稚内社会保険事務所富岡公務員宿舍	北海道稚内市富岡1丁目1660番483	
㉘	砂川社会保険事務所南吉野公務員宿舍	北海道砂川市南吉野1条南7丁目12-3	
㉙	砂川社会保険事務所空知太公務員宿舍	北海道砂川市空知太東3条1丁目389番37	
㉚	砂川社会保険事務所空知太公務員宿舍	北海道砂川市空知太東3条1丁目389番38	
㉛	留萌社会保険事務所五十嵐公務員宿舍	北海道留萌市五十嵐町2丁目2番2	
㉜	北海道社会保険事務局留萌事務所沖見A公務員宿舍	北海道留萌市沖見5丁目73番外	
㉝	北海道社会保険事務局留萌事務所沖見B公務員宿舍	北海道留萌市沖見5丁目63番2外	

(企画調整課)

2. 北海道厚生局の組織目標

厚生労働省においては、平成22年度を厚生労働省改革元年と位置付け、その一環として厚生労働省及び省内の局の目標を定め、こうした組織目標に沿って組織運営に取り組むこととしました。そして、地方支分部局等においても、後期より組織としても達成すべきミッションや目標を踏まえて個々の職員の目標が設定できるよう、組織目標を設定しました。

なお、平成23年度から期間が1年間に見直され、平成23年度における北海道厚生局の組織目標は以下のとおりです。

北海道厚生局の組織目標

北海道厚生局のミッション:

国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として、生活者の立場で行政サービスを提供するとともに、業務を通じて北海道を活性化させる。

【平成23年度(平成23年4月～平成24年3月の年間)の組織目標】

	内容	推進する上での課題	備考
1	期限(平成24年3月まで) 数値目標(-) 【地域性豊かな情報発信】 ・自治体や保険者、医療、介護関連施設、事業者等における先進的な好取組事例などを収集しホームページ等で発信するとともに、関係団体にも今後、取り組むよう助言を行う。 ・地域に根ざした行政機関として、道民及び道内関係機関等への情報発信機能の強化を目的に、当局の業務に関する情報を積極的にホームページに掲載するとともに、情報をアクセスし易く、分かりやすく見直す。 ・平成23年度麻薬・覚せい剤乱用防止運動北海道大会(苫小牧市)を実施し、一般人に対し薬物乱用防止の啓発を行う。		
2	期限(平成24年3月まで) 数値目標(備考欄に記載) 【業務の適切な遂行】 ・厚生行政の政策実施機関として、事業計画に基づき適切に実施するとともに、必要な改善を整理して、来年度の事業計画に反映させる。 ・介護、保険、医療、年金、麻薬取締、養成施設や食品製造加工等の関係施設等に対し、法令を遵守し、公平・公正な実地指導・認可等を適切に実施する。また、保険医療機関・保険薬局等に対する平成24年度診療報酬改定集団指導や養成施設等の適正な運営に関する説明会を実施する。		・診療報酬改定集団指導(平成24年3月実施) ・養成施設等説明会(平成23年5月)
3	期限(平成24年3月まで) 数値目標(備考欄に記載) 【実態把握と情報収集】 ・厚生行政の施策を側面からサポートするため、業務に関連する情報を収集し、分析能力を高めるとともに本省に情報発信する。 ・積極的に自治体や関係機関等へ向き、実施状況等の実態を情報収集する。また、各振興局単位で地域密着型サービス事業所に対する指定及び指導監督業務のための介護保険担当者連絡会議を開催し、関係事業者等のニーズを把握。 ・関係分野の有識者や関係機関から講師を招いて、関係行政に関するや問題点、課題等を理解するための、研修会・意見交換会を実施する。		・介護保険担当者連絡会議(平成23年7月まで)
4	期限(平成24年3月まで) 数値目標(-) 【業務改善とコスト削減への取組】 ・PDCAサイクル手法による業務改善を実施する。 ・保険者(市町村)に対する業務説明会等については、担当者・開催スケジュール等を調整し、効果的・効率的な会議の開催を行う。 ・効率的な業務処理体制を構築し、超過勤務時間を削減する。 ・印刷・消耗品におけるコスト意識の醸成及び再利用を徹底する。 ・職員の健康の維持・増進のため、指定休暇等の年次休暇計画に基づき取得の促進を図る。	・各職員の業務習熟度向上方策 ・業務量に対応した弾力的な人員配置計画の策定(国家試験事務・給与年末調整事務等の業務が集中する時期の人員配置など)	
5	期限(平成24年3月まで) 数値目標(備考欄に記載) 【職員の能力向上と自己研鑽】 ・業務課題等に対し、適切に対応できるよう考える力を養成するため、研修会等を計画し、研修や勉強会等を実施するとともに、外部機関主催の研修会等への積極的な参加を推進する。 ・部門別に、毎日当番制により朝礼を行い、局長・各課の行事等を周知し、情報の共有化、業務の効率化を図る。 ・法令遵守、倫理規定等の研修により、職員のモラルの向上・事故防止に努める。		・研修会等(毎月) ・朝礼(毎日)
6	期限(平成24年3月まで) 数値目標(-) 【平成23年東北地方太平洋沖地震対応】 ・平成23年東北地方太平洋沖地震による災害への対応について、本省及び北海道庁等と連携を図りつつ、被災者の生活支援等に全力で取り組む。		

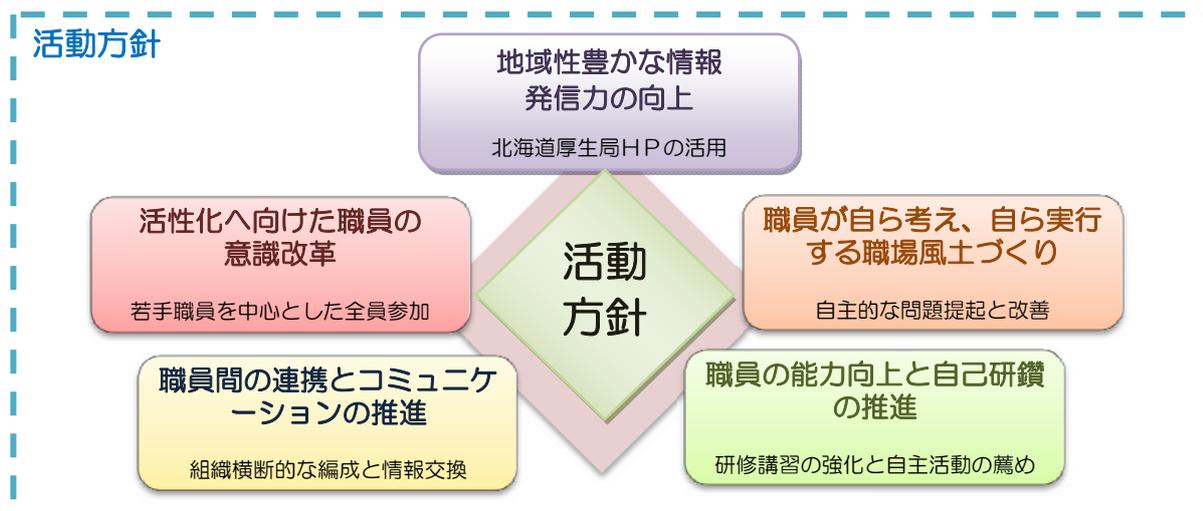
【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

		備考
人材育成・組織活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっかいどう厚生局活性化委員会」を設置して、組織としての一体感と地域性、発信性に富んだ局を目的に、業務改善、自己研鑽やホームページの編集等に取り組む。 ・日常の業務を通じて若手職員の能力の向上を図るとともに、必要に応じて実務研修・勉強会を実施する。 ・勤務時間外などに自主参加による研修(局内は元より、外部の講師を招き広範な知識を吸収し、職員のレベルアップを図る)を計画し実施(2カ月で1回ペース)。 ・部門別に、毎日当番制により朝礼を行い、局長・各課の行事等を周知し、情報の共有化、業務の効率化を図る。(再掲) 	
実態把握能力	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に自治体や関係機関等へ出向き、実施状況等の実態を情報収集する。(再掲) ・関係分野の有識者や関係機関から講師を招いて、関係行政に関する問題点、課題等を理解するための、研修会・意見交換会を実施する。(再掲) ・問題発生時には現地に出向く事を原則とし、状況把握を迅速に行う。 	
コスト意識・ムダ排除能力	<ul style="list-style-type: none"> ・時期によって業務量が過大となる業務に対し、支援体制を構築し、業務量の平準化を図る。 ・必要不可欠な場合を除き、カラーコピーの使用禁止。両面コピーの実施。 ・コピー1枚の価格をコピー機に、消耗品の価格を消耗品トレイに表示する事などに併せ、電気料などの料金について、職員に情報提供する。 ・印刷や消耗品等の再利用を推進する。(再掲) 	
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に自治体や関係機関等へ出向き、実施状況等の実態を情報収集する。(再掲) ・関係分野の有識者や関係機関から講師を招いて、関係行政に関する問題点、課題等を理解するための、研修会・意見交換会を実施する。(再掲) ・地域に根ざした行政機関として、道民及び道内関係機関等への情報発信機能の強化を目的に、当局の業務に関する情報を積極的にホームページに掲載するとともに、情報をアクセスし易く、わかりやすく見直す。(再掲) ・情報収集した好事例や課題等の対応策として、会議等で情報発信する。 	
情報公開能力	<ul style="list-style-type: none"> ・国民からの開示請求に対し、速やかに開示できるよう行政文書の保全・管理に努める。 ・情報公開法の「知る権利」を理解するための勉強会を実施。 	
制度・業務改善能力(アフターサービスの考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクル手法による業務改善を実行する。(再掲) ・積極的に自治体や関係機関等へ出向き、実施状況等の実態を情報収集する。(再掲) ・関係分野の有識者や関係機関から講師を招いて、関係行政に関する問題点、課題等を理解するための、研修会・意見交換会を実施する。(再掲) ・利用者の立場に立った対応に取り組む。 ・「国民の皆様の声」で寄せられたご意見については、本省に伝達するのみではなく、局内で検討を実施するとともに、必要に応じて関係機関等へ情報提供する。 	
政策マーケティング・検証能力	<ul style="list-style-type: none"> ・政策マーケティング・検証能力の向上を図るため、幹部研修等に積極的に参加する。 	
新政策立案能力	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案能力の向上を図るため、幹部研修等に積極的に参加する。 	

3. 職場環境、業務改善及び職員の資質向上に向けた取組

ほっかいどう厚生局活性化委員会

組織としての一体感と地域性、発信性に富んだ北海道厚生局を目指し、以下の活動方針のもと、活性化に向けた委員運営及び4グループによる活動を行いました。



平成22年度におけるグループ活動実績

平成22年度は以下の4グループ体制にて活性化に向けた活動を実施しました。



1. 研修講習グループ → 職員研修・講習の企画・開催

●厚生局独自企画分

- ・外部講師 7回
- ・内部講師 4回
- ・関連施設等視察 2回

●人事院

- ・階層別研修（中堅係員、係長、課長）

●他機関主催

- ・情報公開、訴訟関係、評価監視、公文書セミナー等

2. 職場環境・業務改善グループ → PDCAサイクル手法による業務改善

- 緊急取組事項の提案 → 両面コピーの徹底とカラーコピーの禁止
不要紙と消耗品のリサイクル
一斉清掃、消灯、戸締まり
- PDCAサイクル手法を活用した改善 → 消耗品の払い出し
共同支援システムのファイル共有領域の改善

3. 情報交換・自己研鑽グループ → 職員間の情報交換、自主活動・自主勉強会の薦め

- 自主活動、自己研鑽の薦め（掲示板の設置） → シンポジウム等開催案内 28件
図書館名画座 14件
- 情報交換会の開催 → 局長との懇談会

4. HP編集グループ → 北海道厚生局HPの改善

- 既存掲載案件の点検（連絡照会先、リンク先、データ更新）を実施
- 月1回の定期更新を開始

知的障がい者の職場体験実習

知的障がい者の雇用に関する職員の理解を深めるとともに、人事管理上の課題等を検討するため、知的障がい者を職場体験実習生として受け入れました。

実習期間及び実習時間

平成22年11月から平成23年3月までの期間において、3週間を1実習期間として、全6名の受け入れを実施しました。（実習時間は午前8時45分から午前11時まで）

- ・第1期（11月15日～12月3日）
- ・第2期（12月6日～12月24日）
- ・第3期（1月11日～1月28日）
- ・第4期（1月31日～2月18日）
- ・第5期（2月21日～3月11日）
- ・第6期（3月14日～3月31日）

実習内容

- 事務室・会議室内の清掃作業
- 印刷済み用紙の分別作業
- シュレッダー作業
- 旧式封筒へのシール貼り作業
- 宛名ラベルの切り貼り作業

4. 医療事故調査のあり方についての検討

医療事故について、これまでの行政の対応は必ずしも十分とは言えず、民事手続（訴訟）や刑事手続（訴訟）にその解決が期待されている現状がありますが、これらは、金銭賠償や刑事責任の有無が直接の論点であり、必ずしも原因究明や再発防止につながるものではありません。

医療事故の発生時において、解剖や診療経過の評価・分析を行って事故原因を究明し、再発防止策を提言する仕組みが必要であると考えられています。

このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性確保や医療に対する国民の信頼回復につながるとともに、医師などの医療従事者が萎縮することなく医療を行える環境整備にも資すると考えられています。

北海道地域での医療事故に関わる取組み

医療事故に関わる取組みは、国（厚生局）だけでなく自治体、医療機関、民間団体などの多方面で行われています。北海道地域での主な事例を取りあげました。

特定機能病院などの院内事故調査

大学病院等の特定機能病院には、自院で発生した事故を自ら調査する院内事故調査委員会が設置されています。

道内の特定機能病院は北海道大学病院、札幌医科大学附属病院、旭川医科大学病院の3つで、それぞれ名称や組織、取組みの詳細は異なりますが、外部の医師や弁護士などの専門家も加えて事故原因の調査が行われます。結果は本人、遺族への説明だけでなく、医療スタッフや研修医の教育にも生かされています。また、特定機能病院以外でも院内調査の導入が進められおり、特定機能病院（大学病院）での取組みは、そのモデルともなるものです。

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

特に死亡事例について、医療機関から調査依頼を受け臨床医、法医及び病理医による解剖を行うとともに診療経過の調査も行います。収集した資料や解剖結果をもとに、死亡原因と診療行為との関係について、医療の専門家に弁護士も加えた委員会で評価を行い、結果を医療機関と遺族に報告します。また再発防止の取組みについても提言しています。

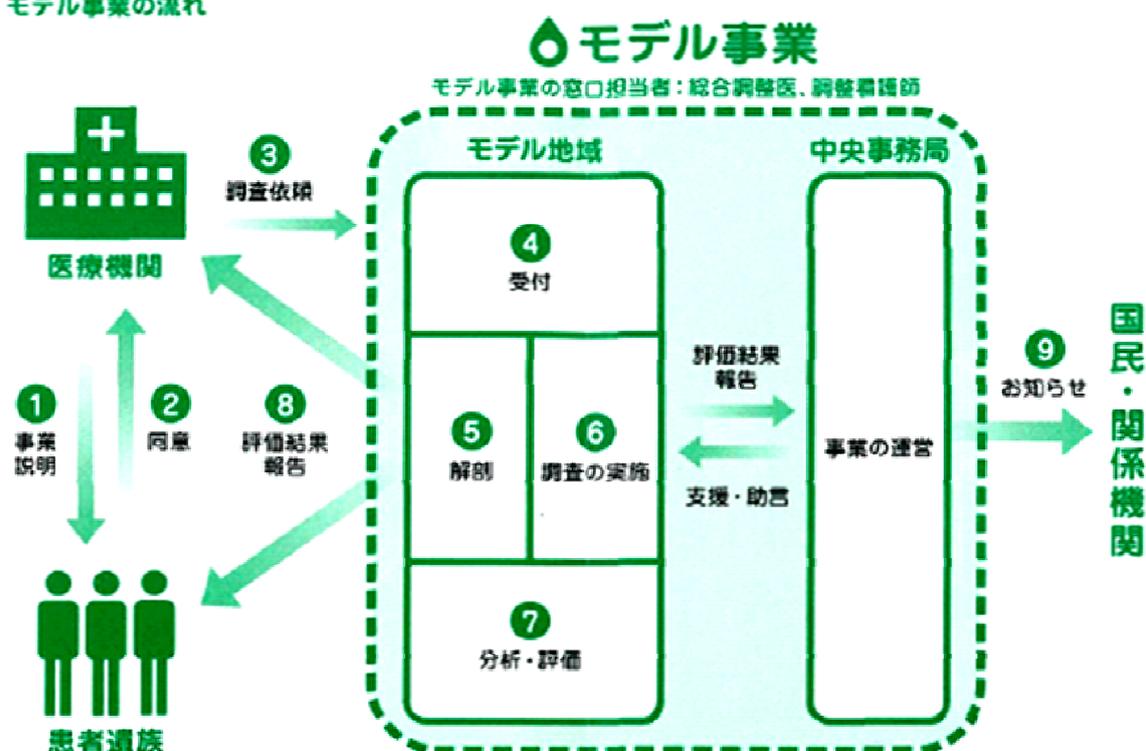
この事業は、医療死亡事故の調査分析を専門的に行う第三者機関のモデルとして、平成17年9月から（社）日本内科学会への国庫補助事業として開始され、平成22年度からは、日本内科学会、日本医学会、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会の5学会により設立された日本医療安全調査機構が事業を行っています。

北海道では、当モデル事業の関係者との協議、情報の共有化の推進を図るため、平成22年

10月に第1回連絡協議会が開催されました。なお、現在、10地域（北海道、宮城、茨城、東京、新潟、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡）で実施されており、平成22年度中までに全国で138例が調査され、うち12例が北海道地域での事案です。

調査結果の概要は、モデル事業のホームページ（<http://www.medsafe.jp/reports.html>）でも公表されています。

モデル事業の流れ



医療安全支援センター

医療法第6条の11により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置の努力義務があり、北海道では道立保健所の他、札幌市、旭川市、函館市の保健所に設置されています。

センターでは医療に関する患者家族、住民からの苦情や相談に対応し、必要な助言や情報提供を行います。また医療安全に関する研修（講習）会の開催なども行っています。

○医療安全支援センターへの相談例

- ・多くの検査を受けたが、検査の必要性が理解しづらい
- ・主治医以外の先生の話も聞きたいのだが、主治医にどう切り出してよいかわからない。
- ・手術後の経過が思わしくないのでカルテの開示を求めたいが、お願いできるのか。
- ・院内処方と院外処方とは何か違いがあるのか。
- ・医療費の請求内容にわからない点がある。
- ・現在使用している薬の服用について詳しく知りたい

参考：医療安全支援センター総合支援事業HP <http://www.anzen-shien.jp/>

医療紛争についての裁判外紛争解決（医療ADR）

医療事故が民事紛争（訴訟）となることがありますが、患者、医療機関の双方にとって紛争の長期化（対立の激化）や費用に加え、精神的な負担も重いとされています。

近年、民事紛争処理の分野において、裁判（判決）による強制的な解決ではなく、私的自治の原則に基づいて、当事者間の合意による裁判外での解決を目指す動きがあります。特に医療紛争においては、患者と医師の信頼関係、医療の信頼回復の観点から有用との意見があります。

医療紛争を専門にしたADRは全国でも少数ですが、「札幌弁護士会紛争解決センター」では平成21年6月から「医療紛争解決センター」を開設しています。センターでは「医療訴訟に精通した弁護士を原則として2名調停人として選任し、調停人は公平中立な立場で、話し合いによる解決を提案します。短時間かつ少額の費用で医療紛争を解決し、双方の信頼を回復することを目指しています」（札幌弁護士会紛争解決センター パンフレットより抜粋）



（札幌弁護士会紛争解決センター パンフレットより抜粋）

参考 札幌弁護士会紛争解決センターHP

(年金管理課)

平成22年1月1日に社会保険庁が廃止され、同時に設立された日本年金機構^{注1}（以下「機構」といいます。）の年金事務所等が、社会保険庁の社会保険事務所等が行っていた年金の適用（加入）や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定の事務を実施することとなりました。

機構が実施する年金に関する事務に関して、国が行う必要があるとされた次の事務については年金管理課が所管しています。

（注1）機構の組織は、本部が東京に、年金事務所（旧社会保険事務所）が全国に312ヶ所、年金事務所の管理・支援等を行うブロック本部が北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡に設置されています。

5 日本年金機構に対する認可

①日本年金機構の徴収職員、収納職員の認可

厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」といいます。）に加入される事業所の従業員の方の保険料は、被保険者と事業主がそれぞれで負担し、事業主の方がまとめて納めることとされています。その厚生年金保険等の保険料や国民年金に加入される自営業の方などが納める保険料（以下「保険料」といいます。）の収納事務については、機構の「収納職員」に行わせることや、その保険料が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」に行わせることが社会保険関係法令で定められています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

北海道厚生局では、機構の北海道ブロック本部から各年金事務所^{注1}に配置する「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行います。

（注1）北海道に設置されている年金事務所については、「第三章 統計・資料」をご覧ください。

②滞納処分に係る認可

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が保険料納付の督促や財産調査及び差押え等の滞納処分を行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可が必要とされており、その認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

これら滞納処分等の認可は、地方厚生（支）局に対して機構本部（通常分^{注1}）及び各年金事務所（緊急分^{注2}）から認可申請が行われ、北海道厚生局では当該申請の審査と認可を行っています。

（注1）毎月一定の時期に機構本部から各年金事務所の対象分を一括して認可申請される分

（注2）事業の廃止や破産等で急を要するため、各年金事務所から個別に認可申請される分

③日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

機構が行う厚生年金保険等の加入手続きが行われていない未適用事業所に対する加入指導・立入検査又は事業主からの各種届出内容等を確認する事業所調査（以下「立入検査等」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、その認可の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

また、厚生年金保険・国民年金の被保険者及び受給権者の方に対して調査を実施する場合においても

事業所への立入検査等と同様に地方厚生（支）局の認可が必要とされております。

これら立入検査等の認可は、機構の北海道ブロック本部が各年金事務所分を取りまとめ北海道厚生局に対して認可申請が行われ、北海道厚生局では当該申請の審査と認可を行っています。

以下は、平成21年度及び平成22年度における日本年金機構に対する認可の件数です。

①徴収職員、収納職員の認可		
	認可件数	
	平成21年度	平成22年度
徴収職員の認可	181件	42件
収納職員の認可	205件	43件
計	386件	85件

②滞納処分に係る認可		
	認可件数	
	平成21年度	平成22年度
厚生年金保険		
通常分の認可	21,069件	81,030件
緊急分の認可	31件	215件
計	21,100件	81,245件
国民年金		
通常分の認可	30件	248件
緊急分の認可	4件	48件
計	34件	296件

③立入検査等に係る認可		
	認可件数	
	平成21年度	平成22年度
事業所への立入検査等		
事業所調査分の認可	1,444件	10,873件
未適用事業所分の認可	464件	2,556件
計	1,908件	13,429件
被保険者・受給権者への調査		
被保険者分の認可	0件	0件
受給権者分の認可	0件	17件
計	0件	17件

(注) 平成21年度は社会保険庁廃止後の平成22年1月から平成22年3月分の実績数値です。

6 国民年金等事務取扱交付金

厚生労働省や機構が行う国民年金等の事務の一部については、以下のとおり市町村において実施しており、この事務の実施に要する費用については、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から交付されています。

i) 厚生労働省が行う事務の一部について法律により市町村が行うこととされた事務に対する費用の交付

国民年金の基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行うこととなっています。法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は厚生労働省が交付することとされています。

ii) 国民年金事務に関して市町村の協力や連携のもとに実施した事務に対する費用の交付

法定受託事務に付随する事務や国民年金に関する相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、市町村が厚生労働省や機構に対して協力連携のもとに事務を実施しています。その事務に対する経費については、厚生労働省が交付しています。

7 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定

(1) 学生納付特例事務法人

20歳以上の学生等の方については、国民年金に加入する義務がありますが、所得の無い方が保険料の納付をできずに、将来年金を受給できなくなることを防止することを目的に、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためには学生である期間中、毎年市町村の窓口申請を行う必要がありますが、できる限り申請しやすい環境を整備する観点から大学等が「学生納付特例事務法人」の指定を厚生労働大臣から受け、学生からの申請を代行できることになっており、厚生労働大臣の指定の権限は、地方厚生（支）局長に委任されています。

北海道厚生局では、大学等から当該申請がされた場合の指定や指定の取消、制度の普及等を行っています。平成22年度末現在北海道で指定を受けている大学等は次の4校で、平成22年度に新規指定申請はありませんでした。

- ! 国立大学法人 北海道大学
- ! 国立大学法人 小樽商科大学
- ! 学校法人 北海道武蔵女子学園北海道武蔵女子短期大学
- ! 市立小樽病院高等看護学院

(2) 保険料納付確認団体

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣の指定を受け、国民年金被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の年金保険料の納付状況を確認することができる「保険料納付確認団体制度」があります。

構成員へ保険料納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促進することにより、年金受給権を確保することが、この制度の目的です。厚生労働大臣の指定の権限は、地方厚生（支）局長

に委任されています。

北海道厚生局では、「保険料納付確認団体」への指定を希望する団体から当該申請がされた場合の指定や指定の取消、制度の普及等を行っています。

平成22年度末現在、北海道で指定を受けている団体は北海道社会保険労務士会で、平成22年度に新規指定申請はありませんでした。

8 社会保険労務士の指導・監督

北海道厚生局では、「社会保険労務士法」に基づく社会保険労務士等の業務の適正な運営を確保するため、次の指導、監督等の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分、聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

北海道において、平成22年度に不適正な事案はありませんでした。

9 特例民法法人の指導・監督

特例民法法人（※）に対して適切な事業が行われるよう、指導監督業務を行っています。また指導監督基準に適合した管理運営が行われているかどうか調査するため、3年に一度、立入検査も実施しています。

※ 平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連3法^{注1}により、従来の公益法人は特例民法法人となり、平成25年11月末までに内閣府または都道府県に対し、一般法人または公益法人への移行申請を行うことになっています。また、5年以内に認可または認定が無ければ解散となります。

（注1） 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

平成22年度末現在、北海道厚生局が所管している特例民法法人は次の二つです。

- （財）北海道社会保険協会
- （社）北海道年金福祉協会

平成22年度は、特例民法法人への立入検査の対象年度でないため、検査は実施しておりません。

10 年金委員

年金委員とは、機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項の運営について積極的に啓発、相談及び助言等の活動を行い、機構の円滑な運営を図ることを目的としています。

年金委員は、厚生労働大臣が委嘱するものとされており、委嘱の権限は地方厚生（支）局長に委任されています。

北海道厚生局では、事業所及び市町村等から年金委員に推薦された方の審査・委嘱を行い、委嘱された方への年金委員証明書の発行等を行っています。

年金委員は次の二つの区分があり、いずれも無報酬で委員活動を行っていただいています。

i) 職域型の年金委員

- ・厚生年金保険の適用事業所に設置します。
- ・設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所にあつては1名、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所にあつては2名とします。任期はありません。

ii) 地域型の年金委員

- ・市町村または各種団体から推薦があつた方について、複数名を設置します。任期は3年です。

以下は、平成21年度及び平成22年度末現在の年金委員数です。

◆平成22年1月1日から平成23年3月末までの年金委員数 (単位：人)

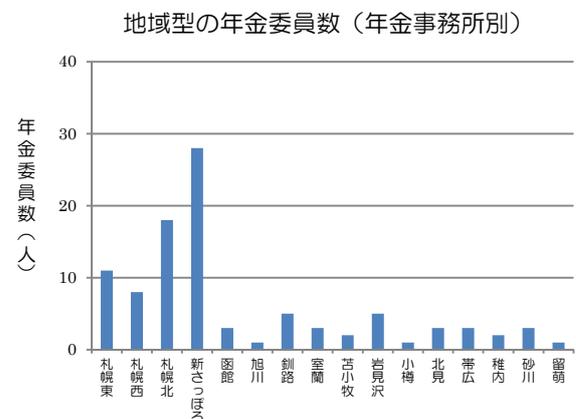
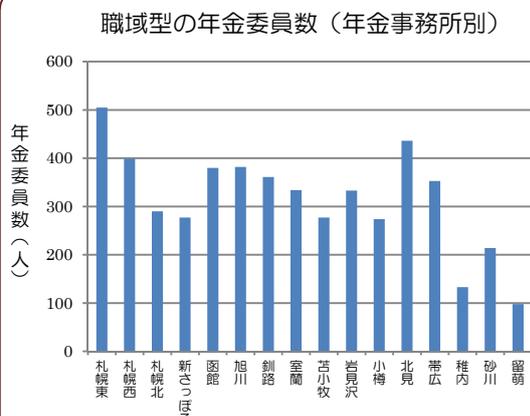
	平成22年1月1日	平成22年3月末	平成23年3月末
職域型の年金委員数	5,191	5,164	5,046
地域型の年金委員数	97	97	97
計	5,288	5,261	5,143

※平成22年1月1日は、社会保険庁から地方厚生（支）局に事務が移管された日の実績数値です。

◆平成23年3月末の年金委員数（年金事務所別）

(単位：人)

	札幌東	札幌西	札幌北	新さっぽろ	函館	旭川	釧路	室蘭	苫小牧	岩見沢	小樽	北見	帯広	稚内	砂川	留萌	計
職域型	505	399	290	277	380	382	361	334	277	333	274	436	353	133	214	98	5,046
地域型	11	8	18	28	3	1	5	3	2	5	1	3	3	2	3	1	97



(健康福祉課)

1 1. 児童福祉施設、障がい者関連施設及び高齢者福祉施設の整備への費用助成

地域福祉サービスの取組みを行っている児童福祉施設、障がい者関連施設、高齢者福祉施設及び認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備の建築・改修・改築に要する費用の助成を、地方公共団体を通じて行っています。

平成22年度において、助成した施設数は437施設、金額は約29.5億円です。

【年次推移、助成内訳】

	平成22年度		平成21年度		平成20年度	
	施設数	金額(千円)	施設数	金額(千円)	施設数	金額(千円)
児童福祉施設	1	35,974	2	8,074	8	288,908
障がい者関連施設	5	131,248	5	130,804	10	595,792
高齢者福祉施設	47	1,429,500	39	1,198,493	54	1,244,941
スプリンクラー整備	384	1,348,659	239	1,122,087	54	240,181
合計	437	2,945,381	285	2,459,458	126	2,369,822

※! 認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備を平成20年度より助成しており、21年度に大幅に増加しました。また、平成22年度のスプリンクラー整備には、自動火災通報設備の整備、消防機関通報装置設備の整備及びスプリンクラー設置義務のない275㎡以下の認知症高齢者グループホームが新たに交付対象となり、施設数が大幅に増加しております。

助成した施設の例

●釧路市阿寒地区共生型多機能施設(平成21年度助成分)

釧路市内における福祉サービスに地域格差が発生し、特に阿寒地区は福祉サービスを提供する事業所がなく空白地域となっていたため、阿寒地区に住んでいる高齢者や障がい者が市内中心部に転出を余儀なくされていた状況を改善するために共生型多機能施設を整備しました。また、2階は居住スペースとなっており、高齢者グループホーム、障がい者グループホームとなっております。

写真(建物正面)



写真(交流スペース兼食堂)



●芽室町共生型就労支援施設（平成21年度助成分）

芽室町では高齢者の多くが長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、介護や支援が必要な状態になっても、日常生活を営んでいる地域において、安心して生活を送るように高齢者を地域全体で支える体制の構築に務めておりました。こうしたなか、社会福祉法人柏の里めむろが高齢者・障がい者など就労支援を必要とする方がそれぞれの特性と生かしながら就労できる共生型の就労支援事業を計画しておりました。

そこで、芽室町と社会福祉法人が協力し、高齢者と障がい者の就労支援や地域社会への適応力の向上、高齢者の介護予防、児童の障がい者への理解を深めると共に地域住民との交流の場を目的として、共生型就労支援施設「リスどん」を整備しました。

施設の特徴は、元気高齢者の指導により、障がい者の方がパン、クッキーを製造、販売をしております。また、地域の独居高齢者を対象として、毎月2回、給食交流会を実施し、独居高齢者の孤立、引きこもりを防止し、高齢者の社会参加、健康維持により介護予防を図っております。また、飲食スペースを設け、高齢者、障がい者、児童とのふれあいの場を提供しております。

写真（建物正面）



写真（パン製造風景）



●鹿追町医療機関連携型高齢者専用住宅（平成21年度、平成22年度助成分）

鹿追町では高齢者、特に独居、高齢夫婦世帯にとって安心して住める住宅の確保が緊急の課題となっておりました。そこで、在宅医療や緊急時の速やかな医療提供体制と生活支援体制を確立し、安心を確保した上で自立した生活の支援を目指すために、町立国保病院に併設した高齢者専用住宅を整備しました。

また、高齢者専用住宅南棟と東棟を挟むように、高齢者と障がい者の在宅医療と交流の場、精神障害者団体の活動拠点、外出機会の増加や他者とのふれあいの場を提供するために自立支援センターを整備しております。

写真（高齢者専用住宅南棟）



写真（自立支援センター）



(指導養成課)

少子高齢化の進む我が国において、将来にわたって、国民の誰もが、健康で豊かな日々を送り、質の高い生活を営んでいくためには、医療、福祉、公衆衛生の各方面について、それを力強く支えていく人材を育てていく必要があります。

この分野の養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）は、このような志を持った学生や生徒を、これからの我が国の社会を支えるかけがえのない人材に育てていくという極めて大切な使命を有しています。

この養成施設等の使命が養成施設等のたゆまぬ創意工夫と努力により実現されることをめざし、当厚生局では、下記の国家資格あるいは国家試験の受験資格を付与する養成施設等の指定及び指導調査等の業務について、効果的・効率的な行政事務の実施を行っています。

①養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの

生活衛生分野 … 栄養士、食品衛生管理者・食品衛生監視員*

福祉分野 … 保育士、介護福祉士、社会福祉主事*

（*は任用資格）

②養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 … 救急救命士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師

生活衛生分野 … 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師

福祉分野 … 社会福祉士、精神保健福祉士

12. 各養成施設等の指定及び監督等に関する業務

上述のとおり、指導養成課が所管している養成施設等の種別は29種別あり、これらすべての種別に係る指定等の事務を行っています。

平成22年度において指導養成課が行った指定、変更承認、変更届等の受理件数は、以下のとおりです。

なお、食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設については、平成22年度末現在、北海道厚生局管内にはありません。

※ 養成施設等の数や名称等は、第三章14「所管養成施設等一覧」を、また各資格の概要は、第三章28「国家資格の概要」をご参照ください。

※平成22年度 各養成施設等に係る指定、変更承認等の件数
(単位：件)

	新規指定	変更承認	変更届出	指定取消 廃止承認
救急救命士養成所	0	3	1	0
診療放射線技師養成所	0	7	0	0
臨床検査技師養成所	0	※2 2	2	0
理学療法士養成施設	0	18	2	0
作業療法士養成施設	0	15	0	0
視能訓練士養成所	0	6	1	0
臨床工学技士養成所	0	5	3	0
義肢装具士養成所	0	0	0	0
言語聴覚士養成所	0	7	3	0
あん摩マッサージ指圧師、 はり師及びきゅう師養成施設	0	0	3	0
柔道整復師養成施設	0	1	1	0
歯科衛生士養成所	0	11	5	0
歯科技工士養成所	0	1	3	0
保健師養成所、助産師養成所 及び看護師養成所	0	28	16	1
栄養士養成施設	0	2	2	0
管理栄養士養成施設	0	2	2	0
理容師養成施設	0	※2 2	8	1
美容師養成施設	0	※2 10	9	3
製菓衛生師養成施設	0	0	1	0
食品衛生管理者・ 食品衛生監視員養成施設	0	0	1	0
指定保育士養成施設	※1 1	25	5	1
社会福祉士養成施設等	0	0	5	0
介護福祉士養成施設等	0	2	57	0
介護福祉士養成施設等	0	2	47	0
福祉系高等学校等	0	0	10	0
社会福祉主事養成機関等	0	1	※3 9	1
精神保健福祉士養成施設等	0	9	0	0

※1 新規指定に係る実地調査については、指定保育士養成施設について1件実施した。

※2 変更承認申請に係る実地調査については、臨床検査技師養成所、理容師養成施設及び美容師養成施設について各1件実施した。

※3 うち1件は、北海道が行う社会福祉主事指定講習会の変更届出を受理。

参考：養成施設等をめぐる最近の動向

指定保育士養成施設の修業教科目（カリキュラム）の改正について

平成21年に保育所保育指針が改定されたこと等に伴い、保育現場の諸課題に対応した見直しを図り、現場の実践や保育士の専門性を十分に踏まえた内容となるよう保育士養成施設の修業教科目が改正され、平成22年7月13日に告示されました。

また、実習や実習指導の充実も図られ、実習の受け入れ施設の範囲についても見直されました。

主な改正の内容につきましては、次の通りとなっております。

なお、保育士養成に係る設置単位数（79単位以上）や総履修単位数（68単位）には変更はありません

- ・必修科目の系列の変更
- ・教科目の新設
- ・教科目の名称の変更等
- ・教科目の移行、単位数の変更
- ・保育実習Ⅰにおける実習施設の範囲の見直し

指定保育士養成施設の修業教科目が改正されたことに伴い、管内全ての指定保育士養成施設（24校24課程）から修業教科目の変更申請があり、22年度中に全て承認したところです。

13. 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等の指導調査

指導養成課においては、前述の指定等の事務の他、養成施設等に対する監督業務の一環として、養成施設等における指定規則等の遵守状況を確認するとともに、併せて指導や助言を行うことにより、適正な運営の推進を図ることを目的として、所管する全ての養成施設等に対して定期的に実地に指導調査を実施しています。

平成22年度は、16種類37課程の養成施設等に対し指導調査を行い、調査の結果、

- ・授業時間数の不足に係る不適正な履修認定・単位認定
- ・出席時間数の不足
- ・教員資格要件の不足・未確認及び専任教員等の不足
- ・入学定員の超過及び同時に授業を行う学生数等の超過
- ・施設設備等の不備・不足
- ・学則等に即さない運営及び承認・届出事項の未提出

等、指定規則等を遵守していない事例が見受けられましたので、速やかに改善する指導を行い、原則としてその年度内に改善していただくこととしました。なお、文書により指導した件数は39件です。

また、指定規則等を遵守した適切な指導養成施設等の運営に資するよう、本年度実施した指導調査の結果等を踏まえ、留意事項をとりまとめ、全ての養成施設等に対して「養成施設

等の適正な運営にあたっての留意事項について」（平成23年5月23日付け北海厚健発0523第1号 北海道厚生局健康福祉部長通知）を発出しました。

また、養成施設等の設置者及び養成施設等自らが指定規則等を遵守した運営を行っているかについて点検できるよう自己点検表を参考配布しました。

なお、部長通知に記載した留意事項は以下のとおりです。（この留意事項は当局のホームページ（「養成施設を運営される方々へ」参照）にも掲載しております。

養成施設等の適正な運営にあたっての留意事項

～ 養成施設等指導調査の結果等から ～

1 教育に関する事項

（1）授業時間数の不足について

各種資格養成に係る教科目の実施について、今なお、授業時間数の不足が見されているので、担当教員をはじめ、養成施設等としても授業時間数を把握・管理できる運営体制の構築及び養成施設等を設置する設置者としても養成施設等の運営状況を把握・管理する体制を整備し、学則等で定めた教科目の授時間数に不足が生じないように、特にご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・教員の要件を満たしていない者による授業が行われていた。
- ・教科目の担当教員が授業の実施状況を管理しておらず、また、養成施設としても、授業時間数を把握・管理していなかったため、授業時間数に不足が生じていた。
- ・担当教員以外の教員の監督のもとで自習をさせていたものを授業を実施したものとしていた。
- ・通信課程において、添削指導していない科目があった。
- ・担当教員の都合により休講とした授業の補講について、当該担当教員が出勤せずにレポートの提出のみをもって補講を行ったことにしていた。

など

（2）学生等の出席について

履修認定に必要な出席時間数が不足しているにも関わらず、履修認定をしていた事例が散見されているので、上記（1）の授業時間数の把握・管理にもあるように、担当教員をはじめ、養成施設等としても、学生等の授業の出席状について把握・管理し、適正に履修認定を行うようご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・学生等の出席時間数を把握・管理できていなかったため、出席時間数を満たさない学生等に対して履修認定あるいは単位認定していた。
- ・一部の教科目について出席簿が整備されていない。

など

（3）同時に授業を行う学生等数について

法令等で同時に授業を行う学生等の数が定められている養成施設等において、定められている人数を超えて授業を実施している事例が散見されているので、当該規定人数を厳守するようご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・ 合同授業・合併授業を行わないこととされている養成施設等において、合同授業・合併授業が行われていた。
- ・ 同時に授業を行う人数は、例えば、40人以下とされているにもかかわらず、50人、60人といった人数で授業が行われていた。

など

(4) 成績評価等について

教科目の成績評価等について、学則等で客観的な評価基準を定めることなく成績評価を行っている、あるいは、評価基準を定めているにも関わらず、これによらない成績評価を行っている事例が散見されているので、公平・公正な成績評価を行うようご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・ 学則等で客観的な評価基準を定めていない。
- ・ 学則等で客観的な評価基準を定めているにもかかわらず、当該評価基準によらずに成績評価を行っていた。

など

2 教員に関する事項

養成施設等において教員を採用するにあたって、指定規則等で定められた教員の資格要件を把握していない、あるいは、本人が保有している資格等を十分に確認しなかったため、採用した教員が教員の資格要件を満たしておらず、当該教育要件を満たさない者によって実施された授業について補講を実施するよう指導している事例もあるため、指定規則等で定められた教員要件を十分把握するとともに、教員の資格要件を満たしていることを履歴書以外に、免許証、資格登録証、大学や大学院等による履修証明書、学位記、卒業証明書、研究業績書、研究論等の原本で確実に確認し、写しを取る等したうえで採用するよう、特にご留意願いたいこと。

なお、教員の採用にあたって、指定規則等で定める教員要件に該当するか否か疑義があるときは、当局に相談されたいこと。

また、指定規則等で定める専任教員数、あるいは、教科担当教員数に不足が生じている事例も散見されているので、このような状況にある養成施設等においては、速やかに当局に報告するとともに、今後の教員確保について相談されたいこと。

【不適正な事例】

- ・ 指定規則等に定められている教員の要件について、誤った解釈をし、教員資格要件を満たしていない者を採用していた。
- ・ 教員を採用する際、当該教員が教員の要件を満たしているか確認するための書類を徴取せず採用していた。

た。

- ・指定規則等で定められている専任教員数に不足が生じていた。
- ・教員の専門領域以外の教科目を担当させていた。

など

3 学生等に関する事項

(1) 入学又は入所定員の遵守について

入学又は入所（以下「入学等」という。）定員については、指定規則等で遵守することとされているところであるが、恒常的に入学等定員を超えて入学させている事例が散見されているので、入学等定員を遵守するよう、ご留意いただきたいこと。

【不適正な事例】

- ・恒常的に入学等定員を超えて入学させている。

(2) 入学等資格の確認について

学生等が養成施設等に入学等する資格の確認について、「卒業証明書」等をもって確認すべきところ、「卒業見込み証明書」により入学等資格の確認をしており、入学等資格を十分に確認しないまま学生等を入学等させていた事例も見されているので、学生等が養成施設等に入学等することができる資格を有していることがわかる書類を確実に徴取し、確認するようご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・入学申込みの段階で、「卒業見込み証明書」を提出させているが、入学後において「卒業証明書」を徴取していない。
- ・入学審査にあたって、合否判定をするための評価配分が不明確。

など

4 施設設備等に関する事項

指定規則等で定められた施設設備等について、模型等の教育用機械器具が必数備えられていない、図書の蔵書数が不足している事例が散見されているので指定規則等で定める教育用機械器具や図書の蔵書の整備について必要な措置を講じるようご留意願いたいこと。

なお、特に、教育用機械器具や図書においては、定期的に補充・更新等をし、学生等のための学習環境の維持・向上に努められるよう、ご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・指定規則等で定められている教育上必要な機械器具について、必要な機械器具が備わっていない、あるいは、数に不足が生じている。
- ・指定規則等で必要な図書として 1,000 冊以上備えることとされているところ、1,000 冊以上備わっていない。

など

5 学則等に関する事項

(1) 学則等に即した運営について

上記1の教育に関する事項にもあるとおり、学則等で定めた教科目の授業に不足が生じている、出席時間数が不足しているにもかかわらず履修認定している、教科目の成績評価について、学則等で定めているにも関わらず、これによらずに成績評価している等、学則等に即した運営がなされていない事例が散見されているので、指定規則等を遵守しつつ、実情に即して学則等について適見直し・改正するなどをし、学則等に即した運営についてご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・授業の実施について、学則等に定める時間数分の授業を実施していない。
- ・通信課程において面接授業の時間数を規定していない。
- ・学則等に履修認定に必要な出席時間数を定めているにもかかわらず、当該出席時間数に満たない学生に対して履修認定していた。
- ・成績評価を行う際、学則等の規定では再評価の方法まではあるものの、実際には学則等の規定によらない再々評価といった方法により成績評価を行っていた。

など

(2) 承認及び届出手続に関する事項について

指定規則等で定められている事項について変更する場合、あるいは、変更生じた場合は、一定期間内に事前の変更申請あるいは事後に変更を届け出ることとされているが、特に、学則について、教科目等に変更があったにもかかわらず、変更申請あるいは変更届出がなされていない事例が散見されているので、学則等を変更しようとする場合には、必要な手続きを行うようご留意願いたいこと。

【不適正な事例】

- ・教科目に変更があったにもかかわらず、一定期間内に必要な手続きが行われていない。
- ・学則に定める入学金、授業料等が変更されていたにもかかわらず、一定期間内に必要な事務手続きが行われていない。
- ・実習施設を追加していたにもかかわらず、一定期間内に必要な事務手続きが行われていない。

など

(3) 定期報告について

法令等に基づく毎学年度の報告（以下「定期報告」という。）については定められた期限までに定められた事項について報告することとされているが、報告の期限が守られていない、報告する事項の内容（特に授業の実施状況）が実績と異なっている事例が散見されているので、報告期限を厳守するとともに報告の内容については実績に基づき報告されるようご留意願いたいこと。

なお、報告済の定期報告の内容について、訂正する必要が生じた場合、あるいは、報告の事項について不明な点がある場合については当局まで照会されたいこと。

【不適正な事例】

- ・（上記１の教育に関する事項とも関連するが）授業の実施状況について、授業時間数が不足していたにもかかわらず、学則等に定める授業時間数を実施した報告がなされている。
- ・（必ずしも不適正ということではないが）学則等に定める時間数以上の授業を実施しているが、実際の時間数ではなく学則等に定める時間数分の報告がなされている。

など

平成22年度 医療・生活衛生・福祉関係の養成施設等指導調査実施状況一覧

養成種別	養成施設等数 及び課程数	入学 定員	指導調査 件数	実施率 (%)	文書 指導数
救急救命士養成所	3校 3課程	240	0	0.0	-
診療放射線技師養成所	2校 2課程	90	2	100.0	3
臨床検査技師養成所	3校 3課程	100	0	0.0	-
理学療法士養成施設	7校 8課程	380	0	0.0	-
作業療法士養成施設	6校 7課程	270	0	0.0	-
視能訓練士養成所	2校 2課程	90	0	0.0	-
臨床工学技士養成所	3校 3課程	120	0	0.0	-
義肢装具士養成所	1校 1課程	30	0	0.0	-
言語聴覚士養成所	2校 2課程	80	1	50.0	0
あん摩マッサージ指圧師・はり師及び きゅう師養成施設	5校 9課程	285	1	20.0	4
柔道整復師養成施設	4校 7課程	300	1	25.0	4
歯科衛生士養成所	11校 14課程	654	3	27.3	5
歯科技工士養成所	3校 3課程	125	1	33.3	0
保健師養成所	3校 3課程	110	0	0.0	-
助産師養成所	2校 2課程	50	0	0.0	-
看護師養成所	43校 52課程	2,480	8	18.6	9
栄養士養成施設	10校 10課程	795	2	20.0	1
管理栄養士養成施設	5校 5課程	395	1	20.0	0
理容師養成施設	7校 13課程	495	0	0.0	-
美容師養成施設	13校 25課程	1,790	0	0.0	-
製菓衛生師養成施設	7校 12課程	707	2	28.6	3
食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設	7校 10課程	918	1	14.3	2
指定保育士養成施設	25校 25課程	1,870	5	20.0	4
社会福祉士養成施設等 (福祉系大学を含まない。)	2校 3課程	940	1	50.0	1
介護福祉士養成施設等 (福祉系高校を含む。)	32校 39課程	1,783	5	15.6	2
社会福祉主事養成機関等	10校 11課程	600	2	20.0	1
精神保健福祉士養成施設等	2校 3課程	440	1	50.0	0
計	220校 277課程	16,157	37	16.8	39

(注) 養成施設等数、課程数並びに入学定員は、平成22年4月1日現在の数値。

なお、「校数」は延べ数である。

14. 看護教育に関する業務

○ 保健師助産師看護師実習指導者講習会

本講習会は、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設において特定分野（保健師養成所における地域保健学、助産師養成所における助産学及び看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論）の実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。当局の平成22年度の実績は以下のとおりです。

・開催実績

期 間：平成22年8月3日～11日（土・日を除く7日間）

場 所：北海道経済センター会議室

受講者数：31名

講習内容と講師

「教育原理・教育心理」	；	山谷敬三郎（北翔大学生涯学習システム部）
「教育方法・教育評価」	；	廣川 和市（札幌学院大学）
「看護教育課程」	；	荻野 薫子（日本福祉看護・診療放射線学院）
「実習指導の原理」	；	前田 明子（天使大学看護栄養学部）
「実習指導の実際Ⅰ」	；	田巻乃里子（NHO 西札幌病院附属札幌看護専門学校）
「実習指導の実際Ⅱ」	；	細川真智子（医療法人札幌山の上病院） 榎本有美子（北海道衛生学院看護学科） 川上佐代子（勤医協札幌看護専門学校） 加藤 京子（NHO 西札幌病院附属札幌看護専門学校） 大村 郁子（日本福祉看護・診療放射線学院）
「看護の動向」	；	鈴木 佳子（北海道厚生局 看護教育指導官）

15. 社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

21年度から導入されました社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省、厚生労働省令第3号）第5条に規定されている実習演習科目の確認に関する業務について、平成22年度の実績は次のとおりです。

（単位：件）

実習演習科目の確認	変更届受理	確認取消
0	21	0

16. 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第23条の2に規定されている介護技術講習の実施届出等に受理状況については、次のとおりです。

（単位：件）

講演会実施届受理	変更届受理	報告受理
15	10	135

○講習会実施介護福祉士養成施設等数 15校

(福祉指導課)

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう必要な介護サービスを総合的・一体的に提供するための制度です。現在、道内では、152の保険者(市町村(広域連合を含む))が制度運営に携わり、9,540の事業者によって36,726のサービスが提供されています。北海道厚生局では、市町村等への助言や介護事業所に対する実地指導を通して、介護保険制度の適正な運営と提供されるサービスの質の向上を図っています。

また、介護事業などを運営する社会福祉法人の設立認可や監督などの業務も併せて担当しています。

※ 事業者等の数は、平成23年3月31日現在(介護予防サービスを含んだ数です。)

17. 介護保険事業所等の指導・監督

(1) 市町村等に対する助言・指導

市町村及び広域連合(以下「市町村等」という。)が所管する、要介護状態となった場合でも、住み慣れた環境のもと、在宅や共同での充実した生活の実現を目的とする、地域密着型サービスは、1,290(介護予防を含めると2,474)に上っており、これらの事業所の指定、指導及び監査の業務については、それぞれの事業所が所在する市町村等が担当しています。

北海道厚生局では、市町村等を訪問し、指定、指導及び監査の体制整備や支援、指導方針や具体的な指導方法について、市町村等担当者に技術的助言を行っています。

平成22年度は30市町の上記状況を確認し、30市町全てに対して、指定事務及び事業者に対する指導方法について技術的助言を行いました。

(2) 介護保険サービス事業者への合同実地指導

介護保険制度をより充実したものとして持続させるためには、事業者(事業所)自身が適正な運営を確立する遵法意識はもとより、利用者に対し提供されるサービスの質を高めていくことも求められています。

さらに、指定と指導・監督の権限を持つ市町村自らが事業者に対する指導の技量を高め、市町村と事業者間の良好な信頼関係を醸成することも、事業者のサービスの質を高める上で重要です。

北海道厚生局では、各市町村等の指導・監督担当者と合同で事業所への実地指導を実施し、事業所で提供されているサービスの内容を確認し必要な指導を行うとともに、指導・監督担当者の技量向上を支援しています。

平成22年度は31事業者(グループホーム)に対し、市町村等と合同で事業者指導を実施し、指定申請及びアセスメント・プランニング・モニタリング等の一連のプロセスの重要性等について指導を行いました。

(3) 介護サービス事業者業務管理体制確認検査

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられました。

介護サービス事業者による法令遵守の義務を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るためです。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機

関に届け出ることとされました。

北海道厚生局では8事業者に対する監督事務を行っており、平成22年度は2事業者に対して業務管理体制確認検査（一般検査）を実施し、法令遵守に対する基本方針の策定等について指導を行いました。

また、北海道及び市町村等が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務のうち、主として確認検査（一般検査・特別検査）について均一な検査水準の確保を図る観点から、北海道及び市町村等に対し技術的助言を行っています。

平成22年度は北海道に対し業務管理体制監督事務について確認し技術的助言を行いました。

認知症サポーター小学生（中学生）養成講座開催

厚生労働省では、認知症を知り地域をつくるキャンペーンの一環として地域住民、職域団体、小中高等学校を対象として「サポーター100万人キャラバン」事業を実施し、平成26年度までに400万人を養成する目標を掲げており、平成22年12月末現在において全国で230万人に達する認知症サポーターが誕生しています。

北海道厚生局においても、地域における認知症についての正しい理解・促進のための啓発活動として、夏休み期間を利用し小学生高学年と父兄を対象とした認知症サポーター養成講座を平成22年8月に開催し、新たに109名の認知症サポーターが誕生しました。

キャラバン・メイト養成研修開催

北海道内においては、北海道、札幌市等の自治体の実施主体となり認知症サポーター養成講座を開催し、着実に認知症サポーターの養成が進んでいる一方で、認知症サポーターや講師を務めるキャラバン・メイトの地域偏在が見られます。

北海道厚生局では、北海道や札幌市と協力し各地域で認知症サポーター養成講座を開催できる担い手を確保し地域偏在化を解消する目的でキャラバン・メイト養成研修を平成23年2月に開催し、新たに278名のキャラバン・メイトが誕生しました。

(医事課)

医事課では、医療という幅広い分野のなかで、医師・歯科医師の育成に関わる臨床研修や心神喪失の状態での重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を目的とした医療観察法に関する業務、医療の質と安全性の向上に関する取組の普及啓発、医師不足に対応する医師の確保や地域医療の確保・推進に関すること、行政処分を受けた医師又は歯科医師の再教育に関する事務、特定機能病院の立入検査業務、国の開設する病院・診療所及び助産所の監督業務を行っています。また、薬事法に基づく特殊な医薬品の製造（輸入販売）業の許可・監視業務、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物原体の製造（輸入）業に係る登録事務等を行っています。

18. 医師と歯科医師の臨床研修

(1) 平成16年度から施行された新医師臨床研修制度では、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けなければならないこととされています。

その後平成21年に改正省令が施行され、平成22年4月以降は臨床研修病院の指定基準の強化等が見直しが行われました。

臨床研修を受ける医師は、厚生労働省の指定を受けた病院又は大学附属病院で、各臨床研修病院で作成された研修プログラムに沿って研修を受けることとなります。臨床研修を修了すると、申請により「臨床研修修了登録証」が交付されるとともに、修了した旨が医籍に登録されます。

道内の3医育大学（北海道大学・旭川医科大学・札幌医科大学）において平成22年3月に卒業した学生は292名おり、266名が臨床研修を開始しています。そのうち175名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り91名は道外へ転出していますが、逆に道外の医育大学から転入してきた者などが85名おり、道内の臨床研修病院における平成22年4月の研修医採用者数は260名となっています。

(2) 歯科医師についても医師と同様に平成18年度から1年間以上の臨床研修が義務付けられています。

道内の大学歯学部（北海道大学・北海道医療大学）において平成22年3月に卒業した学生は136名おり、110名が臨床研修を開始しています。そのうち79名が道内の臨床研修病院で臨床研修を受けています。残り31名は道外へ転出していますが、逆に道外の大学から転入してきた者などが34名おり、道内の臨床研修病院における平成22年4月の研修医採用者数は113名となっています。

北海道厚生局では、臨床研修制度の円滑な実施を図るために北海道ブロック臨床研修制度協議会を設置し、開催しています。

また、北海道内の臨床研修病院の実地調査を行っています。

(3) 平成22年度の医師・歯科医師臨床研修病院（施設）数（平成22年3月31日現在）

臨床研修病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4

基幹型臨床研修病院（施設）	61	
単独型臨床研修施設		8
管理型臨床研修施設		1
単独／管理型臨床研修病院（施設）		1
合 計	64	14

※基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設（歯科）

協力型臨床研修病院（施設）：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院（施設）（医科・歯科）

（４）平成２２年度の業務実績

業 務 内 容	医 科	歯 科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	294名	105名
臨床研修病院等指定件数		
・臨床研修病院の新規指定によるもの	—	—
・協力型臨床研修病院等の病院群の群構成によるもの	27件	2件
研修プログラム変更	17件	1件
臨床研修病院実地調査	15件	3件

① 「北海道ブロック臨床研修制度協議会」の開催

開催日：平成22年12月15日（水）

参加者：103名

③ 医師臨床研修費補助金の交付

補助金申請病院：61件

交付決定額合計：683,759千円

19. 医療観察法に関する業務

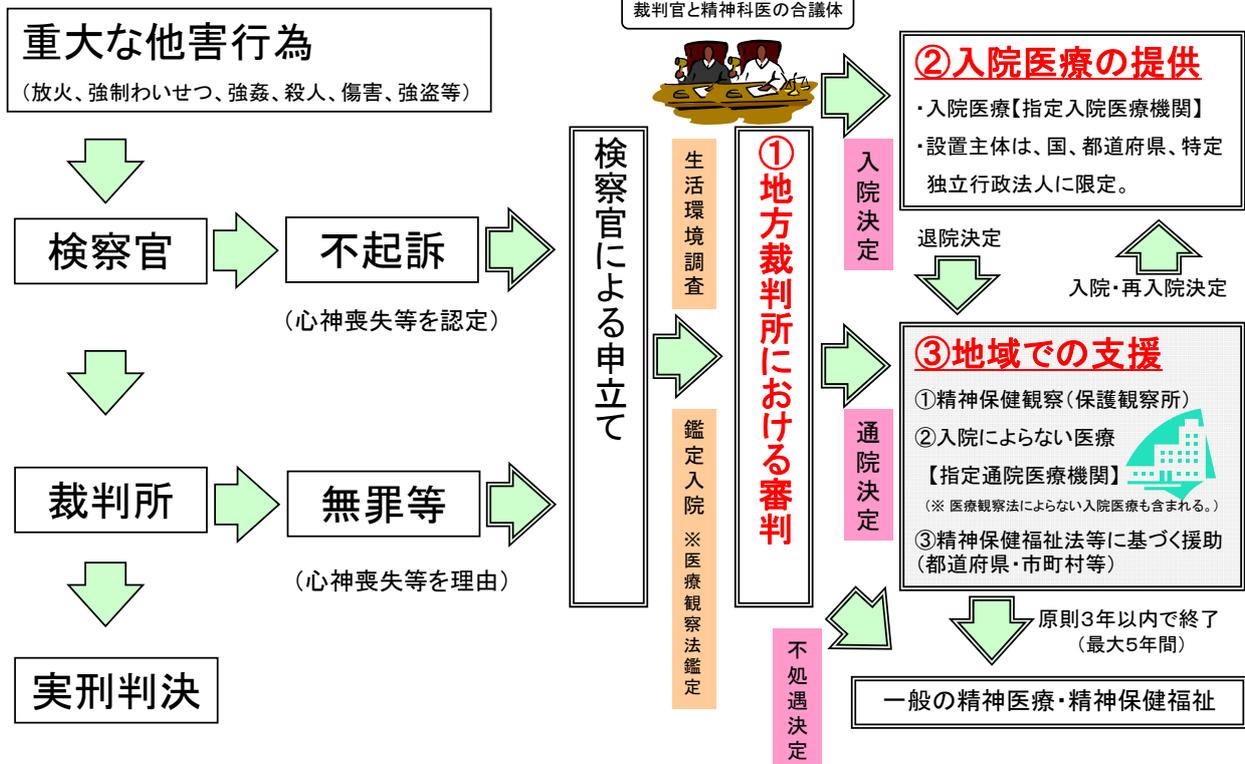
北海道厚生局では「医療観察法」（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）関連業務として、精神保健判定医等に関する候補者との調整、指定医療機関の指定、指定医療機関の選定、入院決定の執行、医療観察診療報酬の審査等の業務を行っています。

医療観察法の目的（医療観察法第1条）

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

医療観察法の仕組み

・平成15年7月成立・公布
・平成17年7月15日施行



- ① 裁判官と精神保健判定医（精神科医）の合議体が入院・通院などの適切な処遇を決定
- ② 国の責任において手厚い専門的な医療の提供
- ③ 地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設定

平成22年度業務実績

業務内容	件数
判定医及び参与員の人数	91人
指定通院医療機関の指定（基準に適合する病院、診療所、薬局を事前に指定する）	5件
指定入院医療機関の選定（移送）	19件
指定通院医療機関の選定（裁判所から通院決定が出た際に指定医療機関から通院先を選定する）	5件
指定通院医療機関一般指導監査	2件
医療観察診療報酬の審査及び支払	598件

20. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

北海道厚生局では、医療安全に関する知識の習得・資質向上を目的として、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に「医療安全に関するワークショップ」を開催しております。

（実績）

「平成22年度 医療安全に関するワークショップ」

- ・日 時 平成22年11月30日（火）09：25～16：30
- ・会 場 札幌コンベンションセンター 1階大ホール
- ・参加者数 597名

平成22年度プログラム及び担当講師

プログラム	講 師 名
組織で取り組む医療安全	相馬 孝博 （東京医科大学医療安全管理学講座主任教授）
新人看護職員臨床実践能力向上研修について	砂山 圭子 （北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室看護政策グループ主幹）
医療法律相談の体験について	竹中 郁夫 （もなみ法律事務所 弁護士・医師）
医薬品・医療機器の医療安全対策について	石井 健介 （独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部医療機器安全課長兼医療安全情報室長）
医療事故の経験から伝えたいこと	高山 詩穂 （架け橋～患者・家族との信頼関係をつなぐ対話研究会）

21. 医薬品製造業及び輸入販売業の許可

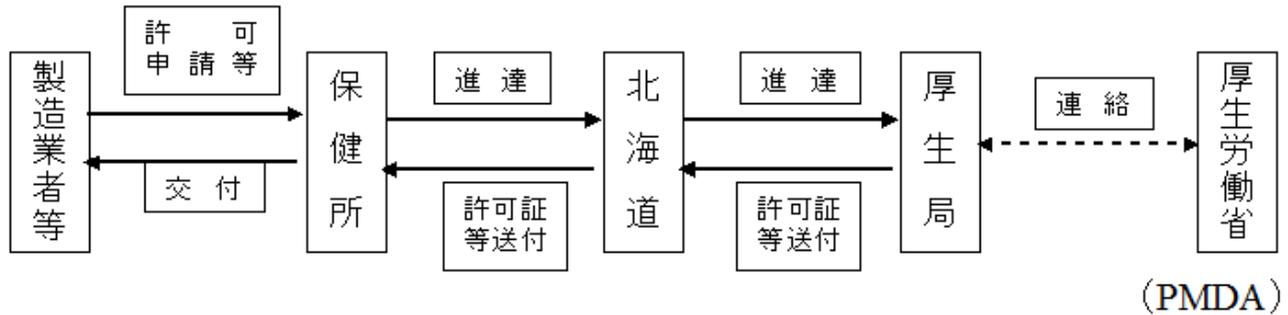
医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具を製造（輸入販売）するためには、薬事法の規定に基づき、製造（営業）所ごとに製造（輸入販売）業の許可が必要ですが、現在、許可権限の大部分は厚生労働大臣から都道府県知事に委任されています。

※医薬部外品、化粧品に係る許可は、すべて都道府県知事に委任されています。

北海道厚生局では、厚生労働大臣の許可が必要な特殊な医薬品（生物由来製品医薬品、放射性医薬品、国家検定医薬品、遺伝子組換え技術応用医薬品、細胞培養技術応用医薬品、細胞組織医薬品）の製造（輸入販売）に関する事務手続きを所管し、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 医薬品等製造（輸入販売）業の許可
- ② 医薬品等製造（輸入販売）業の許可更新（5年毎）
- ③ 医薬品等製造（輸入）品目追加（変更）許可
- ④ 生物学的製剤等製造（輸入）管理者の承認
- ⑤ 各種届出の受理
- ⑥ 業許可証の書換え及び再交付

(業務の流れ)



※PMDA＝医薬品医療機器総合機構

厚生労働大臣の委任により医薬品等の承認審査に必要な調査及び審査を行う機関。

北海道管内の製造者は、第三章 1 (9) をご参照ください。

2.2. 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録

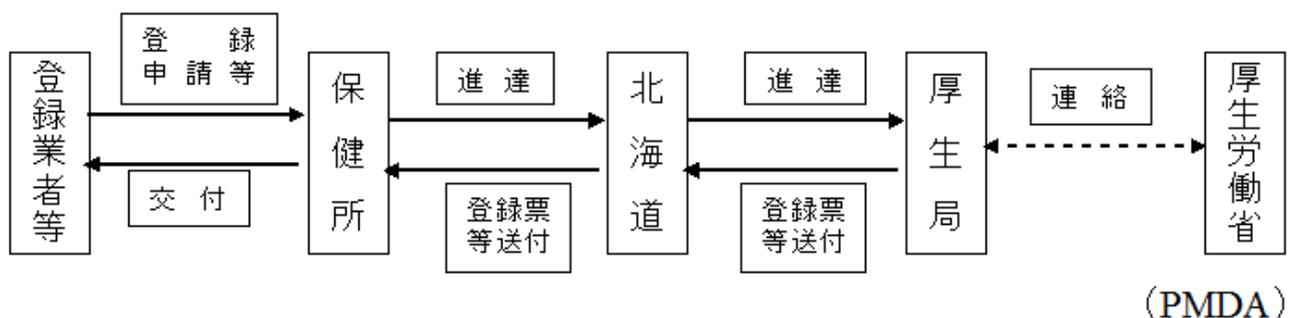
毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法の規定により製造（輸入）業の登録を受けた者でなければ販売及び授与の目的で製造又は輸入してはならないとされています。

現在、製剤の製造・原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤のみの輸入を行う輸入業者の登録は都道府県知事が行うこととされ、原体の製造（輸入）業者の登録は厚生労働大臣が行うこととされています。

北海道厚生局では、上述の厚生労働大臣の権限とされている毒物劇物製造（輸入）業に係る登録事務を所管し、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 毒物劇物製造（輸入）業の登録
- ② 毒物劇物製造（輸入）業の登録更新（5年毎）
- ③ 毒物劇物製造（輸入）業の登録変更
- ④ 毒物劇物取扱責任者設置（変更）届の受理
- ⑤ 各種変更届出の受理
- ⑥ 登録の取消し、毒物劇物取扱責任者の変更命令
- ⑦ 毒物劇物製造（輸入）業者への立入検査（保健衛生上重大な危害が生じるおそれのある場合等）

(業務の流れ)



北海道管内の登録製造（輸入）業者は、第三章 1 (10) をご参照ください。

23. 薬事監視業務

北海道厚生局では、大臣許可の医薬品製造（営業）所に対する薬事監視に関する業務を所管しており、具体的には次のような業務を行っています。

- ① 法令に基づく監督命令の執行（業務停止等）及び遵守状況の確認等
- ② ②緊急時の立ち入り調査、廃棄等の措置

※①、②の権限は厚生労働大臣（厚生労働本省）自らが行うことを妨げるものではありません。

- ③ 輸入監視業務（関東信越、近畿厚生局及び九州厚生局沖縄分室のみで実施しています）

医薬品等（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器）の個人輸入について

個人が自分で使用するために医薬品等を輸入（いわゆる個人輸入）する場合（海外から持ち帰る場合を含む）には、特例として税関の確認を受けた上で輸入が認められているものもあります。原則として、地方厚生局に必要書類を提出して、営業のための輸入でないことの証明を受ける必要があります。

※個人輸入したものを他の人へ売ったり、譲ったり、他の人の分をまとめて輸入することは認められていません

○詳しい内容をお知りになりたい方は、以下の地方厚生局の薬事監視専門官にお尋ねください。

- ・ 関東信越厚生局（函館税関、東京税関及び横浜税関）

電話：048-740-0800 FAX：048-601-1336

- ・ 近畿厚生局（名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関）

電話：06-6942-4096 FAX：06-6942-2472

- ・ 九州厚生局沖縄麻薬取締所（沖縄地区税関）

電話：098-854-2584 FAX：098-834-8978

○医薬品等の個人輸入については、厚生労働省のホームページに関連情報サイトがありますので、併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html>

24. 医師確保及び地域医療の確保・推進に関する業務

平成18年度に成立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応、地域医療の確保・推進に関する業務として主に以下のような業務を担当しています。

- ① 北海道における医師不足の情報収集、現状把握、対応策の検討、指導、助言、報告
- ② 北海道地域医療対策協議会との連携、協力、取組状況の把握
- ③ 国レベルの緊急臨時的医師派遣に係る調整業務（実績：19年度2件、20年度以降申請なし）
- ④ 地域医療アドバイザー派遣事業に係る調整業務（実績：申請なし）
- ⑤ 地域医療再生計画の医師確保事業の把握、進捗状況の把握・報告

※ 平成22年度に実施した「全国必要医師数実態調査」の結果について

（平成22年6月1日現在調査）・・・第三章の資料13をご参照ください。

25. 行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修

平成19年4月1日から医師法第7条の2の規定に基づき、「医道審で1年以上医業停止」に決定した北海道在住の医師の再教育（個別研修）に係る事務を実施しています。

21年度以前再教育個別研修決定対象者 1名 個別研修終了、登録未了。

※22年度 再教育決定対象者は該当なし・・・第三章の資料10をご参照ください。

26. 特定機能病院の立入検査及び国の開設する病院・診療所・助産所の監督業務

1. 特定機能病院の立入検査

特定機能病院は、病床数400床以上、10以上の決められた診療科、集中治療室や無菌室その他決められた設備を有し、医師、看護師等医療従事者の配置基準を満たすとともに、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力や高度の医療に関する研修を行うなどの様々な能力を有することを要件として厚生労働大臣の承認を受けている医療機関です。

特定機能病院は、大学附属病院（本院）、高度専門医療センター等、全国で82ヶ所があり、北海道厚生局管内では、以下の3病院が承認を受けています。

- 北海道大学病院 （札幌市）
- 札幌医科大学病院 （札幌市）
- 旭川医科大学病院 （旭川市）

北海道厚生局では、これらの特定機能病院への立入検査を毎年実施しており、当該病院が医療法その他法令に定められた人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理運営がなされているか否かを検査しています（根拠法令：医療法第25条第3項）。

主な検査の重点項目は次の4点です。

- ① 医療の安全を確保するための体制の構築
- ② 病院等における院内感染防止対策に関する体制の構築
- ③ 医薬品の安全管理に関する体制の構築
- ④ 医療機器の保守点検、安全使用に関する体制の構築

2. 国の開設する病院・診療所・助産所の監督業務

国の開設する病院・診療所・助産所は、各省庁（国と見なす国立大学法人、独立行政法人を含む）が開設者となって管理運営されている病院・診療所・助産所です。

北海道厚生局では管内のこれら医療機関の医療法の開設承認、開設承認事項の変更、通知事項の承認、検査、受理の業務を行っています（所管病院数 12、診療所数 55 助産所 該当なし）。

※国の開設する病院、診療所一覧・・・第三章の資料06、07をご参照ください。

(食品衛生課)

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認及び承認施設の監視指導や、食品等検査機関の指定・登録及び監督のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の表示に関する業務を行っています。また、輸出水産食品取扱施設の認定や食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション（意見交換）なども含め、関係自治体等との連携・協力の下、飲食による危害の発生防止や国民の健康の保護、国民保健の向上などの業務を実施しています。

2.7. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認

食品衛生法では、衛生上の観点から食品の製造・加工の方法について一律の基準が定められています。新たな製造・加工技術やHACCP（ハサップ）方式による衛生管理手法に対応するため「総合衛生管理製造過程の厚生労働大臣承認制度」が設けられています（平成7年食品衛生法改正により創設）。

この制度は、乳、乳製品、食肉製品など政令で定める食品を製造・加工しようとする食品の種類及び製造又は加工施設ごとに、任意の申請に対して審査を行い厚生労働大臣が個別に承認するもので、承認を受けた施設では食品衛生法に規定する製造基準に制約されない製造方法による多様な食品の製造・加工が可能となります。

本来、営業者による自主管理を促すための制度ですが、過去に承認施設において重大な食中毒事件が発生したこと等を踏まえ、平成15年以降3年ごとの更新制となっています。

北海道厚生局は、関係自治体の協力の下、道内の営業者の承認申請に係る審査事務や承認施設の現地調査を実施しています。

総合衛生管理製造過程の品目別承認施設数

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
北海道	19	23	6	2	1	3	54
全国	158	160	68	24	24	120	554

(平成23年3月31日現在)

HACCPとは？

食品製造における衛生管理の手法の一つで、最終製品の検査によりその製品の安全性を保証するという考え方ではなく、食品の製造者が、原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するというものです。

HACCPによる衛生管理手法については、国際的にもその有効性が評価されており、各国で導入が進められています。

※ HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点

28. 輸出水産食品取扱施設の認定

我が国から欧州連合(EU)や米国に輸出される水産食品については、その加工施設等が輸出国の定める要件に適合していることが求められます。

このため、厚生労働省において水産食品の輸出に関する手続を定め、各都道府県等が地域振興の観点から輸出を希望する施設の認定を行い、その認定に関する審査を各地方厚生局が行うこととしています。

北海道厚生局では、道内の関係施設の認定に係る審査及び認定後の施設の監視を実施しています。

対EU及び対米国輸出水産食品取扱認定施設数

	対EU認定施設	対米国認定施設
北海道	7	37
全国	24	80

(平成23年3月31日現在)

北海道からEUへ冷凍ホタテ貝を輸出するためには・・・

北海道で養殖されたホタテ貝を道内で加工し、EUへ輸出するためには、ホタテ貝の養殖から加工に至る全ての段階において、施設設備、衛生管理等がEUの定める要件に適合していることが求められます。

1. 指定海域におけるホタテ貝の採捕

指定された生産海域でホタテ貝を採捕します。指定海域は、定期的なホタテ貝の貝毒、微生物、化学物質のモニタリング検査により衛生的に管理されます。

2. 登録漁船による採捕

あらかじめ登録された漁船でホタテ貝を採捕します。漁船上では、定められた衛生管理の基準を遵守します。水揚げも決められた場所で行います。

3. 認定加工施設への搬送

蓋付き容器に入れ、認定加工施設に搬送します。ホタテ貝の生産地等の履歴が確認できるよう、生産海域や採捕月日、搬送量等を記載した搬送票を添付します。

4. 認定加工施設での加工処理

EUが定める要件に適合していると認定された施設で加工処理を行います。認定施設では、HACCPによる衛生管理を行うことが必要です。

5. 食品衛生監視員による監視

定期的に食品衛生監視員による監視を行います。

29. 健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等の監視指導

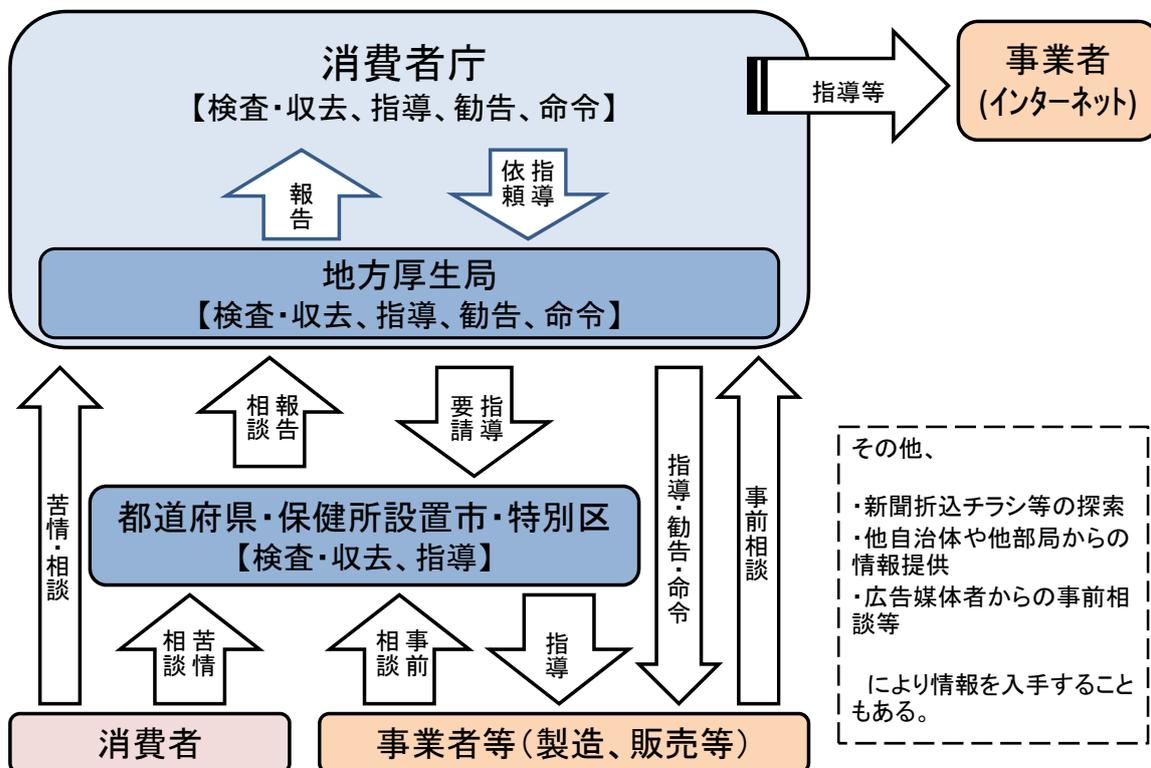
健康増進法では、食品として販売されるものについて広告や表示を行う場合には、健康の保持を増進させる効果などに関して、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないとされています。

北海道厚生局では、このような食品の虚偽誇大広告等について、関係行政機関・自治体等と連携し、監視指導等を行っています。

健康増進法において、著しく事実と異なる表示や著しく人を誤認させる表示が禁止されている事項は、次のとおりです。

- 健康の保持増進の効果
- 含有する食品又は成分の量
- 特定の食品又は成分を含有する旨
- 熱量
- 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果

虚偽・誇大広告等の取締体制



（保険年金課）

保険年金課では、医療保険関連の業務として、健康保険法に基づき健康保険組合が運営している健康保険事業及び全国健康保険協会北海道支部が運営している協会けんぽ事業の指導や認可を行っている他、国民健康保険法に基づき市町村等が運営している国民健康保険事業に関しては、助言や指導を行っております。

また、年金保険関連の業務として、厚生年金保険法に基づき実施している公的年金の上乗せ部分である企業年金（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金）や国民年金基金に係る指導や認可を行っています。

30. 医療保険者の指導及び認可

（1）健康保険組合

北海道内の健康保険組合は平成22年度末時点で15組合があり、被保険者数は約95千人です。

平成22年度の実地指導は、財政状況が厳しい組合や医療費の高い組合で、特に指導が必要と認められる組合の中から選定し、3組合を実施しました。実施保険者に対しては、医療費の適正化により財政健全を図ることなどの指導を行っています。

平成22年度の北海道内の健康保険組合は、昨年に続き1つの設立組合があり、全体で15の組合数になりました。

これにより、被保険者数も昨年の約79千人から15千人程度増加しました。

また、当課では健康保険組合の規約に関する改正などの認可も行っています。

（2）協会けんぽ

従来「国」が運営を行っていた政府管掌健康保険は、平成20年10月から新たに保険者として設立された「全国健康保険協会」にその運営を移行しました。協会けんぽ北海道支部の平成22年度末の被保険者数は約951千人です。

実地指導は、平成22年度に協会けんぽ北海道支部に対し実施しました。

（3）国民健康保険

北海道厚生局では、市町村等が運営している国民健康保険事業についての助言と指導を行っています。

北海道内の国民健康保険の保険者は153市町村、3つの広域連合、4つの国民健康保険組合があり、平成21年度末の被保険者は約155万人です。

平成22年度の実地の助言・指導は10の市町村、2つの国民健康保険組合の計12の保険者を実施しました。

また、平成22年度からは国民健康保険事業に係る市町村の重点的な取り組み状況などを北海道厚生局のホームページで紹介しています。

3 1. 企業年金等の指導及び認可

(1) 厚生年金基金

北海道の厚生年金基金は9基金があり、平成22年度末の被保険者は約60千人です。

平成22年度の実地指導は、資産額の低い基金、掛金の未収率が高い基金の中から選定し、4つの厚生年金基金に対し実施しました。実施基金に対しては、財政運営の適正を図ることなどについての指導を行っています。

また、厚生年金基金に関する規約の改正などの認可も行っています。

(2) 確定拠出年金、確定給付企業年金

適格退職年金制度が平成24年3月末で廃止されることから、新たな仕組みとなる確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度を創設する企業の規約の承認などを行っており、北海道内の確定拠出年金実施数は89で、確定給付企業年金は263です。（平成22年度は、新たに確定拠出年金5、確定給付企業年金88の企業年金が設立されました。）

平成22年度の実地指導は、事前に行った書面監査に基づき、1つの確定給付企業年金の実施基金に対し実施しました。

(3) 国民年金基金

北海道の国民年金基金は地域型の基金が1つあり、平成22年度末の加入者は約10千人です。

平成22年度の実地指導は、加入者が年々減少する傾向にあることから、加入促進を図ることなどについての指導を行っています。

(医療課 管理課)

32. 保険診療の指導等

北海道厚生局では、公的医療を提供する保険医療機関及び保険薬局の指定、保険診療・調剤を担う保険医・保険薬剤師の登録業務を行っている他、指定された保険医療機関等から診療報酬を算定するために届出された、施設基準の調査も実施しています。

また、適正な診療報酬請求について、保険医療機関及び保険薬局並びに保険医・保険薬剤師に対する集団指導と個別指導を行っています。

保険医療機関等の指定と保険医等の登録

保険診療は、健康保険法等の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「公法上の契約」による診療であり、「保険医療機関において診療に従事する保険医は、厚生労働省令の定めにより、健康保険の診療に当たらなければならない。」（健保法第72条）とされ、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」を遵守することが定められています。

平成23年3月31日現在の指定及び登録状況は下記のとおりです。

○ 保険医療機関及び保険薬局の指定 (単位：機関)

	保険医療機関		保険薬局
	病院・診療所	歯科医院	
平成21年度	3,341	3,150	2,191
平成22年度	3,330	3,105	2,170
増減	△11	△45	△21

○ 保険医及び保険薬剤師の登録 (単位：人)

	保 険 医		保険薬剤師
	医 師	歯科医師	
平成21年度	15,547	5,650	9,444
平成22年度	15,692	5,707	9,663
増減	145	57	219

施設基準等の調査

保険医療機関及び保険薬局は、診療報酬の算定に当たって人員・施設・設備・機械・器具等において定められた基準を満たすことにより、診療報酬を請求できます。

この基準を「施設基準」と言い、告示で定められています。

北海道厚生局では、届出された「施設基準」どおり適正に運営されているかを毎年、保険医療機関等に出向き調査を実施しています。

平成 21～22 年度の調査実施状況は下記のとおりです。

(単位：機関)

	平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
病 院	152	181	29

集団指導と個別指導

厚生局が行う指導は、保険診療の質的向上と適正化を目的とし、保険医療機関及び保険薬局と保険医及び保険薬剤師として指定・登録されたすべてが対象となっています。

指導は、下記の形態を取って実施しています。

- ・ 新規指定時指導＝新規届出の保険医療機関及び保険医等を対象に実施
- ・ 集団的個別指導（集団）＝保険医療機関の開設者と管理者を対象に講習会方式で実施
- ・ 個別指導＝情報提供等の事由により個別面談方式により実施

平成 21～22 年度の指導実施状況は下記のとおりです。(単位：機関)

	新規指定時		集団的個別（集団）		個別指導	
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
医科	94	105	1,037	1,002	49	51
歯科	59	75	304	818	9	17
薬局	79	83	551	773	34	30

3.3. 施設基準等の適時調査及び指導結果に基づく留意事項

北海道厚生局では、医療保険制度における療養の給付について、健康保険法に基づき指定を受けた保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、適正な保険診療や保険請求のための指導・調査を行っています。

(1) 施設基準等の適時調査結果における留意事項（一部抜粋）

施設基準等の適時調査において、保険医療機関等の共通した留意点は次のとおりです。

- ① 入院基本料を算定する基本である「入院診療計画」「院内感染防止対策」「医療安全管理体制」「褥瘡対策」に係る基準、体制、委員会等が整備されていること
- ② 勤務医師の異動に係る異動届の提出が行われていること
- ③ 非常勤医師に係る常勤換算の確認がされていること
- ④ 入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っている保険医療機関において医師・管理栄養士又は栄養士による検食が毎食行われ、その所見が検食簿に記入されていること
- ⑤ 看護師等の月平均夜勤時間数と病棟配置数の点検が行われていること

特に⑤については、届出基準を満たさない状況が長期に渡り放置されると、適正な医療サービス提供が行われていないことから、返還金が発生します。

(2) 指導結果における留意事項（一部抜粋）

指定を受けた保険医療機関等に対し、新規指定時並びに個別の指導を実施していますが、その結果、共通した留意点は次のとおりです。

① 保険医療機関

- ・診療録において症状・所見等の記載が十分にされていること
- ・レセプト病名等不適切な傷病名の使用がないこと
- ・終了・転帰欄が整備されていること
- ・医学管理料の算定において治療計画の記載、算定対象疾患が主病である患者以外の算定がされていないこと

② 保険薬局

- ・薬歴簿における服薬指導内容の記載が十分にされていること
- ・薬剤服用歴に一包化の理由が記載されていること

また、北海道厚生局は集団指導において「保険診療ルールの一層の周知を図り、保険診療の質的向上及び適正な保険請求が行われること」を目的とした指導を実施しています。

3 4. 北海道地方社会保険医療協議会

北海道厚生局では、社会保険庁改革の一環として、平成20年10月より保険医療機関や保険医の指定・登録に関する業務を旧北海道社会保険事務局から移管されています。

保険医療機関などの指定とその取消し、保険医などの登録の取消し（※）を行う場合には、健康保険法により、その適否について社会保険医療協議会へ諮問することとされており、北海道厚生局では、旧北海道社会保険事務局からの業務移管に伴って、平成20年10月に北海道地方社会保険医療協議会を設けました。

※ 指定を受けた保険医療機関等や登録を受けた保険医等が保険診療を行う際に架空請求などの不正を行った場合、指定・登録を取消し、以後の保険診療を行わせない行政処分をすることがあります。

協議会の所掌と構成

(1) 協議会の所掌

社会保険医療協議会法（以下「法」といいます。）により、以下のとおり定められています。

○第2条第2項

地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。

(2) 協議会の構成（法第3条）

以下の20人の委員によって構成されます。

- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、
事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側関係委員）・・・・・・・・・・7人
- 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側関係委員）・・・・・・・・7人
- 三 公益を代表する委員（公益関係委員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6人

なお、臨時委員と10人以内の専門委員を置くことができますが、北海道地方では設置していません。

協議会での審議

協議会での審議は、総会（20人全員）と部会（支払側関係3人、診療側関係3人、公益関係2人の計8人）に分かれます。また、会長及び部会長は公益関係委員の中から選出されます。

（1）総会

指定・登録の取消について諮問を受けて審議するほか、取消相当（※）について建議しています。また、保険医療機関及び保険薬局の指定申請に対して、これを指定しないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）なども総会で審議されます。

平成22年度は3回の総会が開催され、以下の結果となりました。

※ 指定・登録の取消（行政処分）を行う前に、指定の辞退や登録の抹消の申出が行われると、行政処分が行えないことがあります。こうした場合、取消に相当する保険医療機関等については取消相当として公表しています。

○平成22年度 総会の審議状況

審議事項	件数			
	医科	歯科	薬局	合計
指定の取消	0	3	0	3
登録の取消	0	3	0	3
指定の取消(取消相当)	0	2	0	2
登録の取消(取消相当)	0	3	0	3
指定をしないこと	0	0	0	0
取消後の再指定	0	0	0	0

審議結果:諮問等どおり了承された。

（2）部会

保険医療機関又は保険薬局の指定について審議しています。ただし、次の事項は総会で審議されます。

- 一 保険医療機関の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定（取消後の再指定）
- 二 指定をしないこととする場合（病床の全部又は一部を除いて行われる指定又は指定の変更を含む。）

平成22年度は12回の部会が開催され、以下の結果となりました。

○平成22年度 部会での審議状況

新規指定				切替指定				合計			
合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局
376	164	105	107	2,040	778	807	455	2,416	942	912	562

審議結果：諮問どおり了承された。

指定期間は6年となっているため、6年ごとの更新手続が必要です。

(麻薬取締部)

35. 麻薬取締

(1) 捜査

麻薬取締部は、麻薬、大麻、覚せい剤等の薬物犯罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として捜査を行っています。

平成22年中には、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反等の容疑で18名を検挙し、覚せい剤や大麻等を押収しました。

(2) 鑑定

麻薬取締部では、捜査とは独立した鑑定部門を設置し、押収した薬物の分析等を行うとともに、税関など関係機関からの鑑定依頼も受けています。

(3) 正規麻薬等の指導・監督

麻薬取締部は、麻薬元卸売業者免許及び麻薬譲渡許可等の許認可業務を行うとともに、医療機関に対する立入検査を実施して、麻薬等の不正流通や不適切な管理を防ぐために必要な指導と監督を実施しています。

立入検査で悪質な違反を発見したときは、捜査に移行し、事件送致することもあります。

(4) 薬物中毒対策

「麻薬・覚せい剤」相談電話を設置して、麻薬や覚せい剤中毒者の家族等からの電話相談に応じているほか、精神保健指定医と連携して乱用を繰り返さないためのアドバイス、医療施設への紹介、アフターケア等を実施しています。

(5) 薬物乱用防止啓発

北海道、薬物乱用防止指導員、保健所、地域のボランティア団体等と協力して、薬物乱用防止のための啓発に努めています。

その一環として、北海道、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等と協力して毎年6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせた街頭キャンペーンを実施しており、平成22年度は6月26日に、イオン発寒ショッピングセンターにおいて、買い物客等一般人を対象に薬物乱用防止キャンペーンを実施しました。平成23年度も同時期に実施を予定しています。

また、平成22年10月22日、東北厚生局麻薬取締部等とともに、青森市において高校生等一般市民約650名を対象とした麻薬・覚せい剤乱用防止運動青森大会を開催して、薬物乱用の恐ろしさについて啓発活動を実施しました。

さらに、平成22年度中には道内の専門学校・大学等に麻薬取締官OB及び現職麻薬取締官を派遣し、計約350名の学生・一般人を対象に薬物乱用の恐ろしさについて講演しています。

（社会保険審査官）

社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、及び石炭鉱業年金基金法、並びに国民年金法における不服申立ての規定に基づいて、審査請求の事件を取り扱っています。

社会保険庁が廃止されたことにより、平成22年1月1日から地方厚生（支）局が所管することとなりました。

これに伴い、審査請求の対象となる決定を行う機関や、審査請求の窓口も変更になっています。

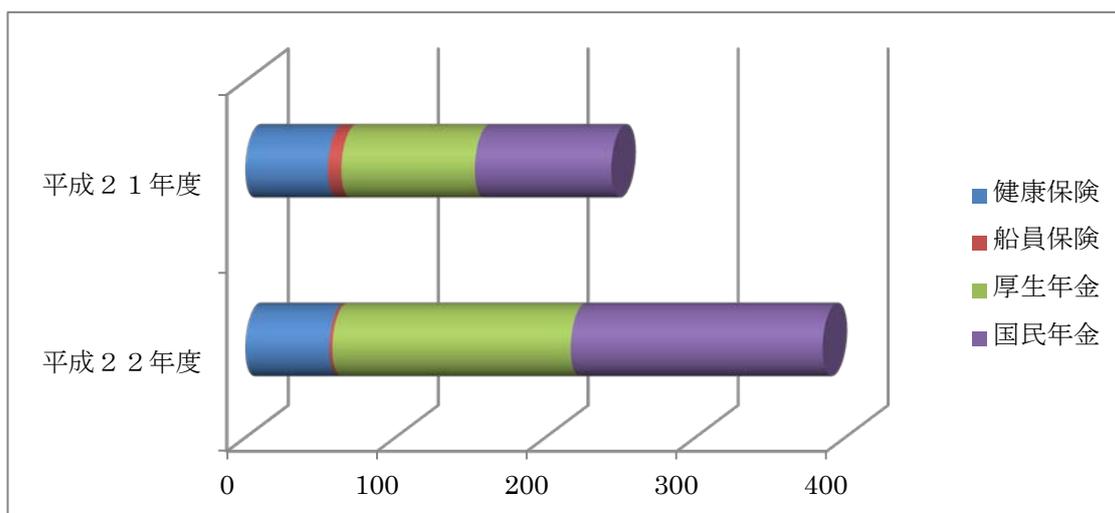
	処 分 者	審査請求先	審査請求の窓口
社会保険庁廃止前 （平成21年12月まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁長官 ・社会保険事務局長 ・社会保険事務所長 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険審査官 （社会保険事務局に配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務局 ・社会保険事務所
社会保険庁廃止後 （平成22年1月から）	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣 ・日本年金機構理事長 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険審査官 （地方厚生局に配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方厚生局 ・日本年金機構ブロック本部 ・日本年金機構の年金事務所

（注）本表は旧社会保険庁関連の処分について整理したもので、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金などが行った処分については、変更ありません。

36. 審査請求書の受付状況

審査請求書の年度別、種類別の受付状況は以下のとおりです。

（北海道の件数）

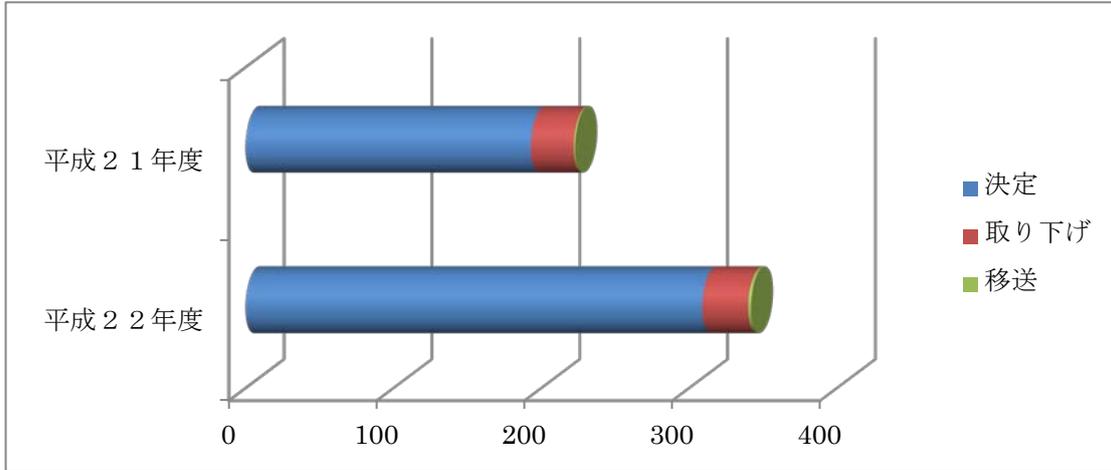


審査請求書の総受付件数は、平成21年度の244件に対して、平成22年度は385件と、約1.6倍となっております。

37. 審査請求書の決定状況

審査請求書の年度別、処理状況は以下のとおりです。

(北海道の件数)

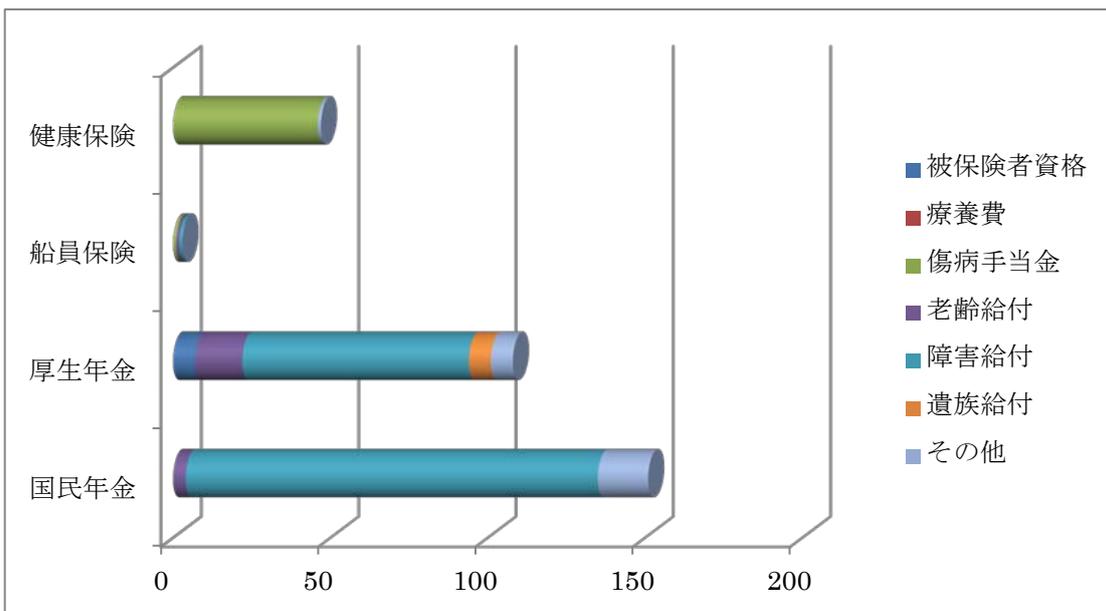


審査請求書の処理件数は、平成21年度の223件に対して、平成22年度は342件となっております。

取り下げは、保険者が処分変更をしたことにより、訴えの利益がなくなったことによるものです。

38. 審査請求書の制度別内訳

平成22年度に決定した審査請求書の、制度別内訳は以下のとおりです。



審査請求書の内訳は、障害給付が204件で全体の約66%、傷病手当金は47件で約15%を占めています。

第三章 統計・資料

1. 管内状況

(1) 管内市町村の状況 (平成23年3月31日現在)

北海道の市町村数	179市町村 (35市129町15村)
指定都市	札幌市
中核市	旭川市、函館市
保健所設置市	小樽市

(2) 管内人口 (平成23年3月31日現在)

人口	5,498,916人 (日本全体の約4.3%)
65歳以上人口	1,353,481人
高齢化率	24.6%

札幌市(再掲)

人口	1,897,333人
65歳以上人口	388,773人
高齢化率	20.5%

(3) 管内面積

83,457 km² (北方領土5,036 km²を含む。国土の22.9%)

(参考)

北海道 > (東北6県+新潟県+富山県) = 81,738km²

北海道 > (九州7県+四国4県+広島県+山口県+島根県) = 82,251 km²

(4) 管内の主な関係法人、団体等の状況

①医療法人数	2,376法人	(平成22年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	6法人	
②社会福祉法人数	834法人	(平成20年3月31日現在)
うち厚生労働大臣所管法人数	4法人	
③社会福祉施設数	2,553カ所	(平成21年10月1日現在)

(5) 医師・歯科医師臨床研修病院等の状況

臨床病院区分	医科	歯科
大学病院	3	4
基幹型臨床研修病院（施設）	61	—
単独型臨床研修施設（施設）	—	8
管理型臨床研修施設（施設）	—	1
単独／管理型臨床研修病院□施設	—	1
合計	64	14

※ 基幹型臨床研修病院：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、

当該臨床研修の管理を行うもの（医科）

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う施設（歯科）

管理型臨床研修施設：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行い、それらを管理する施設（歯科）

協力型臨床研修病院（施設）：他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院

（施設）（医科・歯科）

(6) 臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者等の状況

	医科	歯科
臨床研修修了医籍・歯科医籍登録者	294名	105名
臨床研修病院指定件数		
・ 臨床研修病院の指定（新規指定）	—	—
・ 協力型臨床研修病院等の病院群の構成変更	27件	2件
研修プログラム変更	17件	1件
臨床研修病院実地指導調査	15件	3件

(7) 特定機能病院の状況 3病院

①北海道大学病院（札幌市）

②札幌医科大学附属病院（札幌市）

③旭川医科大学病院（旭川市）

(8) 医療観察業務の状況 (平成22年度業務実績)

①精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の取りまとめ	93件
②指定通院医療機関の指定	5件
③指定入院医療機関の選定(移送)	6件
④指定通院医療機関の選定	4件
⑤指定通院医療機関実地指導調査	1件
⑥診療報酬の審査及び支払	467件

(9) 医薬品製造所の状況 6施設

①旭川赤十字血液センター	(旭川市)
②釧路赤十字血液センター	(釧路市)
③日本赤十字社血漿分画センター	(千歳市)
④北海道赤十字血液センター	(札幌市)
⑤日本メジフィジックス株式会社札幌ラボ	(札幌市)
⑥株式会社日本バイファ千歳工場	(千歳市)

(10) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録製造(輸入)業者の状況 11カ所

①製造業	
ア 北海道曹達株式会社生産技術本部幌別事業所	(登別市)
イ 美瑛白土工業株式会社	(美瑛町)
ウ 野村興産株式会社イトム力鉱業所	(留辺蘂町)
エ 北海道曹達株式会社生産技術本部苫小牧事業所	(苫小牧市)
オ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
カ J X日鉱日石エネルギー株式会社室蘭製油所	(室蘭市)
②輸入業	
ア 株式会社フロンティア・サイエンス	(石狩市)
イ 北海道電力株式会社原子力部	(札幌市)
ウ 北海道システム・サイエンス株式会社	(札幌市)
エ 北海道和光純薬株式会社配送センター	(札幌市)
オ 日本家畜貿易株式会社	(帯広市)

(11) 健康保険組合の状況 15組合

(平成22年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約改正等認可	規約改正等届出	大臣あて届出等
4	19	69	164

(12) 国民健康保険組合の状況 4組合

- ①北海道医師国民健康保険組合 (札幌市)
- ②北海道歯科医師国民健康保険組合 (札幌市)
- ③北海道薬剤師国民健康保険組合 (札幌市)
- ④北海道建設国民健康保険組合 (札幌市)

(13) 厚生年金基金の状況 9基金

(平成22年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約改正等認可	規約改正等届出	大臣あて届出等
4	24	87	119

(14) 確定給付企業年金の状況 規約型：259基金 基金型：4基金

(平成22年度業務実績 単位：件)

新規承認	終了承認	変更承認	届出・報告
88	1	30	288

(15) 確定拠出年金の状況 89事業所

(平成22年度業務実績 単位：件)

新規承認	終了承認	変更承認	変更届出
5	1	17	100

(16) 国民年金基金の状況 1基金

(平成22年度業務実績 単位：件)

指導監査	規約改正等承認	大臣あて届出等
1	1	8

(17) 介護保険者の状況 152保険者

(18) 介護サービス事業者の状況数 9,540カ所

(平成22年度業務実績 単位：件)

老人福祉施設	老人保健施設	療養医療施設
290	174	103

(19) 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱及び主任児童委員の指名並び表彰等の状況

(平成22年度業務実績 単位：人)

民生委員・児童委員 委嘱数	民生委員・児童委員 解嘱数	主任児童委員指名数	表彰等授与数
11,740	12,777	1,085	2,256

(参考) 道市別の定数(人)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
北海道	7,735	757
札幌市	2,640	199
旭川市	702	67
函館市	652	58

(20) 精神保健指定医の指定等の状況 指定医634人 (平成23年3月末現在)

(平成22年度業務実績 単位：件)

新規申請等受理件数	指定医証発行件数	指定医証再発行件数
30	134	5

(21) 新登録結核患者の状況 (平成20年末結核発生動向調査)

北海道 687人 (全国の2.8% 全国 24,760人)

(22) 被爆者数、手当交付金支給者数の状況 (平成21年度末現在)

①被爆者数 北海道 470人 (全国の0.2% 全国 227,565人)

②手当交付金支給者数 北海道 412人 (全国の0.2% 全国 210,081人)

(23) 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認施設の状況

(平成23年3月31日現在)

	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰 加圧加熱殺 菌食品	清涼飲料水	計
施設数	19	23	6	2	1	3	54
件数	30	35	14	3	1	5	86

(24) 対EU及び対米国輸出水産食品取扱認定施設の状況

- ①対EU輸出水産食品取扱認定施設 7施設
- ②対米国輸出水産食品取扱認定施設 37施設

(25) 食品衛生法に基づく登録検査機関数(事業所を含む) 4施設

- ①財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター (札幌市)
- ②財団法人日本冷凍食品検査協会札幌検査所 (札幌市)
- ③財団法人日本食品分析センター千歳研究所 (千歳市)
- ④株式会社札幌市中央卸売市場食品衛生検査センター (札幌市)

2. 所管医療法人一覧

(平成23年3月31日現在)

	医療法人名	事務所所在地	種別	出資 持分	開設者 の資格	認可日	事務所の区域
1	医療法人社団 萌生会	旭川市神居2条18丁目16-16	社団	有	医師	H6.7.13	北海道旭川市 埼玉県鴻巣市
2	医療法人社団 恵仁会	白糖郡白糖町東1条南1丁目2-34	社団	有	歯科医 師	H17.10.14	北海道白糠郡白糠町 北海道釧路市 北海道帯広市 沖縄県豊見城市 北海道苫小牧市 沖縄県島尻郡南風町 沖縄県中頭郡中城村 北海道札幌市
3	医療法人社団 優美会	札幌市中央区南1条西2丁目5	社団	有	医師	H18.12.13	北海道札幌市 静岡県静岡市
4	医療法人社団 天祐会	札幌市東区北16条東16丁目1-13	社団	有	医師	H19.12.10	北海道札幌市 東京都世田谷区
5	医療法人社団 共生会	川上郡弟子屈町川湯温泉4丁目1-1	社団	有	医師	H20.1.9	北海道川上郡弟子屈町 埼玉県さいたま市
6	医療法人社団 悠聖会	札幌市中央区南5条東3丁目10-1	社団	無	医師	H22.3.10	北海道札幌市 大阪府大阪市

3. 保険医療機関及び保険医の状況

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等の状況

(平成23年3月31日現在)

年 度	保 険 医 療 機 関						保 険 薬 局		
	医 科			歯 科			指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)
	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)	指定 (件)	廃止 (件)	年度末現在 (件)			
平成17年度	1,143	1,162	2,918	937	916	2,624	665	659	1,809
平成18年度	678	208	3,388	665	124	3,165	434	116	2,127
平成19年度	345	323	3,410	261	251	3,175	306	269	2,164
平成20年度	295	328	3,377	221	235	3,161	245	218	2,191
平成21年度	571	607	3,341	356	367	3,150	308	308	2,191
平成22年度	929	940	3,330	930	975	3,105	558	579	2,170

(2) 保険医及び保険薬剤師の登録の状況

(平成23年3月31日現在)

年 度	保 険 医						保 険 薬 剤 師		
	医 師			歯 科 医 師			登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)
	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)	登録 (人)	抹消 (人)	年度末現在 (人)			
平成17年度	661	697	14,768	185	176	5,366	464	286	8,171
平成18年度	612	394	14,986	199	112	5,453	497	137	8,531
平成19年度	577	377	15,186	192	140	5,505	423	151	8,803
平成20年度	577	364	15,399	183	105	5,583	448	141	9,110
平成21年度	551	403	15,547	195	128	5,650	510	176	9,444
平成22年度	555	410	15,692	178	121	5,707	358	139	9,663

4. 基本診療料・入院時食事療養等の届出状況

(1) 入院基本料（病院）の届出状況

(平成22年7月1日現在)

区 分	一般病棟	療養病棟	結核病棟	精神病棟	特定機能	障害者施設等	専門病院
件 数	369	236	13	89	3	79	3

(2) 入院基本料（診療所）の届出状況

(平成22年7月1日現在)

区 分	入院基本料	療養病床入院基本料
件 数	387	49

(3) 入院時食事療養等の届出状況

(平成22年7月1日現在)

区 分	入院時食事療養(Ⅰ)	入院時食事療養(Ⅱ)	合 計
病 院	573	16	589
診 療 所	98	292	390

(4) 入院基本料加算の届出状況

(平成22年7月1日現在)

区 分	総合入院 体制加算	診療録管理	重症者等 療養環境	療養環境	療養病棟 療養環境	診療所療養 環境
件 数	12	216	199	147	172	47

5. 保険医療機関等の調査・指導実施の状況（平成22年度）

（1）施設基準等適時調査

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	181	0	181

（2）個別指導

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	9 (0)	42 (31)	51 (31)
歯科	1 (0)	16 (0)	17 (0)
薬局			30 (20)

※（ ）の数字は新規個別指導件数の再掲

（3）集団指導

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）
医科	56	946	1,002
歯科	4	814	818
薬局			773
訪問看護ステーション			248
柔道整復師			375

（4）集団指導（新規指定時・新規登録時 集団指導分）

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）	保険医等（名）
医科	6	99	105	280
歯科	0	75	75	119
薬局			83	234
柔道整復師			126	

（5）監 査

区分	病院（件）	診療所（件）	計（件）	保険医等（名）
医科	1	3	4	9
歯科	0	3	3	4
薬局			1	5

（6）不正不当金額（平成22年度中確定した金額）

区分	適時調査によるもの（円）	個別指導等によるもの（円）	監査によるもの（円）	計（円）
医科（病院）	491,124,751	182,894,751	0	674,019,502
医科（診療所）	0	16,049,198	2,653,582	18,702,780
歯科	0	32,213,547	21,760,162	53,973,709
薬局	0	2,612,804	0	2,612,804
訪問看護ステーション	0	2,655,400	0	2,655,400
計	491,124,751	236,425,700	24,413,744	751,964,195

（7）行政措置（平成22年度中決定した措置）

区分	取消	取消相当	戒告	注意
機関	3 件	2 件	0 件	0 件
保険医	3 名	3 名	1 名	0 名

6. 道内国立医療機関（病院）一覧

（平成23年3月31日現在）

	施設名	開設者	所在地	病床区分						管轄 保健所
				一般	療養	結核	精神	感染	総数	
1	北海道大学病院	国立大学法人	札幌市北区北14条西5丁目	874	-	-	72	-	946	札幌市
2	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	独立行政法人 国立病院機構	札幌市白石区菊水4条2丁目 3-54	520	-	-	-	-	520	札幌市
3	自衛隊札幌病院	防衛省	札幌市豊平区平岸1条12丁目 1-32	270	-	-	30	-	300	札幌市
4	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	独立行政法人 国立病院機構	札幌市西区山の手5条7丁目 1-1	410	-	50	40	-	500	札幌市
5	独立行政法人国立病院機構 函館病院	独立行政法人 国立病院機構	函館市川原町18-16	300	-	10	-	-	310	函館市
6	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	岩見沢市4条東16丁目5	300	-	12	-	-	312	岩見沢
7	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院せき損センター	独立行政法人 労働者健康福祉機構	美唄市東4条南1丁目3-1	157	-	-	-	-	157	美唄
8	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	独立行政法人 国立病院機構	旭川市花咲町7-4048	290	-	20	-	-	310	旭川市
9	旭川医科大学病院	国立大学法人	旭川市緑が丘東2条1-1-1	569	-	-	33	-	602	旭川市
10	独立行政法人国立病院機構 八雲病院	独立行政法人 国立病院機構	二海郡八雲町宮園町128-1	120	120	-	-	-	240	八雲
11	独立行政法人国立病院機構 帯広病院	独立行政法人 国立病院機構	帯広市西18条北2丁目16	220	-	50	100	-	370	帯広
12	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-23	500	-	-	-	-	500	釧路

7. 道内国が開設する医療機関（診療所）一覧

平成23年3月31日現在

整理番号	開設者	施設名	郵便番号	所在地	病床数
1	厚労省	小樽検疫所診察室	〒047-0007	小樽市港町5番3号	0
2	厚労省	小樽検疫所千歳空港検疫所支所予防接種室	〒066-0012	千歳市美々新千歳空港内	0
3	最高裁判所	札幌家庭裁判所医務室	〒060-0042	札幌市中央区大通西12丁目	0
4	最高裁判所	函館家庭裁判所医務室	〒040-0031	函館市上新川町1-8	0
5	最高裁判所	旭川家庭裁判所医務室	〒070-0901	旭川市花咲町4丁目	0
6	最高裁判所	釧路家庭裁判所医務室	〒085-0824	釧路市柏木町4-7	0
7	防衛省	陸上自衛隊札幌駐屯地医務室	〒064-0926	札幌市中央区南26条西10-1146	4
8	防衛省	陸上自衛隊丘珠駐屯地医務室	〒007-0880	札幌市東区丘珠町161	0
9	防衛省	陸上自衛隊真駒内駐屯地医務室	〒005-0008	札幌市南区真駒内17	19
10	防衛省	陸上自衛隊函館駐屯地医務室	〒042-0934	函館市広野町6-18	3
11	防衛省	陸上自衛隊北千歳駐屯地医務室	〒066-0075	千歳市北信濃防衛庁所有無番地	10
12	防衛省	陸上自衛隊東千歳駐屯地医務室	〒066-0006	千歳市祝梅1016	19
13	防衛省	航空自衛隊千歳基地医務室	〒066-0044	千歳市平和無番地	6
14	防衛省	陸上自衛隊北恵庭駐屯地医務室	〒061-1423	恵庭市柏木町531	0
15	防衛省	陸上自衛隊南恵庭駐屯地医務室	〒061-1411	恵庭市恵南63	3
16	防衛省	陸上自衛隊島松駐屯地医務室	〒061-1356	恵庭市西島松308	15
17	防衛省	陸上自衛隊岩見沢駐屯地医務室	〒068-0822	岩見沢市日の出4-313	4
18	防衛省	陸上自衛隊美唄駐屯地医務室	〒072-0000	美唄市美唄1536-1	3
19	防衛省	陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	〒073-0042	滝川市泉町236	5
20	防衛省	陸上自衛隊旭川駐屯地医務室	〒070-0902	旭川市春光町自衛隊旭川駐とん地	19
21	防衛省	陸上自衛隊上富良野駐屯地医務室	〒071-0562	空知郡上富良野町南町4丁目	10
22	防衛省	陸上自衛隊名寄駐屯地医務室	〒096-0078	名寄市内淵84	19
23	防衛省	陸上自衛隊倶知安駐屯地医務室	〒044-0076	虻田郡倶知安町字高砂232	5
24	防衛省	航空自衛隊 奥尻島分屯基地医務室	〒043-1406	奥尻郡奥尻町字湯浜	2
25	防衛省	陸上自衛隊幌別駐屯地医務室	〒059-0024	登別市緑町3-1	3
26	防衛省	陸上自衛隊白老駐屯地医務室	〒059-0900	白老郡白老町字白老782-1	0
27	防衛省	陸上自衛隊安平駐屯地医務室	〒059-1511	勇払郡早来町字安平番外地	0
28	防衛省	航空自衛隊襟裳分屯基地医務室	〒058-0342	幌泉郡えりも町字えりも岬407	2
29	防衛省	陸上自衛隊静内駐屯地医務室	〒059-2562	静内郡静内町字浦和125	3
30	防衛省	陸上自衛隊帯広駐屯地医務室	〒080-0856	帯広市南町南7線番外地	15
31	防衛省	陸上自衛隊鹿追駐屯地医務室	〒081-0204	河東郡鹿追町笹川北12線10	3
32	防衛省	陸上自衛隊 釧路駐屯地医務室	〒088-0604	釧路郡釧路町別保112	3
33	防衛省	陸上自衛隊別海駐屯地医務室	〒088-2576	野付郡別海町西春別42-1	3
34	防衛省	陸上自衛隊美幌駐屯地医務室	〒092-0018	網走郡美幌町田中	8
35	防衛省	陸上自衛隊遠軽駐屯地医務室	〒099-0411	紋別郡遠軽町向遠軽272	5
36	防衛省	陸上自衛隊留萌駐屯地医務室	〒077-0000	留萌市緑ヶ丘1丁目6	5
37	法務省	札幌刑務支所医務課	〒007-0802	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	19
38	法務省	札幌拘置所医務課	〒065-0000	札幌市東区町苗穂2条1-1-1	10
39	法務省	札幌刑務所医務部診療所	〒007-0802	札幌市東区東苗穂2-1-5-1	4
40	法務省	札幌少年鑑別所医務課診療所	〒007-0802	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	0
41	法務省	函館少年刑務所医務課診療所	〒042-0944	函館市金堀町6-11	19
42	法務省	紫明女子学院医務課診療所	〒066-0066	千歳市大和4丁目662-2	0
43	法務省	北海少年院医務課	〒066-0066	千歳市大和4-746-10	0
44	法務省	月形学園	〒061-0516	樺戸郡月形町知来乙264-1	0
45	法務省	旭川刑務所医務課診療所	〒071-8153	旭川市東鷹栖3線20号620	9
46	法務省	帯広刑務所医務課	〒089-1184	帯広市別府町南13線33	8
47	法務省	帯広少年院医務課診療所	〒080-0846	帯広市緑ヶ丘3番地の2	0
48	法務省	釧路刑務所医務課	〒085-0833	釧路市宮本2-2-5	0
49	法務省	網走刑務所医務課	〒093-0088	網走市三眺	17
50	文部科学省	北海道大学保健センター	〒060-0808	札幌市北区北十六条西7丁目	0
51	文部科学省	北海道教育大学保健管理センター	〒002-8075	札幌市北区あいの里5条3-1-3	0
52	文部科学省	旭川医科大学保健管理センター	〒078-8802	旭川市緑が丘東2条1-1-1	0
53	文部科学省	帯広畜産大学保健管理センター	〒080-0834	帯広市稲田町西2線11	0
54	文部科学省	北見工業大学保健管理センター	〒090-0015	北見市公園町165	0
55	文部科学省	室蘭工業大学保健管理センター	〒050-0071	室蘭市水元町27番1号	0
施設数		55		病床数	282

8. 医師数

区分 年	全国				北海道			
	医師数 (人)	対前年率 (%)	人口10 万対 (人)	対前年差 (人)	医師数 (人)	対前年率 (%)	人口10 万対 (人)	対前年差 (人)
平成6年	230,519	—	184.4	—	10,249	—	180.5	—
平成10年	248,611	107.8%	196.6	12.2	10,990	107.2%	192.8	12.3
平成12年	255,792	102.9%	201.5	4.9	11,540	105.0%	203.1	10.3
平成14年	262,687	102.7%	206.1	4.6	11,898	103.1%	209.8	6.7
平成16年	270,371	102.9%	211.7	5.6	12,201	102.5%	216.2	6.4
平成18年	277,927	102.8%	217.5	5.8	12,307	100.9%	219.7	3.5
平成20年	286,699	103.2%	224.5	7.0	12,447	101.1%	224.9	5.2

(医師・歯科医師・薬剤師調査 ※ 各年12月31日現在)

9. 北海道の産科医師及び小児科医師の推移

単位(人)

診療科	項目	平成6年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
産婦人科	医師数	453	479	457	455	422	381	423
	対前年比	—	26	▲22	▲2	▲33	▲41	42
小児科	医師数	1,442	1,377	1,322	1,278	1,190	1,117	1,085
	対前年比	—	▲65	▲55	▲44	▲88	▲73	▲32

(医師・歯科医師・薬剤師調査 ※ 各年12月31日現在)

10. 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育研修状況

単位(人)

処分内容	全国	北海道	北海道分 再教育	北海道分 再教育修了	再教育研修内容
① 戒告	6	1			団体研修
② 業務停止6月未満	32	2			団体研修・論文1本
③ 業務停止6月～1年未満	3	0			団体研修・論文2本
④ 業務停止1年～2年未満	12	0	0	0	団体研修・個別研修80H
⑤ 業務停止2年以上	7	0	0	0	団体研修・個別研修120H
⑥ 免許取消	7	0	0	0	団体研修・個別研修120H
合計	67	3	0	0	

1 1. 医師臨床研修病院一覧 (平成23年3月31日現在)

○大学病院 (3病院)

病 院 名	募集定員	病 院 名	募集定員
北海道大学病院	79	旭川医科大学病院	41
札幌医科大学附属病院	66		

○基幹型病院 (61病院)

病 院 名	募集定員	病 院 名	募集定員
砂川市立病院	7	市立釧路総合病院	2
岩見沢市立総合病院	2	留萌市立病院	2
市立函館病院	9	八雲総合病院	2
独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2	総合病院伊達赤十字病院	2
市立札幌病院	12	社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院	4
JA北海道厚生連 札幌厚生病院	5	製鉄記念室蘭病院	6
勤医協中央病院	13	医療法人母恋 天使病院	5
社団法人全国社会保険協会連合会 札幌社会保険総合病院	5	市立芦別病院	2
手稲溪仁会病院	22	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	2
医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	2	市立千歳市民病院	2
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院	9	独立行政法人国立病院機構 函館病院	2
K K R 札幌医療センター	6	市立赤平総合病院	2
NTT東日本札幌病院	6	北海道社会事業協会 小樽病院	2
日鋼記念病院	2	深川市立病院	2
市立室蘭総合病院	3	社会医療法人恵佑会 札幌病院	3
市立旭川病院	5	総合病院釧路赤十字病院	2
JA北海道厚生連 旭川厚生病院	6	財団法人北海道医療団 帯広第一病院	3
JA北海道厚生連 帯広厚生病院	10	K K R 札幌医療センター 斗南病院	3
独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	2	社会福祉法人函館共愛会 共愛会病院	2
名寄市立総合病院	4	旭川赤十字病院	4
医療法人王子総合病院	4	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	2
社団法人全国社会保険協会連合会 北海道社会保険病院	4	市立稚内病院	2
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院	5	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	3
北海道立江差病院	2	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	2
江別市立病院	2	JA北海道厚生連 網走厚生病院	2
北斗病院	2	社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院	2
滝川市立病院	3	医療法人北農会 恵み野病院	2
市立三笠総合病院	2	市立小樽病院	2
苫小牧市立総合病院	5	JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	2
北海道社会事業協会 帯広病院	2	道北勤医協一条通病院	2
北見赤十字病院	10		

【 合 計 : 64病院 】

12. 歯科医師臨床研修施設一覧（平成23年3月31日現在）

○大学病院（4施設）

施設名	募集定員
北海道大学病院	70
旭川医科大学病院	4
札幌医科大学附属病院	5
北海道医療大学病院	42

○単独型臨床研修施設（8施設）

施設名	募集定員
市立札幌病院	1
旭川赤十字病院	1
北海道社会事業協会函館病院	0
医療法人恵佑会札幌病院	2
日鋼記念病院	1
日之出歯科診療所	4
日之出歯科真駒内診療所	4
函館五稜郭病院	1

○管理型臨床研修施設（1施設）

施設名	募集定員
つがやす歯科医院	4

○単独型／管理型臨床研修施設（1施設）

施設名	募集定員
北海道医療大学歯科内科クリニック	74

【 合 計 ： 14施設 】

13. 平成22年度 「必要医師数実態調査」の結果

(平成22年6月1日現在調査)

①必要医師数（総数）対全国比較

区分	現員医師数 A (人)	必要求人医師数 B (人)	倍率 (A+B) / A	(参考)	
				必要医師数 C (人)	倍率 (A+C) / A
全国	167,063	18,288	1.11	24,033	1.14
北海道	7,567	785	1.10	1,007	1.13

※倍率は、医師現員数に対して、本来必要としている医師総数の割合を表します。

②【北海道 二次医療圏別】 ※必要医師数の現員医師数に対する倍率の高い順

	現員医師数 A (人)	必要求人医師数 B (人)	倍率 (A+B) / A	(参考)	
				必要医師数 C (人)	倍率 (A+C) / A
北渡島檜山	42.2	12.0	1.28	19.1	1.45
遠紋	93.6	30.8	1.33	40.1	1.43
日高	47.6	14.0	1.29	20.0	1.42
中空知	176.9	52.0	1.29	59.0	1.33
留萌	60.7	19.3	1.32	20.3	1.33
富良野	39.8	11.6	1.29	12.6	1.32
根室	59.1	16.0	1.27	17.8	1.30

※ 表①、全国平均との比較では北海道全体の必要医師数の倍率は全国平均を下回っていますが、道内の二次医療圏別平均で全国平均を下回ったのは21圏域のうち、札幌圏1.07倍と上川中部の1.08倍だけであり、残り19圏域は軒並み1.16倍から1.45倍と全国平均を上回りました。

(特に倍率の高い必要医師不足の上位7地域は②表のとおり)。

この結果から、札幌、旭川など都市部に医師が集中し、地方で不足する「偏在」が改めて浮彫りとなっています。

(注) 必要医師数Cは、現に求人していないが必要とする医師数を求人数(必要医師数B)に含んだ医師数です。

14. 所管指定養成施設等一覧

平成23年3月31日現在

(1) 救急救命士養成所【3校3課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	札幌市消防局救急救命士養成所	-	札幌市	札幌市西区八軒10条西13丁目3-1	昼間	6月	40	H5.4.1
2	吉田学園医療歯科専門学校	救急救命学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	100	H19.4.1
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	救急救命士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	100	H4.4.1

(2) 診療放射線技師養成所【2校2課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道医薬専門学校	診療放射線学科	(学)美専学園	札幌市北区北23条西10丁目	昼間	3年	40	H15.4.1
2	専門学校日本福祉看護・診療放射線学院	診療放射線学科	(学)つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	4年	50	H16.4.1

(3) 臨床検査技師養成所【3校3課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道立衛生学院	臨床検査学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	3年	20	S46.4.1
2	札幌医学技術福祉専門学校	臨床検査技師科	(学)西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	S57.4.1
3	北海道医学技術専門学校	-	(学)緑蔭会	旭川市緑が丘東3条1丁目1-6	昼間	3年	40	S58.4.1

(4) 理学療法士養成施設【7校8課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	専門学校北海道リハビリテーション大学校	理学療法学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1-15	昼間	4年	60	H8.4.1
2	札幌リハビリテーション専門学校	理学療法士科	(学)西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13.4.1
3	札幌医療福祉デジタル専門学校	理学療法学科	(学)都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間	3年	40	H20.4.1
					夜間	3年	40	
4	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	理学療法士学科	(学)つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H7.4.1
5	北海道千歳リハビリテーション学院	理学療法学科	(学)淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼間	3年	80	H7.4.1
6	北都保健福祉専門学校	理学療法学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	40	H7.4.1
7	札幌医学技術福祉専門学校	理学療法士科	(学)西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	4年	40	H21.4.1

(5) 作業療法士養成施設【6校7課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	専門学校北海道リハビリテーション大学校	作業療法学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1-15	昼間	4年	40	H8.4.1
2	札幌リハビリテーション専門学校	作業療法士科	(学)西野学園	札幌市中央区北4条西19-1-3	昼間	4年	40	H13.4.1
3	札幌医療福祉デジタル専門学校	作業療法学科	(学)都築教育学園	札幌市北区北6条西1丁目3-1	昼間	3年	40	H20.4.1
					夜間	3年	40	
4	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	作業療法士学科	(学)つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H7.4.1
5	北海道千歳リハビリテーション学院	作業療法学科	(学)淳心学園	千歳市里美2丁目10	昼間	3年	40	H10.4.1
6	北都保健福祉専門学校	作業療法学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	4年	30	H8.4.1

(6) 視能訓練士養成所【2校2課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	吉田学園医療歯科専門学校	視能訓練学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	50	H19.4.1
2	北海道ハイテクノロジー専門学校	視能訓練士学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H3.3.19

(7) 臨床工学技士養成所【3校3課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	札幌医療科学専門学校	臨床工学技士科	(学) 西野学園	札幌市中央区南4条西11丁目1290-2	昼間	3年	40	H元.4.1
2	吉田学園医療歯科専門学校	臨床工学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	40	H19.4.1
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	臨床工学技士学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H10.4.1

(8) 義肢装具士養成所【1校1課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道ハイテクノロジー専門学校	義肢装具士学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北3丁目1-14	昼間	3年	30	H18.4.1

(9) 言語聴覚士養成所【2校2課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	札幌医療科学専門学校	言語聴覚士科	(学) 西野学園	札幌市中央区南4条西11丁目1290-2	昼間	3年	40	H10.10.22
2	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	言語聴覚士学科	(学) つしま記念学園	恵庭市恵み野西6丁目17-3	昼間	4年	40	H18.4.1

(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設【5校9課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター	-	厚生労働省	函館市湯川町1丁目35-20	昼間・中卒	5年	15	S39.4.1
					昼間・高卒	3年	30	
2	北海道鍼灸専門学校	鍼灸科	(学) 北海道鍼灸専門学校	札幌市西区山の手2条6丁目	昼間	3年	30	H13.10.1
					夜間	3年	30	S49.10.1
3	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	鍼灸科	(学) 札幌青葉学園	札幌市中央区南3条東4丁目1-24	昼間	3年	60	H13.4.1
					夜間	3年	30	H16.4.1
4	北海道ハイテクノロジー専門学校	鍼灸学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	30	H14.4.1
					夜間	3年	30	H15.4.1
5	日本工学院北海道専門学校	しん灸科	(学) 片柳学園	登別市札内町184-3	昼間	3年	30	H14.4.1

(11) 柔道整復師養成施設【4校7課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道柔道整復師会附属北海道柔道整復専門学校	-	(社) 北海道柔道整復師会	札幌市中央区大通西18丁目1-15	昼間	3年	30	S32.8.1
					夜間	3年	30	
2	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	柔道整復科	(学) 札幌青葉学園	札幌市中央区南3条東4丁目1-24	昼間	3年	60	H18.4.1
					夜間	3年	60	H16.4.1
3	北海道ハイテクノロジー専門学校	柔道整復師学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	60	H14.4.1
					夜間	3年	30	H15.4.1
4	日本工学院北海道専門学校	柔道整復科	(学) 片柳学園	登別市札内町184-3	昼間	3年	30	H14.4.1

(12) 歯科衛生士養成所【11校14課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道立衛生学院	歯科衛生学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	2年	30	S36.8.1
2	札幌歯科学院専門学校	歯科衛生士科	(社)札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目1034	昼間	3年	50	S41.11.7
3	池見札幌歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	(学)池見札幌学園	札幌市南区藤野1条10丁目3-25	昼間	2年	80	S60.3.30
		歯科衛生士科			昼間	3年	46	S60.3.30
4	札幌医療科学専門学校	歯科衛生士科	(学)西野学園	札幌市中央区南4条西11丁目1290-2	昼間	3年	50	H15.3.26
5	吉田学園医療歯科専門学校	歯科衛生学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	50	H19.4.1
6	北海道歯科衛生士専門学校	歯科衛生士学科	(学)札幌青葉学園	札幌市中央区大通西19丁目1-6	昼間	3年	50	H19.4.1
					夜間	3年	50	
7	小樽歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	(社)小樽市歯科医師会	小樽市稲穂2丁目1-14	昼間	3年	38	S42.3.10
8	北海道ハイテクノロジー専門学校	歯科衛生士学科	(学)産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H10.3.27
9	旭川歯科学院専門学校	歯科衛生士科	(社)旭川歯科医師会	旭川市神居2条12丁目2-16	昼間	3年	50	S39.4.1
10	函館歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	(学)野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	2年	50	S55.2.16
					歯科衛生士科	昼間	3年	40
11	オホーツク社会福祉専門学校	歯科衛生士科	(学)栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	3年	30	H21.12.18

(13) 歯科技工士養成所【3校3課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	札幌歯科学院専門学校	歯科技工士科	(社)札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条西10丁目1034	昼間	2年	30	S46.11.29
2	吉田学園医療歯科専門学校	歯科技工学科	(学)吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目11-1	昼間	3年	35	H19.4.1
3	北海道歯科技術専門学校	歯科技工士科	(学)歯誠学園	北広島市中央3丁目4-1	昼間	2年	60	S53.4.1

(14) 保健師養成所【3校3課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道立旭川高等看護学院	地域看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	30	S62.2.13
2	北海道立衛生学院	地域看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	40	S27.9.18
3	専門学校北海道保健看護大学	保健看護学科	(学)吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目117-651	昼間	4年	40	H14.4.1

(15) 助産師養成所【2校2課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	北海道立旭川高等看護学院	助産学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	1年	20	S57.12.24
2	北海道立衛生学院	助産学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁目	昼間	1年	30	S27.9.18

(16) 看護師養成所【43校48課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	専門学校北海道保健看護大学 校	保健看護学科	(学) 吉田学園	札幌市東区中沼西4条2丁目 117-651	昼間	4年	40	H14.4.1
2	専門学校日本福祉看護・診療 放射線学院	看護学科	(学) つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	4年	50	H7.12.28
3	北海道医療センター附属札幌 看護学校	-	独立行政法人国立病院機 構	札幌市西区山の手4条6丁目 2	昼間	3年	80	S27.4.1
4	勤医協札幌看護専門学校	看護学科	(社) 北海道勤労者医療 協会	札幌市東区伏古11条1丁目 1-15	昼間	3年	60	S54.3.1
5	北海道ハイテクノロジー専門 学校	看護学科	(学) 産業技術学園	恵庭市恵み野北2丁目12-1	昼間	3年	40	H4.4.1
6	北海道立衛生学院	看護学科	北海道	札幌市中央区南2条西15丁 目	昼間	2年	40	S37.1.22
					通信制	2年	250	H18.4.1
7	札幌市医師会看護専門学校	看護師科	(社) 札幌市医師会	札幌市中央区大通西19丁目	夜間・定時 制	3年	80	S47.4.1
8	琴似看護専門学校	-	(医社) 静和会	札幌市西区琴似1条5丁目2- 25	夜間・定時 制	3年	35	S43.1.20
9	中村記念病院附属看護学校	-	(医) 医仁会	札幌市南区石山2条9丁目7- 1	昼間	2年	70	S62.2.13
10	札幌医療科学専門学校	看護科(通信制)	(学) 西野学園	札幌市西区西野2条2丁目 8-15	通信制	2年	250	H17.4.1
11	市立小樽病院高等看護学院	-	小樽市	小樽市東雲町9番12号	昼間	3年	30	S27.3.20
12	小樽看護専門学校	-	(学) 共育の森学園	小樽市入船4丁目9番1号	夜間・定時 制	3年	50	S40.9.24
13	岩見沢市立高等看護学院	-	岩見沢市	岩見沢市8条西9丁目34	昼間	3年	40	S51.4.1
14	砂川市立病院附属看護専門学 校	-	砂川市	砂川市西4条北1丁目1-5	昼間	3年	35	H3.4.1
15	滝川市立高等看護学院	-	滝川市	滝川市新町2丁目8-10	昼間	3年	25	S44.4.1
16	深川市立高等看護学院	-	深川市	深川市5条6-2	昼間	3年	20	S46.4.1
17	駒沢看護保育福祉専門学 校	看護第一科	(学) 駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目1-15	昼間	3年	40	H9.4.1
		看護第二科			昼間	2年	40	H21.4.1
18	日鋼記念看護学校	看護学科	(医) 母恋	室蘭市新富町1丁目5-13	昼間	3年	70	S63.4.1
19	市立室蘭看護専門学院	-	室蘭市	室蘭市東町4丁目20-6	昼間	3年	50	S43.4.1
20	伊達赤十字看護専門学校	-	日本赤十字社	伊達市末永町81-12	昼間	3年	30	S19.4.1
21	王子総合病院附属看護専門学 校	-	(医) 王子総合病院	苫小牧市表町4丁目2-51	昼間	3年	40	H2.4.1
22	浦河赤十字看護専門学校	-	日本赤十字社	浦河郡浦河町東町ちのみ1 丁目3-39	昼間	3年	30	H2.4.1
23	苫小牧看護専門学校	看護第2科	(社) 苫小牧市医師会	苫小牧市住吉町2丁目10-6	昼間・定時 制	3年	40	S55.4.1
		看護第1科			昼間		40	H18.4.1
24	函館病院附属看護学校	-	独立行政法人国立病院機 構	函館市川原町18-13	昼間	3年	40	S55.4.5
25	市立函館病院高等看護学院	-	函館市	函館市港町1丁目5-15	昼間	3年	70	S25.3.25
26	函館厚生院看護専門学校	-	(福) 函館厚生院	函館市本町33-2	昼間	3年	40	S28.4.1

27	函館看護専門学校	看護科	(学)野又学園	函館市柏木町1-60	昼間	3年	50	H元.2.2
28	北海道立江差高等看護学院	看護学科	北海道	檜山郡江差町字伏木戸町483	昼間	3年	40	H10.4.1
29	函館市医師会看護専門学校	看護学科	(社)函館市医師会	函館市湯川町3丁目38-45	昼間	2年	40	H17.4.1
30	北海道立旭川高等看護学院	看護学科	北海道	旭川市緑が丘東3条1-1-2	昼間	3年	40	S48.4.26
31	J A北海道厚生連旭川厚生看護専門学校	-	J A北海道厚生連	旭川市東旭川町下兵村297	昼間	3年	80	H3.1.7
32	富良野看護専門学校	-	富良野市	富良野市弥生町5-1	昼間	3年	30	H6.2.18
33	旭川市医師会看護専門学校	看護師1科	(社)旭川市医師会	旭川市金星町1丁目1-50	夜間・定時制	3年	40	S45.4.10
		看護師2科			昼間・定時制		40	H10.4.10
					昼間		2年	40
34	釧路労災看護専門学校	-	独立行政法人労働者健康福祉機構	釧路市中園町13-38	昼間	3年	30	S49.4.1
35	釧路市立高等看護学院	-	釧路市	釧路市春湖台1-18	昼間	3年	30	S43.4.1
36	北海道社会事業協会帯広看護専門学校	-	(財)北海道社会事業協会	帯広市東5条南13丁目1-3	昼間	3年	30	S47.9.1
37	北見医師会看護専門学校	看護学科	(社)北見医師会	北見市幸町3丁目1-24	昼間・定時制	3年	40	S28.4.1
38	北海道立網走高等看護学院	看護学科	北海道	網走市北12条西2丁目2-10	昼間	2年	40	S46.4.1
39	北海道立紋別高等看護学院	看護学科	北海道	紋別市緑町5丁目6-7	昼間	3年	30	S49.2.27
40	帯広高等看護学院	看護学科	十勝圏複合事務組合	帯広市西11条南39丁目1-3	昼間	3年	45	S48.4.1
41	北都保健福祉専門学校	看護学科	(学)稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	3年	40	H20.4.1
42	釧路市医師会看護専門学校	看護学科	(社)釧路市医師会	釧路市弥生1丁目4-12	昼間	3年	40	H19.12.25
43	北海道医薬専門学校	看護学科	(学)美専学園	札幌市北区北24条西6丁目2-10	昼間	3年	40	H21.4.1

(17) 栄養士養成施設【10校10課程】

	名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	函館短期大学	食物栄養学科	(学)野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	120	S38.3.30
2	帯広大谷短期大学	生活科学科栄養士課程	(学)帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	S40.3.11
3	旭川大学女子短期大学部	生活学科食物栄養専攻	(学)旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	50	S41.2.7
4	光塩学園女子短期大学	食物栄養学科	(学)光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	S42.3.15
5	名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	S36.4.7
6	釧路短期大学	生活科学科食物栄養専攻	(学)緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	30	S58.3.31
7	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	(学)藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	H4.4.1
8	天使大学看護栄養学部	栄養学科	(学)天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	H12.4.1
9	酪農学園大学酪農学部	食品科学科健康栄養学専攻	(学)酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	H13.4.1
10	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	(学)鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	S38.3.30

(18) 管理栄養士養成施設【5校5課程】

名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1 名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40	H18年度
2 藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	(学) 藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	H8年度
3 天使大学看護栄養学部	栄養学科	(学) 天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	H12年度
4 酪農学園大学酪農学部	食品科学科健康栄養学専攻	(学) 酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40	H13年度
5 北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	(学) 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	H15年度

(19) 理容師養成施設【6校13課程】

名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1 旭川理容美容専門学校	理容師	(学) 旭星学園	旭川市4条通12	昼間・中卒	2年	20	H10.4.1
				昼間・高卒	2年	20	
				通信・中卒	3年	20	
2 北海道理容美容専門学校	理容師	(学) 北光学園	札幌市中央区南2条西20-1-1	昼間・高卒	2年	120	H10.4.1
				通信・中卒	3年	80	
3 函館理容美容専門学校	理容師	(学) 創生学園	函館市中島町31-25	昼間・高卒	2年	40	H10.4.1
				通信・中卒	3年	20	
4 道東ヘアメイク専門学校	理容師	(学) 朋友学園	釧路市城山1-6-10	昼間・中卒	2年	10	H10.4.1
				昼間・高卒	2年	30	
				通信・中卒	3年	20	
5 札幌ビューティックアカデミー	理容師	職業訓練法人札幌理美容能力開発協会	札幌市中央区北5条西11-16	昼間・高卒	2年	15	H15.3.28
				通信・高卒	3年	15	
6 宇賀浦高等理容学校	理容師	函館少年刑務所	函館市金堀町6-11	昼間・中卒	2年	25	H10.4.1

(20) 美容師養成施設【10校21課程】

名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1 旭川理容美容専門学校	美容師	(学) 旭星学園	旭川市4条通12	昼間・中卒	2年	10	H10.4.1
				昼間・高卒	2年	70	
				通信・中卒	3年	40	
2 北海道理容美容専門学校	美容師	(学) 北光学園	札幌市中央区南2条西20-1-1	昼間・高卒	2年	160	H10.4.1
				通信・中卒	3年	80	
3 函館理容美容専門学校	美容師	(学) 創生学園	函館市中島町31-25	昼間・高卒	2年	40	H10.4.1
				通信・中卒	3年	30	
4 道東ヘアメイク専門学校	美容師	(学) 朋友学園	釧路市城山1-6-10	昼間・中卒	2年	10	H10.4.1
				昼間・高卒	2年	30	
				通信・中卒	3年	40	
5 札幌ビューティックアカデミー	美容師	職業訓練法人札幌理美容能力開発協会	札幌市中央区北5条西11-16	昼間・高卒	2年	30	H15.3.28
				通信・高卒	3年	30	
6 北海道美容専門学校	美容師	(学) 布川学園	札幌市中央区南3条西10-1004-3	昼間・高卒	2年	200	H10.4.1
				通信・中卒	3年	80	
7 北見美容専門学校	美容師	(学) 上村学園	北見市花月町17-15	昼間・高卒	2年	40	H10.4.1
				通信・中卒	3年	30	
8 札幌ベルエポック美容専門学校	美容師	(学) 滋慶学園	札幌市中央区北1条東1-7-1	昼間・高卒	2年	160	H14.3.15
				通信・中卒	3年	80	
9 札幌ビューティーアート専門学校	美容師	(学) 三幸学園	札幌市中央区南1条西9-11-3	昼間・高卒	2年	170	H14.3.15
10 吉田学園ビューティステージ専門学校	美容師	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1-15	昼間・高卒	2年	40	H14.3.15
				通信・高卒	3年	80	

(21) 製菓衛生師養成施設【7校12課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	函館短期大学付設調理師専門学校	製菓衛生師科	(学) 野又学園	函館市柏木町7-25	昼間・専門	1年	60	H元. 3. 17
					通信	2年	60	
2	北海道製菓専門学校	総合スイーツ科	(学) 宮島学園	札幌市南区川沿1条1-3-82	昼間・専門	1年	40	H9. 11. 25
		製菓専攻科			昼間・専門	2年	80	
		通信課程			通信・一般	2年 従1年	160	
3	光塩学園調理製菓専門学校	製菓衛生師科	(学) 光塩学園	札幌市中央区大通西14-1	昼間・専門	1年	40	H10. 12. 24
		製菓技術専攻科			昼間・専門	2年	80	
		製菓衛生師科			夜間・専門	1.5年	40	
4	札幌ベルエポック製菓調理専門学校	パティシエ科	(学) 滋慶学園	札幌市東区北26条東14-1-45	昼間・専門	2年	80	H14. 2. 19
5	経専調理製菓専門学校	製菓・製パン科	(学) 経専学園	札幌市豊平区平岸3条2-4-20	昼間・専門	2年	40	H15. 12. 25
6	清尚学院高等学校	製菓衛生師科	(学) 清尚学院	函館市亀田本町5-17	昼間	3年	27	H20. 11. 13
7	専門学校札幌スクールオブビジネス	製菓学科	(学) 北海道安達学園	札幌市中央区大通西9-3-12	昼間	2年	40	H21. 2. 18

(22) 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設【7校10課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	酪農学園大学酪農学部	酪農学科「食品衛生コース」	(学) 酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	165	S43. 11. 28
		食品科学科食品科学専攻			昼間	4年	50	S63. 3. 16
		食品科学科健康栄養学専攻			昼間	4年	40	S63. 3. 16
2	東京農業大学生物産業学部	食品科学科	(学) 東京農業大学	網走市八坂196	昼間	4年	80	H8. 2. 27
3	天使大学看護栄養学部	栄養学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得コース	(学) 天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85	H12. 1. 11
4	北海道大学農学部	生物機能化学科「食品衛生コース」	国立大学法人	札幌市北区北9条西9	昼間	4年	35	H13. 3. 23
		畜産科学科「食品衛生コース」			昼間	4年	23	
5	帯広畜産大学畜産学部	畜産科学課程「食品衛生コース」	国立大学法人	帯広市稲田町西2線11	昼間	4年	210	H14. 3. 29
6	藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	(学) 藤学園	石狩市花川南4条5-7	昼間	4年	80	H16. 11. 29
7	北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	(学) 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150	H20. 12. 4

【23】指定保育士養成施設【25校25課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	帯広大谷短期大学	社会福祉科社会福祉専攻	(学) 帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50	S41. 2. 10
2	旭川福祉専門学校	保育科	(学) 北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	S50. 3. 31
3	駒沢看護保育福祉専門学校	保育科	(学) 駒沢岩見沢学園	岩見沢市9条西3丁目-1-15	昼間	2年	40	S53. 3. 18
4	釧路短期大学	幼児教育学科	(学) 緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	50	S55. 2. 24
5	釧路専門学校	こども環境科	(学) 北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	2年	50	S45. 12. 26
6	拓殖大学北海道短期大学	保育科	(学) 拓殖大学	深川市メム4558-1	昼間	2年	60	S55. 3. 3
7	國學院大学北海道短期大学部	幼児・児童教育学科	(学) 國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	2年	75	S57. 3. 4
8	函館大谷短期大学	こども学科	(学) 函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	2年	70	S56. 2. 18
9	道都大学社会福祉学部	社会福祉学科保育士養成課程	(学) 北海道櫻井産業学園	北広島市中の沢149	昼間	4年	25	S59. 11. 17
10	名寄市立大学短期大学部	児童学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	2年	50	H6. 2. 25
11	北翔大学短期大学部	こども学科	(学) 浅井学園	江別市文京台23	昼間	2年	140	H14. 3. 29
12	藤女子大学人間生活学部	保育学科	(学) 藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80	H12. 2. 29
13	光塩学園女子短期大学	保育科	(学) 光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150	S43. 1. 30
14	北海道文教大学短期大学部	幼児保育学科	(学) 鶴岡学園	札幌市南区藤野400	昼間	2年	80	S43. 4. 1
15	札幌国際大学短期大学部	幼児教育保育学科	(学) 札幌国際大学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	2年	140	S45. 2. 7
16	札幌大谷大学短期大学部	保育科	(学) 札幌大谷学園	札幌市東区北16条東9-1-1	昼間	2年	100	H9. 2. 25
17	専門学校北海道福祉大学校	福祉保育学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	50	H14. 3. 12
18	札幌社会福祉専門学校	保育福祉科	(学) 成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	H5. 2. 2
19	旭川大学女子短期大学部	幼児教育学科	(学) 旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	100	S45. 12. 26
20	オホーツク社会福祉専門学校	保育科	(学) 栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	40	H16. 3. 19
21	札幌こども専門学校	保育科	(学) 三幸学園	札幌市中央区北1条西19丁目1-10	昼間	2年	80	H19. 2. 28
22	札幌国際大学人文学部	心理学科子ども心理専攻	(学) 札幌国際大学	札幌市清田区清田4条1-4-1	昼間	4年	50	H21. 1. 15
23	北海道福祉教育専門学校	こども未来学科	(学) 北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	50	H20. 12. 18
24	函館短期大学	保育学科	(学) 野又学園	函館市高丘町53-1	昼間	2年	100	H21. 2. 18
25	北海道文教大学人間科学部	こども発達学科	(学) 鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	80	H22. 2. 3

(24) 社会福祉士養成施設【2校3課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	専門学校日本福祉学院	社会福祉士通信科	(学) つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	通信	1年11月	600	H6年度
		社会福祉士科			札幌市豊平区月寒西2条5-1-2	昼間	1年	40
2	札幌心療福祉専門学校	社会福祉士通信課程	(学) 西野学園	札幌市中央区北2条西20丁目2-28	通信	1年11月	300	H21年度

(25) 介護福祉士養成施設【23校30課程】

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1	札幌社会福祉専門学校	介護福祉科	(学) 成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	S63年度
2	札幌医療秘書福祉専門学校	介護福祉科	(学) 三幸学園	札幌市中央区大通西18-1-8	昼間	2年	60	H8年度
3	専門学校日本福祉学院	介護福祉学科	(学) つしま記念学園	札幌市豊平区月寒西2条5-1-2	昼間	2年	50	H元年度
		社会福祉学科			昼間	3年	50	H4年度
4	大原医療福祉専門学校	介護福祉学科	(学) 大原学園	札幌市北区北6条西8-3-2	昼間	2年	40	H11年度
5	札幌医学技術福祉専門学校	介護福祉士科	(学) 西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	2年	40	H4年度
		社会福祉科			昼間	3年	40	H10年度
6	専門学校北海道福祉大学校	介護福祉学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	2年	80	H7年度
		社会福祉学科			昼間	4年	30	H8年度
		介護福祉学科			昼間	1年	29	H14年度
7	札幌福祉専門学校	介護福祉学科	(学) 北工学園	札幌市東区北5条東8	昼間	2年	80	H13年度
8	函館大谷短期大学	専攻科福祉専攻	(学) 函館大谷学園	函館市鍛冶1-2-3	昼間	1年	25	H元年度
9	函館臨床福祉専門学校	介護福祉士科	(学) 西野学園	函館市美原1-15-1	昼間	2年	40	H9年度
		社会福祉科			昼間	3年	40	
10	北海道福祉教育専門学校	介護福祉学科	(学) 北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	40	H4年度
11	北海道介護福祉学校	介護福祉学科	栗山町	夕張郡栗山町湯地60	昼間	2年	80	S63年度
12	帯広大谷短期大学	社会福祉科介護福祉専攻	(学) 帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	80	H元年度
13	帯広コア専門学校	介護福祉科	(学) 帯広コア学園	帯広市西11条南41-3-5	昼間	2年	40	H11年度
14	釧路福祉・情報専門学校	介護福祉科	(学) 緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	40	H2年度
15	旭川福祉専門学校	介護福祉科	(学) 北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	H4年度
16	北都保健福祉専門学校	介護福祉学科	(学) 稲積学園	旭川市緑が丘東1条2-1-28	昼間	2年	40	H5年度
17	旭川大学女子短期大学部	専攻科福祉専攻	(学) 旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	1年	35	H10年度
		生活学科生活福祉専攻			昼間	2年	50	H14年度
18	北翔大学人間福祉学部	地域福祉学科介護福祉コース	(学) 浅井学園	江別市文京台23	昼間	4年	40	H9年度
19	釧路専門学校	介護専攻科	(学) 北海道学院	釧路市昭和中央2-7-3	昼間	1年	30	H10年度
		介護環境科			昼間	2年	40	H15年度
20	オホーツク社会福祉専門学校	介護福祉科	(学) 栗原学園	北見市常盤町3-14-10	昼間	2年	80	H10年度
21	國學院大学北海道短期大学部	専攻科福祉専攻	(学) 國學院大學	滝川市文京町3-1-1	昼間	1年	30	H12年度
22	道都大学社会福祉学部	社会福祉学科介護福祉コース	(学) 北海道櫻井産業学園	北広島市中の沢149	昼間	4年	20	H13年度
23	北海道医療大学看護福祉学部	臨床福祉学科介護福祉士養成コース	(学) 東日本学園	石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	20	H14年度

(26) 福祉系大学等【17校21課程】（社会福祉に関する科目を定める省令第5条に規定する実習演習科目の確認をしている大学等）

	名 称	学 科 等	設 置 者	所 在 地	昼夜等の別	修業 年限	入学 定員	指定年月日
1	函館大学	商学部商学科福祉ビジネス専攻塾	(学) 野又学園	函館市高岡町5-1番1号	昼間	4年	20	H21年度
2	帯広大谷短期大学	社会福祉科社会福祉専攻	(学) 帯広大谷学園	河東郡音更町希望ヶ丘3番地	昼間	2年	50	H21年度
3	藤女子大学	人間生活学部人間生活学科	(学) 藤学園	石狩市花川南4条5丁目7番地	昼間	4年	80	H21年度
4	北海道教育大学函館校	教育学部人間地域科学課程地域創生専攻	国立大学法人北海道教育大学	函館市八幡町1番2号	昼間	4年	40	H21年度
5	名寄市立大学	保健福祉学部社会福祉学科	名寄市	名寄市西4条北8丁目1番地	昼間	4年	57	H21年度
6	北星学園大学	社会福祉学部福祉計画学科	(学) 北星学園	札幌市厚別区大谷地西2丁目3番地1号	昼間	4年	95	H21年度
7		社会福祉学部福祉臨床学科	(学) 北星学園	札幌市厚別区大谷地西2丁目3番地1号	昼間	4年	95	H21年度
8		社会福祉学部福祉心理学科	(学) 北星学園	札幌市厚別区大谷地西2丁目3番地1号	昼間	4年	71	H21年度
9	札幌学院大学	人文学部人間科学科	(学) 札幌学院大学	江別市文教台1-1番地	昼間	4年	50	H21年度
10	道都大学	社会福祉学部社会福祉学科	(学) 北海道櫻井産業学園	北広島市中の沢149番地	昼間	4年	120	H21年度
11	北翔大学	人間福祉学部地域福祉学科	(学) 浅井学園	江別市文京台2-3番地	昼間	4年	80	H21年度
12		人間福祉学部医療福祉学科	(学) 浅井学園	江別市文京台2-3番地	昼間	4年	50	H21年度
13		人間福祉学部福祉心理学科	(学) 浅井学園	江別市文京台2-3番地	通信	4年	80	H21年度
14	北海道医療大学	看護福祉学部臨床福祉学科	(学) 東日本学園	石狩郡当別町金沢1757	昼間	4年	90	H21年度
15	旭川大学	保健福祉学部コミュニティ福祉学科	(学) 旭川大学	旭川市永山3条23丁目1番9号	昼間	4年	60	H21年度
16	星槎大学	共生科学部共生科学科福祉専攻	(学) 国際学園	芦別市緑泉町5-14	昼間	4年	20	H21年度
17	専門学校北海道福祉大学校	社会福祉学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目15	昼間	4年	30	H21年度
18	専門学校日本福祉学院	社会福祉学科	(学) つしま記念学園	札幌市豊平区月寒西2条5丁目1-2	昼間	3年	50	H21年度
19	札幌医学技術福祉専門学校	社会福祉科	(学) 西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	H21年度
20	函館臨床福祉専門学校	社会福祉科	(学) 西野学園	函館市美原1丁目15番1	昼間	3年	40	H21年度
21	札幌心療福祉専門学校	精神保健福祉科	(学) 西野学園	札幌市中央区北2条西20丁目2番28号	昼間	3年	40	H21年度

(27) 福祉系高校等【9校9課程】（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号及び同法附則第2条の規定により指定されている高等学校）

名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1 函館大妻高等学校	福祉科	(学) 函館大妻学園	函館市柳町14-23	昼間	3年	40	H21年度
2 北海道留寿都高等学校	農業福祉科農業福祉コース	留寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都179-1	昼間	4年	20	H21年度
3 北海道置戸高等学校	福祉科	北海道	常呂郡置戸町字置戸256番地の8	昼間	3年	40	H21年度
4 北海道剣淵高等学校	生活福祉系列	剣淵町	上川郡剣淵町仲町22番1号	昼間	3年	24	H21年度
5 江陵高等学校	福祉科	(学) 多田学園	中川郡幕別町字依田101-1	昼間	3年	37	H21年度
6 北海道釧路明輝高等学校	総合学科健康福祉系列	北海道	釧路市愛国西1丁目38番地7号	昼間	3年	15	H21年度(特例校)
7 北海道森高等学校	総合学科生活福祉系列	北海道	茅部郡森町上台町326番地48	昼間	3年	18	H21年度(特例校)
8 星槎国際高等学校	通信制専攻科介護福祉士コース	(学) 国際学園	芦別市緑泉町5-12	通信	2年	120	H21年度(特例校)
9 北海道平取高等学校	普通科福祉コース	北海道	沙流郡平取町本町109番地2	昼間	3年	40	H21年度

(28) 社会福祉主事養成機関【10校11課程】

名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1 札幌社会福祉専門学校	保育福祉科	(学) 成徳学園	札幌市中央区南11条西8-2-47	昼間	2年	80	S62年度
	介護福祉科			昼間	2年	80	H5年度
2 専門学校日本福祉学院	社会福祉学科	(学) つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	昼間	3年	50	H4年度
3 旭川福祉専門学校	介護福祉科	(学) 北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	80	H5年度
4 札幌医学技術福祉専門学校	社会福祉科	(学) 西野学園	札幌市中央区南5条西11丁目1289-5	昼間	3年	40	H10年度
5 専門学校北海道福祉大学校	社会福祉学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	4年	30	H8年度
6 北海道福祉教育専門学校	介護福祉科	(学) 北斗文化学園	室蘭市母恋北町1-5-11	昼間	2年	40	H7年度
7 函館臨床福祉専門学校	社会福祉科	(学) 西野学園	函館市美原1-15-1	昼間	3年	40	H9年度
8 札幌福祉専門学校	介護福祉科	(学) 北工学園	札幌市東区北5条東8	昼間	2年	80	H13年度
9 北海道環境福祉専門学校	社会福祉学科	(学) 北工学園	上川郡東川町進化台	昼間	2年	40	H10年度
10 札幌心療福祉専門学校	精神保健福祉科	(学) 西野学園	札幌市中央区北2条西20-2-28	昼間	3年	40	H11年度

(29) 精神保健福祉士養成施設【2校3課程】

名称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員	指定年月日
1 専門学校北海道福祉大学校	精神保健福祉学科	(学) 吉田学園	札幌市中央区南3条西1丁目	昼間	1年	40	H13年度
2 専門学校日本福祉学院	精神保健福祉士短期通信科 精神保健福祉士一般通信科	(学) つしま記念学園	札幌市清田区真栄434-1	通信	9月	300	H15年度
			札幌市清田区真栄434-1	通信	1年10月	100	H21年度

15. 所管中小企業等協同組合一覧

(平成23年3月31日現在)

	組 合 名	所 在 地
1	北海道中小企業経友会事業協同組合	札幌市中央区南8条西4丁目422 札幌第3大京ビル5階
2	情報通信システム協同組合	旭川市工業団地3条2丁目
3	フェリー・ロード協同組合	札幌市白石区東札幌3条6丁目1-10
4	身心術整体協同組合	札幌市北区北35条西3-2-22 フジタカビル2F
5	エス・バイ・エス事業協同組合	札幌市中央区南4条東3丁目19番地 イハラビル5F
6	日本美容技能協同組合	札幌市白石区川下2条4-2-13
7	協同組合中小企業振興センター	札幌市中央区北1条西2丁目2番地1
8	経営合理化促進事業協同組合	札幌市中央区北6条西24丁目1番30号
9	北都ネットワーク協同組合	札幌市中央区南5条西1丁目2
10	道央情報サービス協同組合	札幌市中央区南4条東3丁目19番地 イハラビル4F
11	北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合	札幌市西区西野2条2丁目5番17号西野MTビル3F

16. 原爆指定医療機関

(平成23年3月31日現在)

	名称	所在地	開設者	指定年月日
1	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	札幌市白石区菊水4条 2-3-54	独立行政法人国立病院機 構	昭和36年4月1日
2	J A 北海道厚生連帯広厚生 病院	帯広市西6条南8-1	北海道厚生農業協同組合 連合会	昭和37年2月1日
3	医療法人溪仁会手稲溪仁会 病院	札幌市手稲区前田1条 12-1-40	医療法人溪仁会	平成10年8月1日
4	市立旭川病院	旭川市金星町1-1-65	旭川市	昭和35年12月1日
5	市立小樽病院	小樽市若松1-2-1	小樽市	昭和40年6月21日
6	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	釧路市	昭和41年10月1日
7	市立函館病院	函館市港町1-10-1	函館市	昭和36年1月1日
8	市立室蘭総合病院	室蘭市山手町3-8-1	室蘭市	昭和36年4月1日
9	総合病院旭川赤十字病院	旭川市曙1条1-1-1	日本赤十字社	昭和35年12月1日
10	総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2	日本赤十字社	昭和41年10月1日
11	勤医協札幌病院	札幌市白石区菊水4条 1-9-22	社団法人北海道勤労者医 療協会	平成9年12月10日
12	函館おおてまち医院	函館市大手町1-21	田中修市	
13	総合病院伊達赤十字病院	伊達市末永町81番地	日本赤十字社	平成17年8月25日
14	勤医協中央病院	札幌市東区伏古10条2- 15-1	社団法人北海道勤労者医 療協会	平成21年3月26日
15	札幌医科大学付属病院	札幌市中央区南1条西 16丁目291番地	北海道公立大学法人札幌 医科大学	平成23年3月1日

17. 総合衛生管理製造過程承認施設一覧

(1) 乳

(平成23年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	森永乳業株式会社札幌工場	牛乳	恵庭市戸磯604	H10.1.19	H23.6.25
		脱脂乳		H10.12.25	H23.6.25
2	森永乳業株式会社十勝工場	牛乳	十勝郡浦幌町材木町1番地	H10.12.25	H25.9.25
		加工乳		H11.3.25	H25.9.25
3	森永乳業株式会社小樽工場	牛乳	小樽市桂岡町3番8号	H15.11.26	H24.11.26
4	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	牛乳	河東郡音更町新通20丁目3番地	H17.6.28	H23.6.28
		脱脂乳		H17.6.28	H23.6.28
		加工乳		H17.6.28	H23.6.28
5	よつ葉乳業株式会社根釧工場	牛乳	釧路市大楽毛127番地	H10.1.19	H23.7.19
6	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	牛乳	小樽市桂岡町3番8号	H10.1.19	H25.12.17
		脱脂乳		H10.6.17	H25.12.17
		加工乳		H10.6.17	H25.12.17
7	北海道乳業株式会社	牛乳	函館市昭和3丁目6番6号	H10.1.19	H23.7.19
8	明治乳業株式会社札幌工場	牛乳	札幌市白石区東札幌1条3丁目5-50	H10.6.17	H25.12.17
		加工乳		H10.6.17	H25.12.17
9	明治乳業株式会社旭川工場	牛乳	旭川市永山北1条7丁目29番地	H10.6.17	H25.12.17
		加工乳		H10.6.17	H25.12.17
10	明治乳業株式会社本別工場	牛乳	中川郡本別町新町1番地	H10.12.25	H23.6.25
11	株式会社ミルクの郷本社工場（ミルク館）	牛乳	札幌市東区丘珠町573-27	H11.3.25	H25.9.25
		加工乳		H11.3.25	H25.9.25
12	倉島乳業株式会社仁木工場	牛乳	余市郡仁木町西町3丁目51番地	H11.3.25	H25.9.25
13	北海道日高乳業株式会社	牛乳	沙流郡日高町富川町東2丁目920	H11.3.25	H25.9.25
14	株式会社北海道酪農公社	牛乳	江別市工栄町16番地	H11.10.1	H23.4.1
15	株式会社豊富牛乳公社	牛乳	天塩郡豊富町字上サロベツ1184番地	H15.9.9	H24.9.9
		脱脂乳		H22.4.1	H24.9.9
		加工乳		H22.4.1	H24.9.9
16	日本ミルクコミュニティ株式会社札幌工場	牛乳	札幌市東区苗穂町6-1-1	H17.1.17	H26.1.17
17	株式会社函館酪農公社	牛乳	函館市中野町118番地の17	H17.11.24	H23.11.24
18	株式会社牧家乳製品加工場	牛乳	伊達市弄月町46-30	H18.8.1	H24.8.1
19	新札幌乳業株式会社	牛乳	札幌市厚別区厚別東4条1丁目1-7	H19.5.16	H25.5.16

(2) 乳製品

(平成23年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	雪印乳業株式会社磯分内工場	クリーム	川上郡標茶町字熊牛原野15線東1-3	H10.1.19	H23.7.19
		脱脂粉乳		H17.12.28	H23.7.19
2	雪印乳業株式会社興部工場	無糖練乳	紋別郡興部町字興部853番地	H10.1.19	H23.7.19
3	雪印乳業株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町別海鶴舞町8番地	H17.12.22	H23.12.22
4	雪印乳業株式会社幌延工場	脱脂粉乳	天塩郡幌延町栄町12番地	H17.12.28	H23.12.28
5	森永乳業株式会社佐呂間工場	脱脂粉乳	常呂郡佐呂間町字西富123	H17.12.28	H23.12.28
6	森永乳業株式会社別海工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別清川町18番地	H17.12.28	H23.12.28
7	よつ葉乳業株式会社十勝主管工場	クリーム	河東郡音更町新通20丁目3番地	H11.3.25	H25.9.25
		乳飲料		H17.6.28	H25.9.25
		脱脂粉乳		H17.12.28	H25.9.25
8	よつ葉乳業株式会社根釧工場	クリーム	釧路市大楽毛127番地	H11.3.25	H25.9.25
		脱脂粉乳		H17.12.28	H25.9.25
9	よつ葉乳業株式会社宗谷工場	クリーム	枝幸郡浜頓別町智福2丁目4番地	H11.3.25	H25.9.25
		脱脂粉乳		H18.1.4	H25.9.25
10	よつ葉乳業株式会社オホーツク北見工場	クリーム	紋別市渚滑町元西141	H11.3.25	H25.9.25
		脱脂粉乳		H18.1.6	H25.9.25
11	北海道保証牛乳株式会社小樽工場	乳飲料	小樽市桂岡町3番8号	H10.6.17	H25.12.17
12	北海道乳業株式会社	クリーム	函館市昭和3丁目6番6号	H10.1.19	H25.12.17
		乳飲料		H10.1.19	H25.12.17
		発酵乳		H10.6.17	H25.12.17
		脱脂粉乳		H20.5.9	H25.12.17
13	明治乳業株式会社札幌工場	乳飲料	札幌市白石区東札幌1条3丁目5-50	H10.6.17	H25.12.17
		発酵乳		H10.6.17	H25.12.17
14	明治乳業株式会社本別工場	クリーム	中川郡本別町新町1番地	H10.12.25	H23.6.25
		脱脂粉乳		H17.12.28	H23.6.25
15	明治乳業株式会社根室工場	無糖練乳	根室市厚床1-167	H11.3.25	H25.9.25
16	明治乳業株式会社西春別工場	脱脂粉乳	野付郡別海町西春別43の7	H17.12.28	H23.12.28
17	明治乳業株式会社稚内工場	脱脂粉乳	稚内市声間5丁目41番1号	H18.1.30	H24.1.30
18	明治乳業株式会社十勝工場	クリーム	河西郡芽室町東芽室北1線15-2	H22.5.6	H25.5.6
19	高梨乳業株式会社北海道工場	クリーム	厚岸郡浜中町茶内栄44番地	H10.9.30	H23.3.31
		脱脂粉乳		H17.11.24	H23.3.31
20	株式会社ミルクの郷本社工場（ミルク館）	乳飲料	札幌市東区丘珠町573-27	H11.3.25	H25.9.25
21	倉島乳業株式会社仁木工場	乳飲料	余市郡仁木町西町3丁目51番地	H11.3.25	H25.9.25
22	北海道日高乳業株式会社	乳飲料	沙流郡日高町富川町東2丁目920	H11.3.25	H25.9.25
23	日本アスパラガス株式会社	乳飲料	北海道岩内郡岩内町字野束22番地3	H18.3.10	H24.3.10

(3) 食肉製品

(平成23年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	プリマハム株式会社北海道工場	乾燥食肉製品	上川郡清水町本通西2-11-1	H10.11.20	H23.5.20
		非加熱食肉製品		H10.11.20	H23.5.20
		特定加熱食肉製品		H10.11.20	H23.5.20
		包装後加熱食肉製品		H10.11.20	H23.5.20
		加熱後包装食肉製品		H10.11.20	H23.5.20
2	日本ハム北海道ファクトリー株式会社	包装後加熱食肉製品	旭川市旭神2条2丁目1-9	H20.9.29	H23.9.29
		加熱後包装食肉製品		H20.9.29	H23.9.29
3	丸大食品株式会社北海道工場	乾燥食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3	H10.11.20	H23.5.20
		包装後加熱食肉製品		H10.11.20	H23.5.20
		加熱後包装食肉製品		H10.11.20	H23.5.20
4	丸大食品株式会社北海道工場	非加熱食肉製品	岩見沢市栗沢町字由良2-3	H19.12.10	H25.12.10
5	伊藤ハムデイリー株式会社小樽工場	加熱後包装食肉製品	小樽市銭函5丁目61番3号	H10.11.20	H23.4.1
		包装後加熱食肉製品		H11.10.1	H23.4.1
6	春雪さぶーる株式会社早来工場	加熱後包装食肉製品	勇払郡安平町遠浅40番地1	H19.4.9	H25.4.9

(4) 魚肉練り製品

(平成23年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	一正蒲鉾株式会社北海道工場	特殊包装蒲鉾	小樽市銭函3-314	H14.3.5	H26.3.5
		その他の魚練り製品		H14.3.5	H26.3.5
2	佐藤水産株式会社サーモンファクトリー	魚肉ハム・ソーセージ	石狩市新港東1丁目54番地	H14.5.28	H23.5.28

(5) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

(平成23年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	日本罐詰株式会社十勝工場第3工場	缶詰	河西郡芽室町西9条9丁目1番地	H15.5.15	H24.5.15

(6) 清涼飲料水

(平成23年3月31日現在)

	承認施設名	承認の範囲	所在地	承認年月日	満了日
1	大塚食品株式会社釧路工場	無殺菌・無除菌	釧路市音別町あけぼの2丁目4番地	H14.8.22	H23.8.22
2	株式会社ニチロサンパック恵庭工場 第1ライン	殺菌後密栓・密封	恵庭市戸磯573番地39号	H18.10.2	H24.10.2
		ミネラルウォーター類		H21.12.3	H24.10.2
3	株式会社ニチロサンパック恵庭工場 第2ライン	殺菌後密栓・密封	恵庭市戸磯573番地39号	H18.12.28	H24.12.28
		ミネラルウォーター類		H21.12.3	H24.12.28

18 対EU輸出水産食品認定施設一覧

(平成23年3月31日現在)

	認定施設名	輸出品目	所在地
1	株式会社寺本商店食品工場	冷凍卵付帆立貝柱、冷凍帆立貝柱	紋別郡湧別町曙町39-1
2	株式会社マルキチ	冷凍卵付帆立貝柱（加熱用）、 冷凍帆立貝柱（生食用）	網走市北3条東2丁目5-2
3	株式会社マルキチ第四工場	（冷凍・冷蔵業）	網走市北6条東2丁目6
4	株式会社マタツ水産	冷凍帆立貝柱、冷凍帆立卵付貝柱	山越郡長万部町字国縫165番地の51
5	株式会社マルキチ第二工場	冷凍帆立卵付貝柱（加熱加工用）	網走市北9条東1丁目7-7
6	北海道ファインケミカル株式会社	精製魚油、高度精製魚油	函館市浅野町3番6号
7	株式会社マルキチ第三工場	冷凍帆立貝柱（生食用）、 冷凍卵付帆立貝柱（加熱用）	網走市北8条東1丁目12-3

19 対米国輸出水産食品認定施設一覧

(平成23年3月31日現在)

	認定施設名	輸出品目	所在地
1	株式会社竹田食品 F2工場	いか塩辛	函館市浅野町3番10号
2	稚内東部株式会社冷凍食品工場	冷凍白鮭ドレス（IQF、ブロック）	稚内市新港町1番20号
3	メイホク食品株式会社	ソフトさきいか、さきいか漁火、 あたりめ、いかくん	北斗市清水川220-1
4	株式会社マルキチ	冷凍ホタテ貝柱	網走市北3条東2丁目5番地2
5	常呂漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍さけドレス	北見市常呂町字東浜23番地の4
6	株式会社ナラザキフーズ釧路工場	きざみ焼たらこフレーク	釧路市新野24番地1072
7	北見食品工業株式会社水産加工センター	冷凍さけドレス（加熱処理）	網走市北5条東2丁目2
8	オルソン株式会社恵庭工場	紅鮭フレーク	恵庭市戸磯201-11
9	株式会社北勝水産	冷凍ホタテ貝柱、冷凍秋鮭ドレ ス、冷凍塩イクラ、冷凍イクラ醬 油漬け、冷凍生イクラ	常呂郡佐呂間町字浪速51
10	デイジー食品工業株式会社富良野工場	かにエキスA	富良野市字中五区4245番地
11	株式会社函館なとり第一工場	いか加工品、チーズ入りかまぼこ	北斗市清水川142-12
12	株式会社寺本商店食品工場	冷凍ホタテ貝柱、冷凍帆立ひら き、帆立貝柱(チルド)	紋別郡湧別町曙町39番地1
13	マルヒ水産株式会社	冷凍鮭ドレス	斜里郡斜里町前浜町2番地1
14	井原水産株式会社本社第1工場	塩数の子	留萌市船場町1丁目24番地
15	株式会社丸高商店	冷凍ホタテ貝柱(生食用)	枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町6204-17
16	株式会社日洋フレッシュ釧路工場	鮭フレーク101	釧路市新野24番地1070

	認定施設名	輸出品目	所在地
17	上印 同和食品株式会社	冷凍ホタテ貝柱	網走市北6条東1丁目13
18	紋別漁業協同組合製氷冷凍工場	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町1丁目1-4
19	沙留漁業協同組合	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡興部町沙留143番地の1
20	株式会社カネコメ田中水産	冷凍ホタテ貝柱	網走市北1条東2丁目11番地1
21	マルカイチ水産株式会社	冷凍ホタテ貝柱	紋別市新港町2丁目11-7
22	株式会社釧路丸水	塩いくら、いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6-577
23	猿払村漁業協同組合冷凍食品工場	冷凍ホタテ貝柱	宗谷郡猿払村浜鬼志別
24	佐呂間漁業協同組合生冷処理工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字富武士番外地
25	北見食品工業株式会社食品工場	冷凍ホタテ貝柱	網走市海岸町1番8号
26	株式会社ヤマニ吉岡水産	冷凍ホタテ貝柱	紋別市渚滑町1丁目32番地
27	株式会社小川商店	冷凍ホタテ貝柱	虻田郡洞爺湖町入江89-5
28	株式会社カネヒコ鮭フレーク工場	鮭フレーク	根室市琴平町3丁目26番地
29	株式会社丸本本間水産本社工場	冷凍ホタテ貝柱	常呂郡佐呂間町字若里39番地
30	ぐるめ食品株式会社	塩たらこ	増毛郡増毛町弁天町1丁目12番地1
31	株式会社加藤水産阿分工場	塩数の子、味付数の子	増毛郡増毛町アフン82-1
32	雄武漁業協同組合流通加工部	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡雄武町字雄武雄武漁港用地
33	株式会社マルキチ第二工場	冷凍鮭ドレス、冷凍生サケイクラ、 冷凍ボイルズワイガニセクション、 冷凍ボイルタラバ姿、冷凍ボイルタラバセクション、冷凍生タラバセクション、冷凍ボイルズワイ	網走市北9条東1丁目7-7
34	株式会社マタツ水産	冷凍ホタテ貝柱	山越郡長万部町字国縫165-51
35	株式会社マルサ笹谷商店 釧白工場	いくら醤油漬け	白糠郡白糠町庶路甲区6-578
36	トナミ食品工業株式会社追分工場	活いかお造り	北斗市追分4丁目6番8号
37	株式会社オダ水産	冷凍ホタテ貝柱	紋別郡雄武町字雄武42番地

20 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(平成23年3月31日現在)

登録検査機関の名称及び所在地	製品検査を行う検査施設の名称及び所在地	登録区分
財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号	財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都港区大門2丁目4番6号	財団法人日本冷凍食品検査協会 札幌検査所 札幌市中央区北1条西21丁目3番17号	第25条第1項 第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
財団法人日本食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町52-1	財団法人日本食品分析センター 千歳研究所 千歳市文京2-3	第25条第1項 第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項
株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 札幌市中央区北12条西20丁目1-10	株式会社札幌市中央卸売市場 食品衛生検査センター 細菌検査室 札幌市中央区北12条西20丁目1-10	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項

2 1. 健康保険組合一覧

(平成23年3月31日現在)

	健康保険組合名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道新聞社	060-8711	札幌市中央区大通西3丁目6番地	昭和19. 7. 1
2	北海道林業(※1)	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目4番地	昭和20. 5. 1
3	北海道農業団体	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目1番地4	昭和22. 8. 1
4	北海道電力	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目	昭和25. 5. 1
5	北洋銀行(※2)	060-0042	札幌市中央区大通西3丁目7番地 北洋大通センター	昭和26. 8. 1
6	北海道銀行	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14番地	昭和31. 4. 1
7	北海道信用金庫	060-0809	札幌市北区北9条西3丁目15	昭和33. 6. 1
8	栗林商会	051-0023	室蘭市入江町1番地19	昭和33. 7. 1
9	北海道通運業	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目 札幌ビル	昭和37. 4. 1
10	檜崎	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7ビル	昭和38. 12. 1
11	エア・ウォーター	060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目2番地	昭和45. 4. 1
12	北海道コカ・コーラ	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2番1号	昭和45. 12. 1
13	北海道コンピュータ	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目1番24	昭和63. 4. 1
14	溪仁会	064-0823	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号 サンビル6階	平成21. 10. 1
15	北海道医療	060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目 第一生命ビル4階	平成22. 10. 1

※1 「2 北海道林業健康保険組合」は、平成23年4月1日付けで解散している。

※2 「5 北洋銀行健康保険組合」の住所は、平成23年4月1日現在の住所である。

2 2. 厚生年金基金一覧

(平成23年3月31日現在)

	厚生年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	丸彦渡辺建設	062-8617	札幌市豊平区豊平6条6丁目5-8	昭和42. 6. 1
2	北海道乗用自動車	064-0808	札幌市中央区南8条西15丁目4-1	昭和44. 12. 1
3	北海道石油業	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-47 北海道石油会館	昭和46. 5. 1
4	北海道トラック	064-0809	札幌市中央区南9条西1丁目1-1 北海道トラック共済会館	昭和46. 6. 1
5	北海道電気工事業	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目2 北海道電気会館	昭和54. 4. 1
6	北海道印刷工業	064-0808	札幌市中央区南8条西6丁目1036 北海道印刷会館	昭和58. 10. 1
7	北海道病院	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目3-1 第一生命ビル	昭和59. 10. 1
8	北海道自動車	065-0024	札幌市東区北24条東1丁目1-12	平成 3. 7. 1
9	北海道商店街	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センター	平成 5. 11. 22

2 3. 国民年金基金一覧

(平成23年3月31日現在)

	国民年金基金名	郵便番号	住所	設立月日
1	北海道国民年金基金	060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目3 北1条ビル4階	平成 3. 5. 1

2 4. 確定拠出企業年金一覧

(平成23年3月31日現在)

	企業年金(規約)名	郵便番号	住所	承認月日
1	株式会社高組企業型年金規約	078-8213	旭川市3条通19丁目右10号	平成14. 4. 12
2	建基コンサルタント企業型年金規約	001-0023	札幌市北区北23条西9丁目2番16号	平成14. 6. 26
3	日本ニューホランド株式会社企業型年金規約	060-0001	札幌市中央区北1条西13丁目4番	平成14. 8. 9

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
4	株式会社ハタナカ昭和企业型年金規約	077-0045	留萌市本町3丁目60番	平成14. 9. 11
5	大野土建株式会社企業型年金規約	095-0029	士別市大通西1丁目5番地	平成14. 11. 26
6	社団法人北海道栽培漁業振興公社企業型年金規約	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	平成15. 1. 9
7	道銀DCライラックプラン企業型年金規約	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14番地2	平成15. 3. 12
8	片桐企業グループ企業型年金規約	060-0051	札幌市中央区南1条東7丁目2番地4	平成15. 3. 26
9	札幌商工会議所DC総合型（野村プラン）規約	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2番地1	平成15. 3. 26
10	札幌総合型確定拠出年金（大和プラン）企業型年金規約	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2番地1	平成15. 5. 22
11	ハシバグループ企業型年金規約	098-0507	名寄市風連町西町198番地	平成15. 8. 18
12	北雄ラッキーグループ企業型年金規約	060-0011	札幌市中央区北11条西19丁目36番35号	平成16. 1. 22
13	札幌テレビ放送株式会社企業型規約	060-8705	札幌市中央区北1条西8丁目1番1	平成16. 2. 18
14	日本高圧コンクリート株式会社企業型年金規約	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目8番	平成16. 3. 11
15	札幌ホンダグループ企業型年金規約	003-0022	札幌市白石区南郷通3丁目南7番13号	平成16. 5. 1
16	葵建設株式会社企業年金規約	085-0815	釧路市材木町15番17号	平成16. 6. 1
17	つうけん企業型年金規約	003-0026	札幌市白石区本通19丁目南6番8号	平成16. 9. 29
18	丸水札幌中央水産株式会社企業型年金規約	060-8505	札幌市中央区北12条西20丁目2番1号	平成16. 9. 29
19	株式会社宮川建設企業型年金規約	003-8610	札幌市白石区平和通15丁目北1番21号	平成16. 10. 18
20	北海道マツダ販売株式会社企業型年金規約	060-0032	札幌市中央区北2条東1丁目1	平成16. 10. 25
21	モロオ企業型年金規約	060-8525	札幌市中央区北3条西15丁目1番地50	平成16. 12. 13
22	恵愛会企業型年金規約	043-0041	檜山郡江差町姥神町31	平成17. 1. 18
23	札幌ヤクルト販売株式会社企業型年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西6丁目大通公園ビル	平成17. 1. 18
24	北電グループ企業型年金規約	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2番地	平成17. 3. 18
25	ほくたけHD企業型年金規約	060-0011	札幌市中央区北6条西16丁目1番5号	平成17. 3. 18
26	勇建設グループ企業型年金規約	060-0006	札幌市中央区北6条西14丁目4番地	平成17. 3. 25
27	株式会社廣野組企業型年金規約	070-0034	旭川市4条通10丁目左10号	平成17. 3. 25
28	エア・ウォーター企業型年金規約	060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目2番地	平成17. 3. 25
29	株式会社新妻組企業型年金規約	080-0803	帯広市東3条南8丁目1番地	平成17. 4. 20
30	砂子組企業型年金規約	079-0394	空知郡奈井江町チャシュナイ987番地10	平成17. 5. 18
31	萌州建設株式会社企業型年金規約	077-0042	留萌市開運町2丁目1番1号	平成17. 5. 18
32	株式会社ツルハホールディングスグループ企業型年金規約	065-0024	札幌市東区北24条東20丁目1-21	平成17. 5. 18
33	丸吉運輸機工企業型年金規約	061-1264	北広島市輪厚681番地14	平成17. 5. 25
34	函館酪農公社企業型年金規約	042-0912	函館市中野町118番地	平成17. 6. 8
35	北海道毎日サービス企業型年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西6丁目1番地	平成17. 6. 7
36	道共済企業型年金規約	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地	平成17. 7. 12
37	財団法人札幌市交通事業振興公社企業型年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目地下鉄大通駅コンコース内	平成17. 7. 15
38	株式会社開発工営社企業型年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目1番地	平成17. 8. 8
39	北見トヨペットグループ企業型年金規約	090-0833	北見市とん田東町616番地	平成17. 10. 25
40	株式会社三八企業型年金規約	060-0061	札幌市中央区南1条西12丁目322	平成17. 11. 15
41	共和コンクリート工業グループ企業型年金規約	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28	平成17. 11. 30
42	不二建設企業型年金規約	073-0041	滝川市西滝川232-1	平成17. 12. 12
43	日本衛生企業型年金規約	004-0871	札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号	平成17. 12. 12
44	松浦建設株式会社企業型年金規約	068-0851	岩見沢市大和1条4丁目25-1	平成17. 12. 21
45	北海道コンクリート工業企業型年金規約	060-0002	札幌市中央区北2条西2丁目40番地	平成18. 2. 3
46	共進工業株式会社企業型年金規約	068-0004	岩見沢市4条東12丁目1	平成18. 2. 13
47	會澤高圧コンクリート企業型年金規約	056-0006	静内郡静内町中野町1丁目13番8号	平成18. 2. 7

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
48	Mz原田企業型年金規約	065-0043	札幌市東区苗穂町3丁目4番地31号	平成18. 2. 23
49	ニッセンレンエスコート企業型年金規約	060-8508	札幌市中央区南2条西2丁目13番地	平成18. 3. 1
50	グリーンエクスプレスグループ企業型年金規約	063-0833	札幌市西区発寒13条14丁目1080-30	平成18. 5. 9
51	サンプリンググループ企業型年金規約	003-0030	札幌市白石区流通センター6丁目1-18	平成18. 5. 25
52	タカハタ建設企業型年金規約	070-0810	旭川市本町2丁目	平成18. 5. 22
53	マルキンググループ企業型年金規約	060-0053	札幌市中央区南3条東3丁目18	平成18. 5. 22
54	サンエスグループ企業型年金規約	084-0912	釧路市星が浦大通1丁目7番1号	平成18. 6. 23
55	和弘食品企業型年金規約	047-0261	小樽市銭函3丁目504-1	平成18. 8. 22
56	中山グループ企業型年金規約	065-8610	札幌市東区北19条東1丁目1-1	平成18. 8. 22
57	新生広告社企業型年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西9丁目1-1 大通公園ビル	平成18. 9. 5
58	日藤グループ企業型年金規約	060-8721	札幌市中央区北3条西14丁目2	平成18. 9. 22
59	公南山明建設株式会社企業型年金規約	068-0028	岩見沢市8条西23丁目1番地	平成18. 11. 17
60	エヌ・ティ・ティ北海道電話帳企業型年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西16丁目1 テルウェル札幌第2ビル	平成18. 11. 17
61	株式会社宇治園企業型年金規約	060-0032	札幌市中央区北2条東10丁目93-12	平成19. 1. 22
62	東光ストア企業型年金規約	003-8519	札幌市白石区東札幌1条1丁目1-7	平成19. 1. 22
63	イオン北海道企業型年金規約	003-0026	札幌市白石区本通2丁目南1-10	平成19. 2. 7
64	構研エンジニアリング企業型年金規約	065-0018	札幌市東区北18条東17丁目1-1	平成19. 2. 22
65	中道リース企業型年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目3 中道ビル6階	平成19. 6. 14
66	北海道コカ・コーラグループ確定拠出企業型年金規約	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2番1号	平成19. 9. 10
67	北海道日本電気ソフトウェア確定拠出企業型年金規約	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28番地	平成20. 2. 15
68	UDトラックス北海道株式会社企業型年金規約	004-8523	札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1-1	平成20. 3. 6
69	サンワード貿易株式会社企業型年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2番地の6	平成20. 4. 17
70	北燃商事株式会社企業型年金規約	068-0008	岩見沢市八条東1丁目3番地	平成20. 5. 11
71	れんせい企業型年金規約	080-2471	帯広市西二十一条南3丁目1番地10	平成20. 6. 18
72	北洋銀行401kはまなすプラン企業型年金規約	060-8661	札幌市中央区大通西3丁目11番地	平成20. 11. 10
73	トヨタ自動車北海道株式会社確定拠出年金規約	059-1393	苫小牧市字勇払145番1	平成20. 12. 01
74	株式会社北海道プグループ企業型年金規約	007-0805	札幌市東区東苗穂5条2丁目5-19	平成21. 2. 27
75	北海道放送株式会社企業型年金規約	060-8501	札幌市中央区北1条西5丁目2	平成21. 2. 27
76	ダーレー・ジャパン企業型年金規約	055-0004	沙流郡日高町富川東3丁目2番1号	平成21. 4. 10
77	溪仁会確定拠出年金企業型年金規約	064-0823	札幌市中央区北3条西28丁目2-1	平成21. 5. 25
78	丸玉産業企業型年金規約	092-0232	網走郡津別町新町7番地	平成21. 5. 25
79	共成レンテム企業型年金規約	080-0048	帯広市西18条北1丁目14番地	平成21. 7. 31
80	札幌通運企業型年金規約	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目2番地	平成21. 9. 3
81	北海道テレビ放送企業型年金規約	062-8501	札幌市豊平区平岸4条13丁目10番17号	平成21. 9. 3
82	寺田株式会社企業型年金規約	060-0005	札幌市中央区北5条西10丁目20番地	平成21. 9. 9
83	北海道地図株式会社企業型年金規約	070-8071	旭川市台場1条2丁目1番6号	平成21. 10. 21
84	エナジティックGr確定拠出年金企業型年金規約	003-0003	札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号	平成22. 3. 4
85	サッポロドラッグストア企業型年金規約	002-8003	札幌市北区太平三条1丁目2-18	平成22. 9. 2
86	クワザワグループ確定拠出年金企業型年金規約	003-8560	札幌市白石区中央2条7丁目1-1	平成22. 9. 15
87	UDトラックス道東株式会社企業型年金規約	080-2641	帯広市西21条北1丁目3-12	平成22. 11. 17
88	北海道日産自動車株式会社企業型年金規約	065-0019	札幌市東区北19条東1丁目2-20	平成23. 2. 24
89	二トリ企業型年金規約	006-0806	札幌市手稲区新発寒6条1丁目5-80	平成23. 3. 10

25. 確定給付企業年金一覧（基金型）

（平成23年3月31日現在）

	企業年金（基金）名	郵便番号	住所	承認月日
1	大丸藤井	003-8504	札幌市白石区菊水3条1丁目8番20号	平成16. 5. 1
2	北海道コカ・コーラ	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2番1号	平成16. 6. 1
3	アークスグループ	064-8610	札幌市中央区南13条西11丁目2-32	平成16. 8. 1
4	北海道銀行	060-0062	札幌市中央区南2条西2丁目14番地2	平成18. 3. 31

26. 確定給付企業年金一覧（規約型）

（平成23年3月31日現在）

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
1	エア・ウォーター物流株式会社企業年金規約	060-0008	札幌市中央区北8条西13丁目28番148	平成15. 3. 31
2	株式会社エネサンス北海道確定給付企業年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西18丁目2-10	平成15. 3. 31
3	株式会社ムトウ企業年金規約	001-0011	札幌市北区北11条西4丁目1	平成16. 3. 31
4	住友商事北海道株式会社確定給付企業年金規約	060-8693	札幌市中央区北1条西7丁目3-8	平成16. 4. 1
5	札幌トヨタグループ企業年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2番地	平成16. 4. 1
6	株式会社日専連パシフィック企業年金規約	053-0022	苫小牧市表町3丁目2番11号	平成16. 6. 1
7	学校法人野又学園函館自動車学校確定給付企業年金規約	041-0844	函館市川原町19番20号	平成16. 6. 1
8	札幌集団給食事業協同組合企業年金規約	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北13番15号	平成16. 6. 1
9	株式会社富士メカネ確定給付企業年金規約	060-0062	札幌市中央区南2条西4丁目7番地	平成16. 8. 1
10	株式会社北海道新聞社企業年金規約	060-8711	札幌市中央区大通西3丁目6番地	平成16. 10. 1
11	株式会社橋本川島コーポレーション企業年金規約	070-0832	旭川市旭町2条7丁目12番地90	平成16. 11. 1
12	函館信用金庫企業年金規約	040-0064	函館市大手町2番7号	平成17. 1. 1
13	株式会社ロパパン企業年金規約	003-0026	札幌市白石区本通7丁目南5番1号	平成17. 1. 1
14	大同電設株式会社確定給付企業年金規約	050-0083	室蘭市東町2丁目24番1号	平成17. 2. 1
15	株式会社ホクリョウ確定給付企業年金規約	003-0012	札幌市白石区中央2条3丁目6番15号	平成17. 3. 1
16	昭和マテリアル株式会社確定給付企業年金規約	069-0365	岩見沢市上幌向町542-7	平成17. 4. 1
17	札幌テレビ放送確定給付企業年金規約	060-8705	札幌市中央区北1条西8丁目1番1号	平成17. 4. 1
18	北海道電力株式会社企業年金規約	060-8677	札幌市中央区大通東1丁目2番	平成17. 4. 1
19	株式会社丸しめ志賀商店確定給付企業年金規約	046-0003	余市郡余市町黒川町3丁目17番地	平成17. 4. 1
20	稚内信用金庫企業年金規約	097-0022	稚内市中央3丁目9番6号	平成17. 4. 1
21	北海道日本電気ソフトウェア株式会社確定給付企業年金規約	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28	平成17. 8. 1
22	遠軽共立病院確定給付企業年金規約	099-0404	紋別郡遠軽町大通北1丁目3	平成17. 10. 1
23	北海電気工事株式会社企業年金規約	003-8531	札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号	平成17. 10. 1
24	共和コンクリート工業株式会社企業年金規約	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28	平成17. 12. 1
25	医療法人北海道循環器病院企業年金規約	064-8622	札幌市中央区南27条西13丁目1番30号	平成18. 1. 1
26	宮坂建設工業株式会社企業年金規約	080-0014	帯広市西4条南8丁目12番地	平成18. 1. 1
27	武田運輸株式会社確定給付企業年金規約	007-0882	札幌市東区北丘珠2条4丁目2番7号	平成18. 4. 1
28	北日本港湾コンサルタント株式会社確定給付企業年金規約	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北11番18号	平成18. 4. 1
29	株式会社社創確定給付企業年金規約	080-0011	帯広市西1条南11丁目1番地	平成18. 4. 1
30	北電グループ企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1番地	平成18. 4. 1
31	北海自動車工業株式会社確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区大通東4丁目1番地	平成18. 10. 1
32	JALグランドサービス札幌・大阪・九州企業年金規約	066-0012	千歳市美々新千歳空港内	平成18. 10. 1
33	医療法人彰和会確定給付企業年金規約	065-0041	札幌市東区本町1条1丁目2番10号	平成18. 12. 1

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
34	株式会社一高たかはし確定給付企業年金規約	003-0030	札幌市白石区流通センター5丁目7-1	平成19. 1. 1
35	イオン北海道株式会社企業年金規約	003-8630	札幌市白石区本通2丁目南1番10号	平成19. 3. 1
36	五十嵐建設株式会社企業年金規約	090-0045	北見市北5条西7丁目24番地	平成19. 4. 1
37	北の誉酒造株式会社確定給付企業年金規約	047-0013	小樽市奥沢1丁目21番15号	平成19. 4. 1
38	株式会社日専連旭川確定給付企業年金規約	070-0032	旭川市二条通8丁目144番7号	平成19. 4. 1
39	富国興産株式会社確定給付企業年金規約	064-0809	札幌市中央区南9条西14丁目2-20	平成19. 4. 1
40	株式会社恵新自動車学園企業年金規約	047-0152	小樽市新光2丁目20番33号	平成19. 4. 1
41	医療法人恵佑会企業年金規約	003-0027	札幌市白石区本通14丁目北1-1	平成19. 4. 1
42	北海道電気保安協会企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1-1	平成19. 4. 1
43	株式会社ほくせん企業年金規約	060-8565	札幌市中央区南2条西1丁目3番地	平成19. 4. 1
44	ほくてん情報テクノロジー株式会社企業年金規約	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目4丁目 e. i大通東ビル	平成19. 4. 1
45	よつ葉乳業株式会社企業年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番	平成19. 4. 1
46	株式会社マセキ北海道企業年金規約	006-0805	札幌市手稲区新発寒5条1丁目5-1	平成19. 4. 1
47	株式会社力ナモト確定給付企業年金規約	060-0041	札幌市中央区大通東3丁目1番19	平成19. 4. 1
48	株式会社芽室自動車学校企業年金規約	082-0013	河西郡芽室町東3条10丁目1番地8	平成19. 5. 1
49	医療法人高橋脳神経外科病院企業年金規約	063-0062	札幌市西区西町南20丁目1-35	平成19. 6. 1
50	株式会社布目企業年金規約	040-0051	函館市弁天町17番10号	平成19. 6. 1
51	株式会社渡辺組企業年金規約	099-6324	紋別郡湧別町中湧別南町929-1	平成19. 8. 1
52	北海道二プロ株式会社企業年金規約	069-1208	夕張郡由仁町山形563番地	平成19.10. 1
53	北清企業株式会社企業年金規約	007-0885	札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号	平成19.10. 1
54	ベル食品株式会社企業年金規約	063-0803	札幌市西区24軒3条7丁目3-35	平成19.10. 1
55	丸果札幌青果株式会社確定給付企業年金規約	060-8692	札幌市中央区北12条西20丁目2-2	平成19.10. 1
56	極東運輸株式会社企業年金規約	003-0030	札幌市白石区流通センター5丁目3-6	平成19.11. 1
57	野口観光グループ確定給付企業年金規約	059-0596	登別市登別温泉町203-1	平成19.11. 1
58	花本建設株式会社確定給付企業規約	071-1404	上川郡東川町西4号北25	平成20. 1. 1
59	六花亭企業年金規約	080-2496	帯広市西24条北1丁目3-19	平成20. 1. 1
60	サツラク農業協同組合企業年金規約	065-8639	札幌市東区苗穂町3丁目3番7号	平成20. 2. 1
61	株式会社北見宇部企業年金規約	090-0008	北見市大正273番地1	平成20. 2. 1
62	株式会社シーエスアイ企業年金規約	060-0063	札幌市中央区南3条西10丁目1001番地5福山南3条ビル	平成20. 3. 1
63	株式会社北海道加ト吉企業年金規約	079-1143	赤平市字赤平606番地	平成20. 4. 1
64	佐々木畜産株式会社確定給付企業年金規約	080-2474	帯広市西二十四条南1丁目1番地	平成20. 4. 1
65	株式会社釧路製作所確定給付企業年金規約	060-0051	札幌市中央区南1条東1丁目2番地1太平洋興発ビル4階	平成20. 4. 1
66	北海道シャーリング株式会社企業年金規約	061-1112	北広島市共栄543	平成20. 4. 1
67	株式会社大宮ホールー北海道製作所確定給付企業年金規約	062-0052	札幌市豊平区月寒東2条3-9-12	平成20. 4. 1
68	株式会社マルモ確定給付企業年金規約	090-8560	北見市卸町2丁目2番3	平成20. 4. 1
69	株式会社柳月ホールディングス確定給付企業年金規約	080-0196	河東郡音更町字下音更北9条西18丁目2	平成20. 4. 1
70	株式会社柳月確定給付企業年金規約	080-0196	河東郡音更町字下音更北9条西18丁目2	平成20. 4. 1
71	コマツ道東株式会社確定給付企業年金規約	080-2464	帯広市西24条北1丁目3番4号	平成20. 4. 1
72	株式会社ドーコン確定給付企業年金規約	004-8585	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	平成20. 4. 1
73	熱源グループ企業年金規約	080-0015	帯広市西5条南13丁目1番地	平成20. 4. 1
74	ジェスネット株式会社確定給付企業年金規約	003-8561	札幌市白石区南郷通19丁目北1-35	平成20. 4. 1
75	クローバー電子工業株式会社企業年金規約	061-1405	恵庭市戸磯573-19	平成20. 4. 1
76	栗林石油株式会社企業年金規約	051-0023	室蘭市入江町1丁目19	平成20. 4. 1
77	ホクレン包材株式会社確定給付企業年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番北農ビル17階	平成20. 4. 1

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
78	和弘食品株式会社企業年金規約	047-0261	小樽市銭函3丁目504番地1	平成20. 4. 1
79	株式会社ネクスコ・サポート北海道買確定給付企業年金規約	004-0042	札幌市厚別区大谷地西5-12-15	平成20. 4. 1
80	石垣電材株式会社企業年金規約	060-0006	札幌市中央区北6条西13丁目1番地	平成20. 4. 1
81	釧路ガス株式会社確定給付企業年金規約	085-0026	釧路市寿町4丁目1番2号	平成20. 5. 1
82	株式会社鈴木商会確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北3条西4丁目1番1号	平成20. 5. 1
83	サンワード貿易株式会社企業年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西8丁目2番6号	平成20. 5. 1
84	株式会社丹波屋確定給付企業年金規約	060-8569	札幌市東区北6条東2丁目3番3号	平成20. 5. 1
85	サザエ食品株式会社確定給付企業年金規約	064-8644	札幌市中央区宮の森4条1丁目1番35号	平成20. 5. 1
86	医療法人三和会札幌南整形外科病院確定給付企業年金規約	005-0033	札幌市南区南3条西11丁目4番1号	平成20. 6. 1
87	北燃商事株式会社確定給付企業年金規約	068-0008	岩見沢市8条東1丁目3	平成20. 6. 1
88	ホクサン株式会社確定給付企業年金規約	061-1111	北広島市北の里27番地4	平成20. 7. 1
89	十勝電材株式会社確定給付企業年金規約	080-2469	帯広市西19条南1丁目7番地7	平成20. 9. 1
90	福田部品株式会社確定給付企業年金規約	060-0051	札幌市中央区南1条東7丁目17番1号	平成20. 9. 1
91	ニッポンレンタカー北海道株式会社確定給付企業年金規約	003-0001	札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号	平成20. 9. 1
92	北海道セキスイハイムグループ確定給付企業年金規約	001-0014	札幌市北区北14条西4丁目2-1	平成20. 10. 1
93	北日本精機株式会社確定給付企業年金規約	079-1397	芦別市上芦別町26番地23	平成20. 10. 1
94	北洋銀行企業年金規約	060-8661	札幌市中央区大通西3丁目11番地	平成20. 10. 14
95	道南バス株式会社確定給付企業年金規約	050-0083	室蘭市東町3丁目25番3号	平成20. 11. 1
96	株式会社菱弘電設確定給付企業年金規約	060-0011	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号	平成20. 12. 1
97	北都電機株式会社確定給付企業年金規約	063-0832	札幌市西区発寒12条12丁目2番50号	平成20. 12. 1
98	空知商工信用組合確定給付企業年金規約	072-0025	美唄市西2条南2丁目1番1号	平成20. 12. 1
99	ネットトヨタたいせつ株式会社確定給付企業年金規約	079-8550	旭川市永山3条12丁目1番7号	平成21. 1. 1
100	寿産業株式会社確定給付企業年金規約	060-0033	札幌市中央区北3条東2丁目2番地30	平成21. 1. 1
101	株式会社伊藤組規約型確定給付企業年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1番地	平成21. 1. 1
102	日本高圧コンクリート株式会社確定給付企業年金規約	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目8番地	平成21. 1. 1
103	伊藤組土建株式会社規約型確定給付企業年金規約	060-8554	札幌市中央区北4条西4丁目1番地	平成21. 1. 1
104	札幌信用金庫確定給付企業年金規約	060-0062	札幌市中央区南2条西3丁目15番地1号	平成21. 1. 1
105	トヨタ自動車北海道株式会社確定給付企業年金規約	059-1393	苫小牧市市勇弘145番1	平成21. 1. 1
106	士幌町農業協同組合規約型確定給付企業年金規約	080-1200	河東郡士幌町字士幌西2線159番地	平成21. 1. 1
107	桑原電工株式会社確定給付企業年金規約	099-1578	北見市豊地1番地21	平成21. 2. 1
108	株式会社厚友会確定給付企業年金規約	070-0035	旭川市5条通2丁目1677番地7	平成21. 2. 1
109	音更町農業協同組合規約型確定給付企業年金規約	080-0101	河東郡音更町大通5丁目1番地	平成21. 2. 1
110	株式会社宮の森スポーツ確定給付企業年金規約	064-0823	札幌市中央区北3条西27丁目1番1号	平成21. 3. 1
111	西山製麺株式会社確定給付企業年金規約	003-8701	札幌市白石区平和通16丁目南1番1号	平成21. 3. 1
112	株式会社ホクアイ確定給付企業年金規約	063-0834	札幌市西区発寒14条12丁目1番5号	平成21. 3. 1
113	苫小牧信用金庫確定給付企業年金規約	053-8654	苫小牧市表町3丁目1番6号	平成21. 3. 1
114	医療法人柏葉脳神経外科病院確定給付企業年金規約	062-8513	札幌市豊平区月寒東1条15丁目7番20号	平成21. 3. 1
115	札幌新開発株式会社確定給付企業年金規約	060-0008	札幌市中央区北8条西14丁目28番地	平成21. 4. 1
116	北斗工機株式会社確定給付企業年金規約	063-0870	札幌市西区八軒10条東4丁目3番10号	平成21. 4. 1
117	株式会社泰進建設確定給付企業年金規約	073-0025	滝川市流通団地3丁目7番31号	平成21. 4. 1
118	株式会社函館新聞社確定給付企業年金規約	041-8540	函館市港町1丁目17番8号	平成21. 4. 1
119	株式会社西村組確定給付企業年金規約	099-6404	紋別郡湧別町栄町133番地1	平成21. 4. 1
120	北見通運株式会社確定給付企業年金規約	099-1587	北見市豊地93番地1	平成21. 4. 1
121	株式会社ドウデン確定給付企業年金規約	065-0007	札幌市東区北7条東18丁目105番地14	平成21. 4. 1

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
122	医療法人厚生会確定給付企業年金規約	090-0836	北見市東三輪3丁目17番地1	平成21. 4. 1
123	共通運送グループ確定給付企業年金規約	003-0029	札幌市白石区平和通1丁目北6番19号	平成21. 4. 1
124	北海道総合警備保障株式会社確定給付企業年金規約	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目8番地	平成21. 4. 1
125	池田煖房工業株式会社確定給付企業年金規約	011-0012	札幌市北区北12条西3丁目8番地	平成21. 4. 1
126	釧路信用組合確定給付企業年金規約	085-0015	釧路市北大通9丁目2番地	平成21. 4. 1
127	北海道エネルギー株式会社確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目3番地札幌スクエアセンタービル	平成21. 4. 1
128	松谷建設株式会社確定給付企業年金規約	091-0025	北見市留辺蘂町旭北41番地	平成21. 5. 1
129	医療法人恵仁会確定給付企業年金規約	068-0851	岩見沢市大和1条8丁目1番地	平成21. 6. 1
130	国策機工株式会社確定給付企業年金規約	059-1372	苫小牧市勇払149番地	平成21. 6. 1
131	近藤工業株式会社確定給付企業年金規約	047-0001	小樽市若竹町3番1号	平成21. 6. 1
132	株式会社ほくやく規約型確定給付企業年金規約	060-0011	札幌市中央区北11条西14丁目1番1号	平成21. 6. 1
133	北海道キリンビラレツ株式会社規約型確定給付企業年金規約	060-0011	札幌市中央区11条西19丁目36-147	平成21. 6. 1
134	有限会社下村運送確定給付企業年金規約	098-1600	紋別郡興部町興部84-10	平成21. 7. 1
135	協和総合管理株式会社確定給付企業年金規約	047-0017	小樽市若松2丁目8-15	平成21. 7. 1
136	江差信用金庫確定給付企業年金規約	043-8651	檜山郡江差町字本町132	平成21. 7. 1
137	株式会社テーオー小笠原規約型確定給付企業年金規約	041-8610	函館市港町3丁目18番15号	平成21. 7. 1
138	北海道曹達株式会社確定給付企業年金規約	059-1364	苫小牧市沼ノ端134番地122	平成21. 8. 1
139	松原産業グループ確定給付企業年金規約	069-1511	夕張郡栗山町中央1丁目1番地1	平成21. 8. 1
140	苫小牧港開発株式会社確定給付企業年金規約	053-0003	苫小牧市入船町2丁目9番15号	平成21. 9. 1
141	キャタピラー北海道株式会社確定給付企業年金規約	004-0802	札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号	平成21. 9. 1
142	株式会社十勝毎日新聞社規約型確定給付企業年金規約	080-8688	帯広市東1条南8丁目2番地	平成21. 9. 1
143	秋山興業株式会社確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東13丁目1番地	平成21. 10. 1
144	三立機電株式会社確定給付企業年金規約	047-0031	小樽市色内2丁目10番1号	平成21. 10. 1
145	株式会社菅野組確定給付企業年金規約	099-0205	紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地	平成21. 10. 1
146	株式会社酒井機材製作所確定給付企業年金規約	061-3241	北海道石狩市新港西3丁目749-11	平成21. 10. 1
147	株式会社高木組確定給付企業年金規約	040-0046	函館市東雲町19番13号	平成21. 10. 1
148	和工建設株式会社他確定給付企業年金規約	049-4308	瀬棚郡今金町今金359-91	平成21. 10. 1
149	株式会社工ミヤ確定給付企業年金規約	003-0030	札幌市白石区流通センター7丁目8-1	平成21. 10. 1
150	室蘭信用金庫確定給付企業年金規約	051-0025	室蘭市常盤町2番8号	平成21. 10. 1
151	株式会社テクノス北海道確定給付企業年金規約	070-8044	旭川市忠和4条7丁目4-10	平成21. 10. 1
152	住鉱国富電子株式会社確定給付企業年金規約	048-2143	岩内郡共和町国富351番地の1	平成21. 10. 1
153	株式会社京王プラザホテル札幌確定給付企業年金規約	060-0005	札幌市中央区北5条西7丁目2番1	平成21. 11. 1
154	株式会社北海道三喜確定給付企業年金規約	003-0021	札幌市白石区栄通り20丁目12番20号 おおたビル2F	平成21. 11. 1
155	士別運送株式会社確定給付企業年金規約	095-0046	士別市南町東3区 472-3	平成21. 12. 1
156	空知単板工業グループ確定給付企業年金規約	079-1286	赤平市平岸西町3-12	平成21. 12. 1
157	日品運輸株式会社確定給付企業年金規約	061-1274	北海道北広島市大曲工業団地2丁目1番地2	平成21. 12. 1
158	株式会社コハタ確定給付企業年金規約	079-8555	旭川市永山2条3丁目2番16号	平成22. 1. 1
159	ホクレンくみあい飼料株式会社規約型確定給付企業年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル18階	平成22. 1. 1
160	佐藤水産株式会社確定給付企業年金規約	063-0803	札幌市西区二十四軒3条6丁目3-20	平成22. 1. 1
161	株式会社北海道クボタ確定給付企業年金規約	063-0061	札幌市西区西町北16丁目1-1	平成22. 1. 1
162	医療法人社団五風会さっぽろ香雪病院確定給付企業年金規約	004-0839	札幌市清田区真栄319	平成22. 1. 1
163	医療法人菊郷会確定給付企業年金規約	003-0825	札幌市白石区菊水元町5条3丁目5番10号	平成22. 1. 1
164	釧路工業株式会社確定給付企業年金規約	084-0906	釧路市鳥取大通9丁目9番4号	平成22. 2. 1
165	医療法人養生邑確定給付企業年金規約	085-1212	阿寒郡鶴居村雪裡原野北22線西11番地	平成22. 2. 1

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
166	三共電気工業株式会社確定給付企業年金規約	060-0806	札幌市北区北6条西6丁目2	平成22. 3. 1
167	北海運輸株式会社確定給付企業年金規約	084-0914	釧路市西港2丁目101番地1	平成22. 3. 1
168	遠軽信用金庫確定給付企業年金規約	099-0495	紋別郡遠軽町大通南1丁目1-15	平成22. 3. 1
169	財団法人北海道医療団確定給付企業年金規約	080-0014	帯広市西4条南15丁目17番地3	平成22. 3. 1
170	北海道中央バス株式会社確定給付企業年金規約	047-8601	小樽市色内1丁目8番6号	平成22. 3. 1
171	札幌ファニング株式会社確定給付企業年金規約	004-0041	札幌市厚別区大谷地東1丁目2番40号	平成22. 3. 1
172	当麻農業協同組合企業年金規約	078-1314	上川郡当麻町4条東3丁目4番63号	平成22. 4. 1
173	門別町農業協同組合企業年金規約	059-2121	沙流郡日高町門別本町210番地3	平成22. 4. 1
174	忠類農業協同組合企業年金規約	089-1792	中川郡幕別町忠類栄町259番地	平成22. 4. 1
175	上士幌町農業協同組合企業年金規約	080-1493	河東郡上士幌町字上士幌東2線238番地	平成22. 4. 1
176	計根別農業協同組合企業年金規約	088-2682	標津郡中標津町計根別本町東3丁目17番地1	平成22. 4. 1
177	株式会社ヤマレン確定給付企業年金規約	087-0053	根室市本町3-27	平成22. 4. 1
178	日本罐詰株式会社確定給付企業年金規約	082-0039	河西郡芽室町西9条9丁目1番地	平成22. 4. 1
179	ホクレン運輸株式会社確定給付企業年金規約	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地	平成22. 4. 1
180	石塚建設興業株式会社確定給付企業年金規約	097-0002	稚内市潮見1丁目9番1号	平成22. 4. 1
181	北海道建物株式会社確定給付企業年金規約	060-0063	札幌市中央区南3条西6丁目3-2	平成22. 4. 1
182	株式会社丹治秀工業確定給付企業年金規約	059-1365	苫小牧市字植苗192番地2	平成22. 4. 1
183	株式会社北日本広告社確定給付企業年金規約	060-0001	札幌市中央区北1条西13丁目4番地 タケダ札幌ビル	平成22. 4. 1
184	日糧製パン株式会社確定給付企業年金規約	062-8510	札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号	平成22. 4. 1
185	北海道糖業株式会社確定給付企業年金規約	060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目2番地	平成22. 4. 1
186	小樽信用金庫確定給付企業年金規約	047-0032	小樽市稲穂1丁目4番10号	平成22. 4. 1
187	豊平製鋼株式会社確定給付企業年金規約	063-8607	札幌市西区発寒10条13丁目1番1号	平成22. 4. 1
188	留萌信用金庫確定給付企業年金規約	077-8686	留萌市花園町2丁目1番8号	平成22. 4. 1
189	阿寒バス株式会社確定給付企業年金規約	085-0062	釧路市愛国191-208	平成22. 4. 1
190	ハートランドフェリー株式会社確定給付企業年金規約	060-0042	札幌市中央区大通西8-2	平成22. 4. 1
191	札幌日信電子株式会社確定給付企業年金規約	062-0054	札幌市豊平区月寒東4条8丁目6番5号	平成22. 4. 1
192	松岡満運輸株式会社確定給付企業年金規約	003-0030	札幌市白石区流通センター5丁目1-5	平成22. 4. 1
193	岩田地崎建設株式会社確定給付企業年金規約	060-8630	札幌市中央区北2条東17丁目2番地	平成22. 4. 1
194	寺岡ファシリテーズ株式会社確定給付企業年金規約	060-0051	札幌市中央区大通東3丁目4番地3号	平成22. 4. 1
195	夕張市農業協同組合企業年金規約	068-0751	夕張市沼ノ沢213番地27	平成22. 4. 1
196	富川農業協同組合企業年金規約	055-0001	沙流郡日高町富川北4丁目1番2	平成22. 5. 1
197	北興工業株式会社確定給付企業年金規約	051-0023	室蘭市入江町1番地の63	平成22. 5. 1
198	株式会社土谷特殊農機具製作所確定給付企業年金規約	080-2461	帯広市西21条北1丁目3番2号	平成22. 5. 1
199	株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道確定給付企業年金規約	003-0832	札幌市白石区北郷2条14丁目3番18号	平成22. 5. 1
200	鹿追町農業協同組合企業年金規約	081-0293	河東郡鹿追町新町4丁目51番地	平成22. 5. 1
201	株式会社ホクレン油機サービス確定給付企業年金規約	004-0051	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号	平成22. 5. 1
202	旭川ガス株式会社確定給付企業年金規約	070-8515	旭川市4条通16丁目左6号	平成22. 5. 1
203	株式会社キムラ確定給付企業年金規約	060-8576	札幌市東区北6条東2丁目3番1号	平成22. 5. 1
204	株式会社アレブ確定給付企業年金規約	003-8515	札幌市白石区菊水6条3丁目1-26	平成22. 5. 1
205	北海道換気株式会社確定給付企業年金規約	064-0914	札幌市中央区南14条西15丁目2-2	平成22. 6. 1
206	ノーザンファームグループ確定給付企業年金規約	059-1432	勇払郡安平町早来源武275	平成22. 6. 1
207	今金町農業協同組合企業年金規約	049-4397	瀬棚郡今金町今金141番地	平成22. 7. 1
208	みついし農業協同組合企業年金規約	059-3231	日高郡新ひだか町三石本桐22番地6	平成22. 7. 1
209	オホーツクはまなす農業協同組合企業年金規約	094-0007	紋別市落石町4丁目13番6	平成22. 7. 1

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
210	とうや湖農業協同組合企業年金規約	049-5831	虻田郡洞爺湖町香川55-7	平成22. 7. 1
211	北檜山町農業協同組合企業年金規約	049-4595	久遠郡せたな町北檜山区北檜山20番地	平成22. 7. 1
212	ひだか東農業協同組合企業年金規約	057-0033	浦河郡浦河町堺町東2丁目5番5	平成22. 7. 1
213	北空知信用金庫確定給付企業年金規約	074-8686	深川市4条8番16号	平成22. 7. 1
214	医療法人社団養生館確定給付企業年金規約	053-0803	苫小牧市矢代町2丁目9番13	平成22. 7. 1
215	十勝高島農業協同組合企業年金規約	089-3152	中川郡池田町高島7番地	平成22. 8. 1
216	広尾町農業協同組合企業年金規約	089-2446	広尾郡広尾町紋別19線51-20	平成22. 8. 1
217	新得町農業協同組合企業年金規約	081-0011	上川郡新得町一条南3丁目1番地	平成22. 8. 1
218	陸別町農業協同組合企業年金規約	089-4313	足寄郡陸別町陸別東2条1丁目1番地	平成22. 8. 1
219	標津町農業協同組合企業年金規約	086-1451	標津郡標津町川北基線西2番地	平成22. 8. 1
220	旭陽電機株式会社確定給付企業年金規約	070-8722	旭川市1条通15丁目右1号	平成22. 8. 1
221	米沢印刷紙業株式会社確定給付企業年金規約	047-0266	小樽市張碓町500番地	平成22. 8. 1
222	北ガス建設株式会社確定給付企業年金規約	003-0028	札幌市白石区平和通15丁目南1番8号	平成22. 8. 1
223	広洋水産株式会社確定給付企業年金規約	088-0598	白糠郡白糠町庶路甲区6番地584	平成22. 8. 1
224	岩倉建設株式会社規約型確定給付企業年金規約	060-0061	札幌市中央区南一条西7丁目16-2	平成22. 8. 1
225	北ガスジェネックス株式会社株式会社確定給付企業年金規約	007-8733	札幌市東区伏古8条2丁目7番1号	平成22. 9. 1
226	株式会社じょうてつ確定給付企業年金規約	003-0001	札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号	平成22. 9. 1
227	旭川通運株式会社確定給付企業年金規約	078-8336	旭川市南6条通18丁目2185番地の8	平成22. 10. 1
228	株式会社阿寒ランドホテル確定給付企業年金規約	085-0467	釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目6番10号	平成22. 10. 1
229	ホクシー紙工株式会社確定給付企業年金規約	059-1372	苫小牧市勇払143番地	平成22. 10. 1
230	医療法人社団元生会確定給付企業年金規約	070-0038	旭川市8条通6丁目左10号	平成22. 10. 1
231	ほくたけグループ確定給付企業年金規約	060-0006	札幌市中央区北6条西16丁目1番地5	平成22. 10. 1
232	医療法人富田病院確定給付企業年金規約	042-8511	函館市駒場町9番18号	平成22. 10. 1
233	クワザワグループ確定給付企業年金規約	003-8560	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号	平成22. 10. 1
234	株式会社はこせき確定給付企業年金規約	040-0061	函館市海岸町3番3号	平成22. 11. 1
235	株式会社ナシオ確定給付企業年金規約	063-0849	札幌市西区八軒9条西10丁目448-9	平成22. 11. 1
236	株式会社北光電子工業確定給付企業年金規約	071-0502	空知郡上富良野町1973-32	平成22. 11. 1
237	北見信用金庫規約型確定給付企業年金規約	090-8711	北見市大通東1丁目2番地1	平成22. 11. 1
238	宮田自動車商会グループ確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東11丁目22番地	平成22. 12. 1
239	北海道ワイングループ確定給付企業年金規約	047-8677	小樽市朝里川温泉1丁目130番地	平成22. 12. 1
240	斜里通運株式会社確定給付企業年金規約	099-4142	斜里郡斜里町字中斜里17番地	平成22. 12. 1
241	株式会社エアロテクノサービス確定給付企業年金規約	066-0062	千歳市千代田町6丁目7番地 駿河千代田ビル	平成22. 12. 1
242	医療法人聖仁会確定給付企業年金規約	041-0801	函館市桔梗町557番地	平成22. 12. 1
243	苫小牧紙器工業株式会社確定給付企業年金規約	053-0816	苫小牧市日吉町1-7-30	平成23. 1. 1
244	株式会社北海道日立確定給付企業年金規約	060-0033	札幌市中央区北3条東11丁目20番地	平成23. 1. 1
245	網走信用金庫確定給付企業年金規約	093-0014	網走市南5条東1丁目4番地の1	平成23. 1. 1
246	北海道瓦斯株式会社確定給付企業年金規約	060-8530	札幌市中央区大通西7丁目3番地1	平成23. 1. 1
247	株式会社繁富工務店確定給付企業年金規約	064-0912	札幌市中央区南12条西6丁目1番28号	平成23. 1. 1
248	共成製菓株式会社確定給付企業年金規約	047-0013	小樽市奥沢1丁目25番18号	平成23. 2. 1
249	医療法人社団東桑会確定給付企業年金規約	001-0018	札幌市北区北18条西2丁目1-10	平成23. 2. 1
250	株式会社エンパイアー確定給付企業年金規約	001-0023	札幌市北区北23条西5丁目2-37	平成23. 2. 1
251	月寒運輸株式会社確定給付企業年金規約	003-0030	札幌市白石区流通センター5丁目3番45号	平成23. 2. 1
252	協業組合公清企業確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東15丁目140番地	平成23. 2. 1
253	三ツ輪物流株式会社確定給付企業年金規約	084-0913	釧路市星が浦南4丁目1番10号	平成23. 2. 1

	企業年金（規約）名	郵便番号	住所	承認月日
254	社台ファーム吉田照哉確定給付企業年金規約	059-1983	勇払郡安平町追分旭9	平成23. 2. 1
255	東洋農機株式会社確定給付企業年金規約	080-2462	帯広市西22条北1丁目2番5号	平成23. 2. 1
256	追分ファーム吉田晴哉確定給付企業年金規約	059-1984	勇払郡安平町追分向陽1233-1	平成23. 2. 1
257	日鋼運輸株式会社確定給付企業年金規約	051-8505	室蘭市茶津町4番地1	平成23. 3. 1
258	株式会社コーンズ・エージー確定給付企業年金規約	061-1433	恵庭市北柏木町3丁目104番地1	平成23. 3. 1
259	札幌自動車運輸株式会社確定給付企業年金規約	060-0031	札幌市中央区北1条東15丁目140番地	平成23. 3. 1

27. 日本年金機構 ブロック本部及び年金事務所一覧（北海道）

ブロック本部名	郵便番号	所在地
北海道ブロック本部	003-8576	北海道札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル6F

年金事務所名	郵便番号	所在地
札幌東年金事務所	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1
札幌西年金事務所	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西11丁目2-1
札幌北年金事務所	001-8585	北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12
新さっぽろ年金事務所	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30
函館年金事務所	040-8555	北海道函館市千代台町26-3
旭川年金事務所	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2
釧路年金事務所	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2
室蘭年金事務所	051-8585	北海道室蘭市海岸町1丁目20-9
苫小牧年金事務所	053-8588	北海道苫小牧市若草町2丁目1-14
岩見沢年金事務所	068-8585	北海道岩見沢市9条西3丁目
小樽年金事務所	047-8666	北海道小樽市富岡1丁目9-6
北見年金事務所	090-8585	北海道北見市高砂町2-21
帯広年金事務所	080-8558	北海道帯広市西1条南1丁目
稚内年金事務所	097-8510	北海道稚内市末広4丁目1-28
砂川年金事務所	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目
留萌年金事務所	077-8533	北海道留萌市大町3丁目

28. 国家資格の概要

(1) 救急救命士

「救急救命士」とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいいます。

(2) 診療放射線技師

「診療放射線技師」とは、診療放射線技師法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体照射することを業とする者をいいます。

(3) 臨床検査技師

「臨床検査技師」とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいいます。

(4) 理学療法士

「理学療法士」とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格あり、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法（身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること）を行うことを業とする者をいいます。

(5) 作業療法士

「作業療法士」とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格あり、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法（身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること）を行うことを業とする者をいいます。

(6) 視能訓練士

「視能訓練士」とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいいます。

(7)臨床工学技士

「臨床工学技士」とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいいます。

(8)義肢装具士

「義肢装具士」とは、義肢装具士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の制作及び身体への適合を行うことを業とする者をいいます。

(9)言語聴覚士

「言語聴覚士」とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練、その他の訓練これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいいます。

(10)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師

「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」及び「きゅう師」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、それぞれの免許を受けて、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者をいいます。。

(11)柔道整復師

「柔道整復師」とは、柔道整復師法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいいます。

(12)歯科衛生士

「歯科衛生士」とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置としての行為を行うことを業とする女子（ただし、法附則により男子について準用）をいいます。また、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

(13)歯科技工士

「歯科技工士」とは、歯科技工士法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工（特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工すること）を業とする者をいいます。

(14) 保健師

「保健師」とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて 保健指導に従事することを業とする者をいいます。

(15) 助産師

「助産師」とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊娠、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいいます。

(16) 看護師

「看護師」とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は治療の補助を行うことを業とする者をいいます。

(17) 栄養士

「栄養士」とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいいます。

栄養士免許は、栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付します。

(18) 管理栄養士

「管理栄養士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいいます。

管理栄養士国家試験の受験資格（概要）は、次のとおりです。

(ア) 管理栄養士養成施設を卒業した者

(イ) 栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を受けた後、在学していた栄養士養成施設（2～4年）の修業年限に応じた実務経験を有する者（修業年限2年の場合実務経験3年以上。修業年限に応じて実務経験年数は緩和されます。）

(19) 理容師・美容師

「理容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることを業とする者をいいます。

「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることを業とする者をいいます。

(20) 製菓衛生師

「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用い菓子製造業（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。）に従事する者をいいます。

(21) 食品衛生管理者

「食品衛生管理者」は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）又は食品添加物などを製造・加工する施設ごとに配置が義務づけられています。

食品衛生管理者となるためには、食品衛生法第 48 条第 6 項各号のいずれかに該当しなければならず、配置の場合は都道府県知事等に届け出ることが必要です。

なお、同法第 48 条第 6 項第 3 号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者」と定められています。

(22) 食品衛生監視員

「食品衛生監視員」とは、国（厚生労働大臣、内閣総理大臣）、都道府県知事及び指定都市、中核市並びに保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づく監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員として任用されるためには、食品衛生法施行令第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当しなければなりません。

なお、同令第 9 条第 1 項第 1 号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」と定められています。

(23) 保育士

「保育士」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条第 1 項の登録を受け、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

保育士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、保育士となるためには、都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録を交付することになっています。

- (ア) 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- (イ) 保育士試験に合格した者

(24) 社会福祉士

「社会福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、社会福祉士名称を用いて専門的知識及び技術をもって身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことをする者をいいます。

なお、社会福祉士となる資格を有するためには社会福祉士試験に合格することが必要であり、社会福祉士となるためには、同法第 43 条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は社会福祉士の登録したときは、申請者に社会福祉士登録証を交付することになっています。

(25) 介護福祉士

「介護福祉士」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき指針の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいいます。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当しなければならず、介護福祉士となるためには、同法第 43 条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。なお、指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっています。

- (ア) 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- (イ) 介護福祉士試験に合格した者

(26) 社会福祉主事

「社会福祉主事」とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法があります。

(27) 精神保健福祉士

「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいいます。